

令和 3 年

第 8 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 3 年 12 月 10 日
至 令和 3 年 12 月 17 日

飯 舘 村 議 会

令和3年第8回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 10	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 11	土	休 日		
第3日	12. 12	日	休 日		
第4日	12. 13	月	休 会		議案調査
第5日	12. 14	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～5番）
第6日	12. 15	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順6～7番）
第7日	12. 16	木	休 会		議案調査
第8日	12. 17	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和3年12月10日

令和3年第8回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和3年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年12月10日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和3年12月10日 午前10時00分				
	閉議	令和3年12月10日 午前11時19分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	3番 花井 茂		4番 飯畑 秀夫			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 高野 琢子	
地方自治法の 第121条のた めの 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村づくり 推進課長	村山 宏行	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	佐藤 正幸	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員 会書記長	高橋 正文	○
	選挙管理委員 会委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年12月10日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第8回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、条例案件8件、その他案件1件、承認2件、計16件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。11月24日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が12月7日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は7名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 花井 茂君、4番 飯畑秀夫君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第90号から議案第103号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和3年第8回飯舘村議会定例会を招集いたしましたこと

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。
それでは、提出議案の説明に先立ち、9月定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症関係についてです。

8月にピークを迎えた第5波は、デルタ株の強力な感染力により、1日当たり国内で2万5,000人を超える爆発的な感染拡大となりましたが、9月中旬以降、ようやく新規感染者が減少傾向となり、9月30日をもって、各地に発出されていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の全てが解除され、現在は、感染状況が落ち着いている状況であります。

ただ、今後、オミクロン株等による第6波の襲来が予想されることから、11月24日の議会臨時会において、第3回目となる新型コロナウイルス感染症予防衛生資材等購入給付金を決議いただき、現在12月末までの交付の準備を進めているところであります。

村としましては、感染状況が落ち着いている今が重要な時期と捉えておりますので、この村民お1人当たり1万円の給付金をぜひ有効にご活用いただき、引き続き感染予防にご尽力をいただきたいと考えているところであります。

次に、木質バイオマス発電施設整備事業についてであります。この事業については、4月に「飯舘村から始まる森林再生と未来志向型農業体系～木質バイオマス発電施設整備計画～の検討成果について」と題して、議員の皆様、全村民の皆様に書面にて配布し、パブリックコメントをいただいておりますが、村としては、村全体の里山の再生、村経済の活性化・村民所得の向上、ふくしま全体の復興への貢献、脱炭素社会の推進、未来志向型農業の振興のほか、村の人口増加対策にも一石を投じる大きな効果がある事業と判断し、国、県、関係機関との協議を踏まえて、復興庁への事業申請を進めてきております。

現時点までに省庁間の協議が完了していることから、今後、事業採択が出されれば、速やかに議員の皆様にご説明したいと考えております。

次に、帰還困難区域についてであります。

村内で唯一の帰還困難区域である長泥地区については、特定復興再生拠点計画に基づき、拠点区域については令和5年春の避難指示解除に向けて、除染、家屋解体、環境再生事業のほか、居住促進ゾーンの整備等が進められております。

一方、拠点区域外については、昨年12月に国が示した、いわゆる土地活用を目的とした避難指示解除スキームについて、長泥地区の住民の皆様は、コロナ禍での制限はあったものの、様々な機会を設けて制度内容をおつなぎしてきておりますが、本年8月末に新たに国が帰還を目的とした避難指示解除スキームを示したことから、去る10月3日に内閣府原子力災害対策支援チームによる住民の皆様への直接の制度説明会を実施したところであります。

村としても住民の皆様から出されたご意見を十二分に踏まえて、国への要請等を進めてまいりたいと考えております。

次に、各課の主な動きについてご報告をいたします。

まず、総務課関係です。

去る10月10日に村消防団秋季検閲式を挙行いたしました。コロナ禍で春季検閲式の開催

を見合わせたため、約1年ぶりの挙行となりましたが、約100名の団員が点検に臨み、消防団活動に長年貢献された消防団員に対しての表彰伝達も行われたところでもあります。村内在住の消防団員の減少など、様々な課題がありますが、その解決策についても引き続き検討を進めてまいります。

次に、10月20日に令和3年度第3回行政区長会議を開催いたしました。9月議会定例会及び臨時会の議案の報告や各課の各種施策についてご説明し、ご意見、ご要望をお聞きしております。

次に、10月31日に第49回衆議院議員総選挙の投開票を執行いたしました。期日前投票と当日投票を合わせた投票率は52.67%であり、前回平成29年度執行時の51.39%を1.28ポイント上回りました。

次に、11月27日、福島県主催の原子力防災・住民避難訓練が、飯舘村を会場に行われました。訓練は、東京電力福島第一原子力発電所で事故があり、飯舘村にも放射能汚染が広がったという想定で行われ、村民約20名が2台のバスで福島市に避難するという内容で実施されたところでもあります。訓練の一環として、川俣町においてはスクリーニング検査訓練が行われ、参加した職員や住民の方は、実際の有事を想定した訓練に真剣に取り組んでいたものであります。

次に、11月30日、令和3年度飯舘村表彰式典を交流センターで挙行了いたしました。今年度栄えある表彰を受けたのは、長年の消防団活動で功績があった蕨平地区の菊地 昇さんと小宮地区の佐藤清磨さんです。それぞれ功労表彰をお贈りし、今後も村政発展のため、さらなるご活躍をお願いしたところでもあります。

次に、村づくり推進課の企画係関係です。

まず、わくわく推進協議会の設置並びに開催についてご報告いたします。村では、村民の活力創出と新たな地域づくりを進めるため、住民主体での地域活性化等について、意見交換や事業提案・事業実施等を行い、村の将来を担う人材の育成を目的とした、いいたてわくわく推進協議会を10月25日に設置いたしました。

この協議会では、村の情報の効果的な発信方法の検討や村の現状の把握、各施策・事業等の検討などについてご協議いただくべく、公募を踏まえて選定した7名の方を委員に委嘱させていただいたところでもあります。

委員の任期は2年間で、10月25日に開催した第1回目において、委員長に草野行政区出身の大井利裕さんを、副委員長に安齋 香さんを互選により選出し、委員それぞれが「わくわく」を感じることを話し合い、今後、飯舘村全体の「わくわく」の創出を実現すべく、より具体的な協議を進めていくこととしたところでもあります。

次に、ふるさと納税返礼品における村産品の追加であります。ふるさと納税は、人口減少が進む地方と都市部との格差是正のため、各自治体の特色を生かすことで、自治体の枠を超えた全国からの自主的な納税を募ることができる制度として、平成20年に開始されたものであります。

東日本大震災後は、本村産の商品が少なかったために、総務省から例外的に村外産品による返礼品が認められておりますが、今年度から新たに、できるだけ村産品の返礼品を増

やすこととし、現在出展者、出展品目を継続して募集しております。

これにより、これまで4事業者にとどまっていた村関係の返礼品を12月上旬から新たに2事業者分を追加し、6事業者分としたところであります。現在さらに3事業者が追加手続を進めていることから、近く、合計9事業者分となる予定であります。

ふるさと納税返礼品は、村民の皆様が情熱を注いで生産、加工するふるさと産品を広く全国に周知する役割も担っていることから、引き続き村産品の返礼品を増やすことで、村民のなりわいや農業、商工業の活性化に努めてまいります。

次に、行政区ヒアリングであります。

去る11月19日の草野行政区を皮切りに始まりました行政区ヒアリングが、おおむね終了したところであります。

本ヒアリングは、現在の行政区の個々の課題や要望をじかに聞き取り、村政に反映させることを目的に、毎年度実施しているものであります。

聞き取りした主な内容としては、道路の改良や不法投棄対策、農業基盤整備促進事業など、多岐にわたるもので、担当課長や新コミュニティ担当者が同席し、村の事業進捗なども報告させていただきながら、内容を細かく聞き取りし、改善等に向けてご協議させていただいたところであります。

ヒアリングで寄せられた課題に関しては、可能なものから順に、国県要望を含めて速やかに対応させていただくほか、次年度以降の予算にも反映させていただき、住民サービスの向上を図り、地域に根差した村政運営に努めてまいります。

次に、商工観光関係です。

まず、商工業者向けの村補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金であります。10月末までに42件の申請があり、420万円の交付を行いました。引き続き各事業者に周知を図り、交付手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、県の事業再開・帰還促進事業によるいいたてプレミアム付商品券についてですが、6月1日から販売を開始し、11月末までに村民や村内事業所に勤務している方々に1万4,158冊を購入していただきました。

今年度は、1万5,000冊の限定販売となっており、村民への周知が浸透したこととの相乗効果で、販売当初から大変反響が大きく、昨年度に比べ、売上げも大幅に伸びております。

なお、事業再開・帰還促進事業の交付金を活用して開催する予定でありましたいいたて秋まつりは、コロナ禍の第5波の感染拡大傾向を踏まえて、残念ながら中止としましたが、12月11日には、村商工会主催のいいたて冬まつりが実施されることとなっておりますので、ぜひ多くの皆様にご来場いただき、冬の新たな風物詩イベントを楽しんでいただきたいと思います。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況ですが、本年4月から10月末までの全体利用客数は1,783人で、このうち宿泊利用者は182人となっております。

村内、村外を問わず、幅広くご利用いただいておりますが、本年2月の福島県沖地震による被害を受けての宿泊棟の閉鎖による影響は大きく、利用客の大幅な減少が見られ、厳しい施設運営となっております。

こうした中、10月に、きこり・あいの沢利活用検討プロジェクトチームを設置し、再開に向けた協議を始めております。

まずは、令和4年の春から、あいの沢キャンプ場の再開を目指したいと考えております。また、きこりについては、村唯一の宿泊施設であり、あいの沢とともに村の観光・交流の拠点でもありますので、交流人口の拡大を図るためにも、できるだけ早期に再開できるよう、改修の計画を進め、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、飯館村の道の駅までい館の状況ですが、本年4月から10月末までのレジ客数は、までい館が8万8,443人、セブンイレブンが15万8,845人となっております。

道の駅までい館においては、このコロナ禍の中でも利用者数の大きな減少はなく、従業員の努力もあり、現在まで経常的に黒字経営を続けているところであります。

村としても今後も努力を惜しまず、道の駅までい館を復興拠点施設として、地域の活性化を図ってまいります。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、オープン以来10月末までに1万1,371人のご利用をいただいております。

また、併設のドッグラン、わんこの庭のびのびも大変ご好評いただいております。会員証の発行を求められるリピーターの方もおられるほど、村内外のお客様に楽しんでいただいているところであります。

これら、風の子広場、ドッグラン、道の駅各施設の相乗効果により、復興拠点としてのにぎわい創出に大きな役割を果たしております。今後も皆様に喜ばれる施設となるよう努力してまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、税関係であります。コロナ禍での感染リスクを抑え、確実・便利・安全に納税することができる口座振替の登録者を増やすため、新規に口座振替を登録された方等を対象として、道の駅までい館の商品券を贈呈するキャンペーンを年内までの申込期間で実施しており、11月末までに488件の方に商品券を送付したところです。

次に、第6波の感染再拡大に備えるため、新型コロナウイルス感染予防対策としてマスク、消毒液等の購入費用を支援する給付金であります。

基準日の11月25日時点において、村に住民登録がある方5,011人を対象に、12月6日に村民お1人当たり1万円を給付する文書を世帯主の方へ送付したところであります。

昨年12月の2回目の給付を受けられている世帯については、登録されている口座に世帯分をまとめて、年内中に申請不要のプッシュ型で振り込みするよう、現在事務を進めているところであります。

次に、村民の帰還状況ですが、12月1日現在の村への帰還者は636世帯、1,234人で、帰還率は約24.6%となっております。これに震災後の転入者194人と、いいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は、771世帯で1,479人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外に176人、県内は、福島市に2,213人、南相馬市に306人、伊達市に266人、川俣町に257人、相馬市に137人など、合わせて3,351人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

まず、新型コロナウイルス・ワクチンの接種状況についてであります。村内居住者の2回目の接種率は、11月19日現在で89.8%となっており、村内・村外を合わせますと84.6%となっております。

11月末までには、接種を希望する方のほぼ全員が2回目のワクチン接種を終了し、今後につきましては、新たに12歳に到達する方や、何らかの理由により2回目の接種ができなかった方等に接種のご案内をしております。

また、現在国が進めているブースター接種、いわゆる3回目接種であります。

2回目接種後8か月を経過した方から順に対象となるため、本年12月、来年1月は、本年当初に先行しての接種が進められた医療機関や介護施設等の従事者の方が対象となりますが、村民の多くの方々は、2月以降が接種時期となるため、今後、順次接種券等を送付し、ご案内する予定で準備を進めております。

なお、3回目のワクチン接種については、村内で接種できるよう調整を進めており、12月中に村内でのワクチン接種を希望するかどうかなどの意向調査を実施し、その結果を基に、来年の2月下旬から接種できるよう体制を整備しております。

次に、令和3年度の集団健診についてであります。7月14日から21日までの6日間、いちばん館を会場に実施いたしました。

集団健診は、今年度においてもコロナ禍での実施であったため、感染防止対策を徹底しての実施でありましたが、昨年度より32名増の941人が受診されました。

集団健診の未受診者については、医療機関での受診が可能となっておりますが、今年度につきましては、コロナ禍の影響及び新型コロナワクチン接種等の関係で、医療機関での健診が制限された等の理由から、施設健診が少ない状況でありました。

このことから、今年度の健診未受診者については、個別に連絡をし、11月29日に臨時の集団健診日を設け、81名の村民の健診を実施したところであります。

健診の結果、指導が必要な方には、家庭訪問や電話で健康づくりのための保健指導を実施し、未受診の方には個別に受診勧奨のご案内を送付するなど、今後とも受診率向上を図るとともに、村民の健康管理に努めてまいります。

次に、9月に実施を予定していた村の敬老会ですが、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大と福島県に出されておりましたまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言を受け、苦渋の決断ではありましたが、中止の決定をさせていただきました。

なお、対象の方には、敬老会名簿のほか、お菓子やタオル等をお贈りするとともに、敬老祝い金をお振り込みさせていただいております。

次に、10月28日に伊丹沢行政区の花井トヨさんが、満100歳を迎えられました。現在のコロナ禍の状況で、福島県知事賀寿贈呈式は行われませんでした。贈呈された賀寿及び記念品をご自宅にてご本人に伝達するとともに、村からは、お祝い金と記念樹をお贈りしたところであります。

花井さんは、飯舘村では36人目の100歳到達者となります。さらなるご長寿をお祈りするものであります。

次に、産業振興関係です。

まず、農政関係では、避難指示解除後5度目を迎えたこの秋に、水田約176ヘクタールで稲刈りが実施され、うるち米の里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、コシヒカリやもち米のこがねもち、ヒメノモチ、飼料用米のふくひびきのほか、酒米、ホールクロップサイレージが収穫されたところであります。

これらについては、今年度から稼働を開始しました飯舘村ライスセンターにおいて、全量全袋検査等が可能となったことから、村内において11月下旬までに県が定めるモニタリング検査を実施し、全量が検出限界値未満であることを確認・公表した上で、放射性物質濃度を適正に計測した主食用米、飼料用米として、自家保有米を除くその全量がJAに出荷されているところであります。

また、今年度、村が新たな産品、特産品開発のために、震災前の平成22年度以来11年ぶりに作付した県オリジナル品種のもち米、あぶくまもちについては、前田地区の圃場16アールで870キログラムが収穫されました。

その後、去る10月27日には、関係者を招いての求評会を実施し、食味や特徴などを確かめたところであります。また、収穫されたあぶくまもちは、加工販売を行う村民の方や協定大学、プロの料理人等にそれぞれ提供し、加工の適正度合いの確認や販路の開拓のための試作品作りにご使用いただくほか、学校にも提供し、去る11月15日には、あぶくまもちを使った給食が子供たちに提供され、甘みを感じたなど、子供たちからの貴重な感想も聞かれたところであります。

今後は、種もみの生産や生産者の拡大など、村の特産品とすべく、各種の取組を進めてまいります。

次に、畜産関係についてですが、去る10月27日に本宮市において行われたJAグループ和牛育成管理共進会で、村内畜産農家2軒が繁殖雌牛3頭群の部で見事優等賞を受賞いたしました。

また、親子の部でも1軒の農家が一等賞を受賞するなど、村畜産農家の和牛生産技術の高さが認められたところであります。

特に今回の受賞は、いずれも30代から40代の若手生産者の受賞ということもあり、今後の村畜産の発展、そして、飯舘牛ブランド復活に期待の持てる結果となったところであります。

次に、農地の保全管理についてですが、長泥地区を除く地域で避難指示解除後5年目となり、昨年度より担い手への農地集積に向けた準備、10アール当たり1万2,000円の事業等により、保全管理を実施しているところであります。

次に、意欲ある担い手に農地を集約する農地中間管理事業についてですが、今年度は、12月までに草野、伊丹沢、飯樋町、大久保・外内行政区が、農地中間管理機構との農地の貸借契約を締結したほか、前田・八和木行政区が、年内に契約を締結する見込みとなっており、今年度の集積面積は、合計で約183ヘクタールとなる予定であります。

これにより、村内では、昨年度までの実績と合わせて7行政区が、この事業により、合計約320.4ヘクタールの農地を意欲ある担い手に集約することになります。

次に、森林関係についてであります。

平成29年度から森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、あいの沢周辺において清掃、枝打ち、下刈り等を週3回の頻度で実施しており、今年度も作業実施中であります。

また、本格的な森林施業の再開に向けて、ふくしま森林再生事業に取り組み、年度別計画の策定並びに森林施業の実施を進めております。

今年度は、二枚橋地区において約20ヘクタール、宮内地区で約7ヘクタール、合計約27ヘクタールの計画で間伐等が実施されているところであります。

次に、鳥獣被害対策関係では、飯館村鳥獣被害対策実施隊21名により、4月から11月中旬までに、イノシシ198頭、サル42頭の駆除を実施したところであります。

このうち、サルにつきましては、今年度捕獲隊員により組織したサル駆除プロジェクトチームによる大型のサル用囲いわなによる実績19頭が含まれております。

今後も継続してわなを設置し、効果を検証しながらサル対策の強化につなげてまいりたいと考えております。

また、村内で農業に携わる方の圃場については、引き続きご希望に応じて、順次電気柵やサル対策用フェンスの導入を進めているところであります。

次に、建設課関係です。

まず、農業集落排水事業について、震災で被害を受けた管路の復旧・入替え工事は、今年度末に完了する見込みとなっており、今年度の事業完了により、管路復旧・入替え工事で予定された箇所全ての工事が完了いたします。

次に、村道機能回復工事ですが、今年度計画している22路線、延長21.7キロメートルは、今月末には全て完了の見込みとなり、安全と快適な通行に寄与する事業となっております。

また、普通河川の清掃業務、いわゆる土砂上げですが、延長3.2キロメートルを今年度実施して、一通りの土砂上げが完了となっております。

次に、農業基盤整備促進事業については、村内17の行政区を、委託12件、工事39件を発注し、早期完了に向けて実施しているところであります。

また、ため池放射性物質対策工事は、11か所のため池において対策工事を実施し、今年度完了を見込んでいるところであります。

次に、教育委員会関係です。

今年度も新型コロナウイルス感染症対策として、学校等の行事については、慎重を期して実施しており、1学期中の実施を延期としてきた親子遠足などの行事を含め、ほぼ実施することができております。

特に、県外での活動となります9学年の修学旅行については、感染状況を鑑み、関東方面で実施する予定を変更して、岩手・宮城方面に範囲を絞って実施してきたところであります。

また、昨年度は実施を見送ってまいりました前期課程の児童全員による稲刈り体験授業についても10月8日に実施し、平成30年度から子供たちが村内での米作りを続けてきた中で、本年度ようやく直接自分たちが植え、稲刈りをしたお米を学校給食で食べることがで

きたものであります。生産者や地域の協力者を学校にお呼びしての試食会、交流事業も行い、一歩進んだ地域密着型のふるさと学習に取り組むことができたところであります。

次に、川俣町の小学生との交流事業である陸上競技大会が9月29日に開催されており、本村の5、6学年生が参加したところであります。

今年度は交流3年目となりますが、5学年男子が80メートルハードルで大会新記録で1位となるなど、本村児童たちにも次々と好記録が生まれ、一人一人が生き生きと、そして、堂々と競技に臨む姿が見られたところであります。

今後も他校との交流事業なども取り入れながら、子供たちの健全育成に努めてまいりたいと思っていますところであります。

次に、いいたて希望の里学園では、10月30日にいいたてっ子発表会「赤蜻祭」が開催され、までの里のこども園では、11月20日に生活発表会が開催されました。

今年度もコロナ対策として、園と学校それぞれでの開催とし、加えてこども園では、3歳未満児と3歳以上児の発表時間を区切り、園児及び保護者入替えによる発表会とするとともに、園・学校とも昨年同様、議員の皆様をはじめ来賓のご招待を極力控えさせていただいたところであります。

いずれの発表も、それぞれの年齢、学年の発達段階や学習の成果が十分に表現された素晴らしい内容であり、改めて先生方のご指導に感謝申し上げたところであります。

また、当日は、会場制限がある中ではありましたが、村議会議長をはじめ保護者の皆様にご覧いただき、惜しめない拍手をいただくなど、子供たちへの心温まるご支援をいただきましたことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

次に、生涯学習課関係です。

まず、新型コロナウイルス感染症は収まってまいりましたが、施設の利用及び事業の実施に当たっては、基本的な対策を十分行っていただくとともに、マスクの着用や手洗い、検温、手指消毒、施設使用後の消毒などにご理解とご協力をいただきながら、ご利用いただいているところであります。

次に、事業の実施状況ですが、9月12日と20日、同じく25日には、市町村対抗軟式野球大会の試合が行われ、1回戦は三春町に5対4、2回戦は南会津町に2対1と2連勝を飾りました。3回戦は西郷村と最後まで接戦の末、1対2で敗れましたが、村の歴史上初となるベスト16の快挙となりました。

市町村対抗ソフトボール大会は、10月16日に下郷町と対戦し、雨でグラウンドが泥水に覆われる厳しいコンディションの中、0対13で悔しい敗戦となりましたが、解団式では、今後、ピッチング講習会などを実施することなど、さらなるレベルアップを誓っていたところであります。

次に、第38回飯館村文化祭は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止となりましたが、総合文化展に代わる事業として10月20日から27日まで、旧飯樋小学校を再整備した地域防災センターにおいて、みんなの作品展を開催いたしました。

当日は、こども園、義務教育学校の児童生徒を含む村内外から550点を超える作品が展示されたほか、特別展示として「疫病退散！～村を護るオオカミたち～」を行い、好評を得

たところであります。8日間で延べ430名の村民が来場されたところであります。

次に、11月21日には、第33回ふくしま駅伝が開催されました。

昨年は、新型コロナの影響により、半分の区間での実施となりましたが、今年は、白河から県庁前までの全16区間に戻り開催され、飯舘村チームは、全区間を完走したところがあります。

今年の駅伝チームは、昨年にも増して、選手各自が世代を超えて切磋琢磨し、団結力のあるチームの仕上がりとなったことから、タイムは、設定時間よりも約7分も早くゴールすることができたと報告をいただいております。

ふるさと飯舘村のたすきをつないでくれた選手の皆さんの姿は、多くの村民に希望と元気を与えてくれたものと改めて感謝をいたします。

次に、本年から本格始動しましたパークゴルフ場の利用状況であります。4月24日から11月30日までの間に129日間開場し、延べ3,150人の方々にご利用いただいております。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第90号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）です。既定予算総額に1億7,490万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を149億6,060万4,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1億345万6,000円、土木費の道路橋梁費に4,730万円、教育費の教育総務費に1,021万5,000円などを計上しました。歳入には、地方交付税、国・県支出金、諸収入などを充てております。

議案第91号は、令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。既定予算総額から101万3,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1億8,668万4,000円としました。

議案第92号は、令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。既定予算の総額から49万5,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1億6,892万4,000円としました。

議案第93号は、令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。既定予算の総額に19万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億7,075万9,000円としました。

議案第94号は、令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。既定予算の総額に35万9,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を7,725万1,000円としました。

議案第95号は、飯舘村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例、及び、議案第96号は、飯舘村新産業創出等推進事業促進計画に基づく村税の特例に関する条例であります。これらはともに福島復興再生特別措置法の改正により、対象施設等の新設または増設に係る固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第97号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。これは子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において子供の均等割保険料の軽減率を拡充するものであります。

議案第98号は、飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例です。これは健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に引き上げるなどするものであります。

議案第99号は、飯舘村水道条例の一部を改正する条例です。これは震災前に比べて水道利用件数が減ったことなどから、使用料を整合性ある基準に設定するよう、村水道事業運営審議会からの答申に基づき、改正するものであります。

議案第100号は、飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例です。これは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設に伴い、課税免除の対象期間の延長などを行うものであります。

議案第101号は、復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは福島復興再生特別措置法の改正により、復興産業集積区域における課税免除の適用期限の延長などを行うものであります。

議案第102号は、企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは福島復興再生特別措置法の改正により、企業立地促進区域及び避難解除区域等における課税免除の適用期限の延長などを行うものであります。

議案第103号は、特定復興再生拠点エリア集会所等施設整備工事請負契約についてです。11月30日に8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その工事請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は4億4,000万円です。

承認第2号は、専決処分の承認についてです。これは18歳以下に給付する子育て世帯への臨時特別給付金及び第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費について、緊急性を要することから、専決処分させていただいた一般会計補正予算（第6号）であります。

承認第3号は、専決処分の承認についてです。これは令和3年10月に県人事委員会が、県議会及び県知事に対し、職員の給与等について改正勧告を行ったのを受け、村においてもその勧告内容に基づき、所要の改正を行うものであります。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時44分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時19分）

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
ご苦労さまです。

(午前11時19分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月10日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 花井 茂

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

令和3年12月14日

令和3年第8回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和3年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和3年12月14日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年12月14日 午前10時00分				
	閉議	令和3年12月14日 午後 4時02分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 眞 弘	○	2	横山 秀 人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀 夫	○
	5	佐藤 健 太	○	6	菅野 新 一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八 郎	○
	9	高橋 孝 雄	○	10	佐藤 一 郎	○
署名議員	5番 佐藤 健 太		6番 菅野 新 一			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉岡 誠	○	副 村 長	高橋 祐 一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村 づ く り 推 進 課 長	村山 宏行	△
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教 育 長	遠藤 哲	○	教 育 課 長	佐藤 正幸	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	三瓶 真	○
	農 業 委 員 会 会 長	菅野 啓一	○	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 会 長	高橋 正文	○
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 会 長	伊東 利	○	代 表 監 査 委 員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年12月14日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月10日、総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 渡邊 計君。

7番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番 渡邊 計、令和3年12月定例会において一般質問をさせていただきます。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響で年明けからずっと皆さん、制限された生活をしてきたわけでありまして、10月から解除された中で少しは落ち着くのかなと思っただけですが、またここで新しい変形したウイルスが出てきたおかげで第6波がどうなるか、これが抑制されれば来年度からは大分緩和された生活ができるのかなと思っております。

地球温暖化や気候の変動でそういう影響なのか、最近アメリカで竜巻が複数発生して多大な被害が出ておりますけれども、日本でもここ数日、大分あちこちで地震が増えているなど。東日本大震災を経験していますと、あのときもちょっと地震が増えた中であの大きい地震が来たなということでもちょっと気になっているところでありますけれども、我々議会も来年はこれまでできなかった研修を増やしまして、知識を得、村の復興につなげていきたいと考えているところであります。これは議会ばかりではなく、執行部の皆さんもいろいろな研修に行けなかったということで、もう2年近くできなかったということで、もし来年コロナが収まればやっぱりみんな、議会共々いろいろなほかの自治体を見て、いいものをどんどん取り上げていかないと復興が遅れますので、ぜひ議会と執行部、共に行けるところは一緒に行きたくて勉強してきたいと思っております。

では、質問に入ります。

まず、大きい1としまして、行政区ヒアリングと来年度予算について。

その中の1番としまして、11月に行政区ヒアリングが行われておりますけれども、その中ではどんな要望が多かったのかを伺います。

2番目に、来年度予算はどこに重点を置いた編成になるのかをお伺いいたします。また、ヒアリングなどでの要望はどのように生かされてくるのかをお伺いいたします。

大きい2番としまして、令和5年度の特措法改正と放射線環境及び解除要件についてお伺いいたします。

1番としまして、国は10年もたったのだからと特措法の改正を言い出しているようなことをしておりますけれども、村長はこのことについてどのように考えているのか、お伺いします。

2番目に、村の75%を占める山林に放射性物質が手つかずの状況であります。村長としてこの放射線環境についてどう考えているのか、お伺いいたします。

3番目、村民の要望や放射線環境を踏まえた上で解除要件をどのように考えているのか、お伺いいたします。

大きい3番としまして、帰村者の減少と少子高齢化についてお伺いいたします。

原発事故前の比率で推定した場合、現況の人口（帰村者）は実際にいつ頃と予測されているのか、お伺いいたします。

2番目、帰村者が少ない中、今後の少子高齢化対策をお伺いいたします。

大きい4番としまして、村内産のまき利用についてお伺いいたします。

薪ストーブなどを使用している人を村として把握していらっしゃるのかをお伺いいたします。

2番目としまして、村内産のまきを使用できずに買って使用する人への支援策についてお伺いいたします。

3番目、1キロ当たり8,000ベクレルを超える灰、それから放射性物質等は指定廃棄物として自治体が処理すべきものとするが、行政の考えをお伺いいたします。

大きい5番目として、あいの沢・きこり及び道の駅についてお伺いいたします。

あいの沢・きこりの今後の方向性についてお伺いいたします。

2番目としまして、道の駅、風の子広場、ドッグランを含みます。これらの増改築についてお伺いいたします。

3番目、道の駅の管理運営体制についてお伺いいたします。

以上、5項目13点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 7番 渡邊 計議員のご質問の3、帰村者の減少と少子高齢化についてお答えいたします。

原子力発電所事故前の本村における人口の自然減少想定と現況の現住人口推移との比較についてのご質問かと思います。

令和2年、2020年10月1日現在の住民基本台帳におけるいわゆる住基人口は5,301人ですが、令和2年に実施されました国勢調査によりますと10月1日現在の現住人口

は1,318人となっております。また、村が定期的に調査している村内居住者数については、同じく令和2年、2020年10月1日時点で1,480人であり、住基人口比で約27%の村内居住率となっております。

なお、人口推計については、平成27年度に策定した「いいたてまでいな創生総合戦略」における長期人口推計がありますが、約40年後であります2060年までに約3,000人が減少し、2,398人になることを想定しております。

一方で、国勢調査及び村内居住者数に基づく実際に村に住んでいる方の数、すなわち現住人口で比較しますと、震災後10年間で約4,000人が減少したことになり、想定以上の急激な現住人口の減少が東日本大震災及び原子力発電所事故が原因となって起こっております。

このため、村としては現住人口を増やすための施策を進めております。

このたび、村独自の定住施策として、移住される方のみが優遇されるこれまでの制度を見直し、移住される方や村民の方々をはじめ、分け隔てなく、なりわいを起こす方々を対象とした「スタートアップ補助金」を創設しました。

この補助金の内容としましては、なりわいとして商工業の本格的操業を前提とした起業する人を支援する「スタートダッシュ補助金」と、すぐに本格操業は開始できなくとも、手仕事などを積み上げて起業を図る方のための「スタートサポート補助金」という2つの補助メニューを準備し、それぞれの現状に応じて支援できるようにしたところであります。

さらに、本議会へ上程しているベンチャー企業補助金と併せて、村としましては、なりわいづくりの支援により、定住人口を増やす取組を加速していきたいと考えております。

なお、いずれの事業も12月の広報いいたてお知らせ版で周知したところでありますが、意欲的な取組を最大限支援してまいりたいと考えております。また一方で、国が新たに創設した移住定住促進施策も有効に活用してまいります。

今年度のこれまでの取組としては、国、県を中心に移住支援センターを設置し、被災12市町村を中心に県外から福島県に呼び込む事業として、移住支援金や移住体験ツアーなど各種事業を展開しております。コロナ禍で思うような開催はできていないようですが、コロナの動向を見定めつつ、村としても県外からの移住定住者の呼び込みも国、県と協力して進めてまいりたいと考えております。

村では、村民の方はもちろんのこと、新たに移住された方も、また、村外にお住まいの方も、村内で事業を起こすなどの意欲的な取組は、まさしく「ふるさとの担い手」の姿であり、積極的に支援していくべきものと考えております。

また、共に汗を流し、喜びを分かち合う人々を呼び込むことが村の魅力を磨き上げることにつながり、その過程における「わくわく」が新たな人材、「ふるさとの担い手」をさらに増やすことにつながるものであり、これらの相乗効果が本村を「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」に築き上げ、着実な定住人口の増加と地域の活性化を実現するものと考えております。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、1番、行政区ヒアリングと来年度予算についてということ、5番目のあいの沢・きこり及び道の駅についてのご質問についてお答えします。

まず、行政区ヒアリングの部分ではありますが、2つのご質問、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

令和3年度行政区ヒアリングについては、今後の国、県への要望活動や令和4年度における村の事業策定及び予算編成に当たりまして、各行政区より要望、課題等を伺うことを目的として、11月19日草野行政区から始まり、12月3日まで実施したところでございます。

ヒアリングの内容としましては、農業基盤整備促進事業関連、道路の改良や支障木伐採関連、地域コミュニティーの維持に関する問題や将来の展望、鳥獣害対策など、多岐にわたっております。

村としましては、今回の行政区ヒアリングで出された要望や課題を全庁で共有して、一つ一つを検証し、可能なものから予算、事業に反映させることで、これらの要望を踏まえた住民サービスの向上を図り、地域に根差した村政運営に努めてまいります。

次に、令和4年度予算の重点についてであります。さきの村職員向けに実施した当初予算編成方針説明会において、特に①として「次世代・継承」、②「なりわい」、③「10年後を見据える」、④「帰還困難区域」の4つのキーワードを柱とした予算編成に取り組むよう指示したところでございます。

この柱を基本に第6次総合振興計画及び復興計画に上げた事業を各課において事業化し、次年度予算に反映させたいと考えております。

次に、あいの沢・きこりの1点目のご質問であります。村では、きこり・あいの沢利活用検討プロジェクトチームを設置し、現在までに3回の会議を開催しております。このプロジェクトチームでは、コンサルティング会社の協力を得ながら、村民の森全体を一体的に捉え、村の観光・交流の拠点としてどのように活用していくのかを多角的に検討しております。この検討の中で、まずは令和4年の春から、あいの沢キャンプ場の再開を目指した準備を進めております。

また、村民の森あいの沢につきましては、震災以降、手入れができなかった期間が長く、また、各設備の老朽化が著しかったことから、バンガローやあずまやの一部、焼き肉ロッジ、シャワー棟などの設備を撤去している状況でございます。また、長期ブランクを経ての再開であるため、施設の管理運営面からすぐに全面オープンすることは難しいと考えており、オートキャンプ場をメインに徐々に活用エリアを増やしていきたいと考えているところでございます。

また、きこりににつきましては、今年2月の福島県沖地震で3度目の被害を受けた宿泊棟の営業再開が課題となっております。村唯一の宿泊施設でありますので、できるだけ早期に再開できるよう改修の計画を進め、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

具体的には、今年度中に躯体の状況について詳細調査を行い、必要な改修策を選定した上で早期の再開を目指してまいりたいと思っております。

きこり、あいの沢につきましては、村の重要な観光・交流の拠点でありますので、今後もプロジェクトチームにとどまらず、幅広くご意見をいただきながら検討を重ね、より利用しやすく皆様に喜んでいただける施設となるよう努力してまいりたいと考えております。また、村内外に広く情報発信をしながら、交流人口、関係人口の拡大を図ってまいります。

次に、5-2、5-3でございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに、5-2の道の駅（風の子広場、ドッグラン等）の増改築について伺うのですが、道の駅ほか各施設の増改築につきましては、昨年度に道の駅の展示販売ホールを増床し、風の子広場との間にデッキを増設いたしました。また、道の駅のトイレにつきましても、県に要望し、男子トイレの一部改修がなされたところでございます。

今後の整備につきましては、コロナ禍における集客状況やニーズ等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、5-3の道の駅の管理体制について伺うのですが、現在、いいたて村の道の駅までい館の管理、運営につきましては、平成29年の開業以来、指定管理者制度により株式会社までいガーデンビレッジいいたてへ委託しております。また、飯舘村は株式会社までいガーデンビレッジの筆頭株主でありますので、村長が取締役会の互選にて代表取締役就任しておるところでございます。

現在は、駅長をはじめとするスタッフの努力により経常損益が黒字となり、開業以来の赤字の解消という成果を上げているほか、さらなる経営進展に向けて鋭意努力を重ねている点などについて定期的に報告を受けているところでございます。

なお、道の駅では、スタッフ同士のミーティングはもとより、経営者による従業員全員のヒアリングの実施など、よりよい施設となるよう改善に努めているところでございます。

村としましては、より一層のサービス向上に資するよう、今後も必要に応じて適切な指示、指導に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、質問の2項目めと4項目めにつきましてお答えを申し上げます。

まず初めに、ご質問2の令和5年度の特措法改正と放射線環境及び解除要件についての1点目、特措法改正についてお答えいたします。

原子力災害からの復興と再生を総合的に推進するため平成24年に制定された福島復興再生特別措置法は、この間の復興を取り巻く状況の変化に対応するため、平成25年、平成27年、平成29年、令和2年の4回にわたって改正が行われております。

令和2年の法改正においては、移住等の促進による新たな活力を呼び込むための取組、営農再開の加速化、海外を含む風評被害への対応などが明記されました。

これを受け、福島復興再生特別措置法の第7条に基づき、令和3年4月、復興庁は福島県知事が作成する福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画について、内閣総理大臣による認定を行っております。本計画は、原子力災害からの復興及び再生を推進

するための計画であり、これまでの避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画及び重点推進計画を統合するものです。

計画の内容は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、改正福島特措法において、これまでの計画における各種特例措置のほかに、新たに整備された「避難指示・解除区域の復興・再生に向けた、新たな住民の移住等の促進や営農再開の加速化に関する施策」、「福島イノベーション・コースト構想の推進や風評被害が経営に及ぼす影響に対処するための事業活動に係る税制上の特例措置」など、復興・再生に必要な広範囲にわたる多様な内容になっております。

平成29年3月末の長泥地区を除く19地区の避難指示解除から4年8か月以上が経過しましたが、村としましてはより充実した復興、ふるさとの再生と発展のためにはさらなる期間が必要と考えております。

また、急激な居住人口の減少という大きな課題に対して、人口増加を図るためには、産業創成や企業誘致、なりわいづくりが必要不可欠であり、さらには医療、介護、買物環境などの改善を図りつつ、意欲高いふるさとの担い手を呼び込んでいくことが求められます。

村としましては、財源の確保はもとより、これまで以上に村に寄り添った国の支援が必要であると考えておりますので、県やその他関係機関とも連携しながら、必要な要望、要請を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の山林の放射線環境についてお答えいたします。

ご存じのとおり、環境省による除染につきましては、帰還困難区域を除き、除染同意をいただいた宅地、農地、道路等の面的除染並びに林縁部から20メートルの範囲の除染は平成28年12月に事業を完了しております。

しかしながら、森林については環境省除染の対象外であり、林縁部から20メートルの範囲までのいわゆる「際除染」についても堆積物除去にとどまっているところです。このため、山林のほとんどは未除染となっており、現在村が進めてきている「ふくしま森林再生事業」を実施するに当たっても、あらかじめ村内の空間線量を測定して対象地の絞り込みをするなど、森林内作業については被ばくを抑制する対策が必要であります。

これまで、国、東電に対しては、森林・林業対策の推進や森林における放射性物質対策について福島県町村会、相馬地方市町村会として要請活動を行ってきておりますが、なお国、東電に対し引き続きの要請を続けてまいりたいと考えております。

なお、追加被ばくの抑制には内部被ばく対策と外部被ばく対策がありますが、内部被ばく対策については、米の全量全袋検査や野菜等の食品放射能モニタリングなどが厳密に実施されてきていることから、道の駅直売所を含めて市場流通する食品についてはその安全性、信頼性が担保されておりますが、山取りのキノコや山菜につきましては摂取制限があることから、村では定期的に食べないように周知徹底をしてきているところです。

また、外部被ばく対策の根本原則として、放射線防護の3原則があります。1つ目は放射線源から「離れる」という方法、2つ目は放射線を「遮蔽する」という方法、3つ目は放射線源の「近くにいる時間を短くする」という方法ですが、いずれの防護策におい

でも放射線を発生する源、すなわち放射線源がどこにあるかを一定程度特定しておくことが必要です。

したがって、面的除染が完了している地域においては、放射線源の大部分が未除染地である山林・林野部にあると想定することができることから、日常的にできる追加外部被ばくを抑制する対策は、必要がない限りは山林・林野部に近づかない、必要がある場合においても山林・林野部にいる時間を短くすることです。

なお、村といたしましては、これまでも進めてまいりました「ふくしま森林再生事業」等を活用しての里山の再生をさらに効率的かつ大規模に実施していくためにも、除間伐した木材等を燃料とする木質バイオマス発電施設整備事業を実現すべく、国、県、関係機関との協議を進めているところであります。

次に、3点目の村民の要望や放射線環境を踏まえた上での解除要件についてお答えいたします。

国は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針で、「追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す」こと及び「追加被ばく線量が20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指す」ことを定めております。

また、避難指示の解除要件のうち、放射線環境に関する要件は「空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であること」であり、平成29年2月12日に原子力災害現地対策本部内閣府原子力被災者生活支援チームが住民説明用に用いた「飯舘村の復興に向けた取組みの現状と課題への対応」によると、平成28年11月までに2回目の事後モニタリングが実施され、除染前と比較して空間線量率が約70%低減されていることが示されております。

このほかインフラ復旧などの状況を総合的に判断して、国が本村の避難指示を解除したものと認識しております。

なお、国の定めた要件はあるものの、さらなる安心・安全のため、全村避難指示があった平成23年中に村は独自の除染の目標値として年間5ミリシーベルト以下を除染目標と定め、全地区で汚染濃度にかかわらず除染は反転耕ではなく全て剥ぎ取りで行うことなど、国に対して徹底した線量の低減を求めてきました。

また、除染状況を検証するため、長泥地区を除く19行政区で環境省が面的除染を平成28年12月に終了したことに伴い、平成29年3月に有識者や住民で構成される除染検証委員会を立ち上げ、5回にわたる会議を行い、同年6月に「飯舘村の放射線環境は1年間に5ミリシーベルトをおおむね下回る状況にある」という報告書をまとめ、村に提出いただいているところです。

なお、今後、帰還困難区域の避難指示解除につきましても、有識者や住民による検証を行っていくこととしております。

次に、ご質問4番の村内産のまき利用につきまして、こちら4-1から4-3まで関連

がありますので一括してお答えいたします。

初めに、4-1の薪ストーブなどを利用している人の把握についてですが、原発事故前は山から木を伐採し、まきや炭を使ってストーブやこたつで暖を取っていた家庭も多くありましたし、近年は新築や改築を機に薪ストーブを設置される家庭もあるようです。

ただ、これらまきを利用している人については、現在村では把握はできておりません。

次に、4-2の村内産のまきを使用できず買って使用する人への支援についてですが、まきが使用できないことに対しては、東京電力ホールディングス株式会社を通じて確認したところ、原子力発電所事故に伴う損害賠償の中で原子力損害賠償紛争審議会が定めた基準に基づき支払われた精神的損害賠償の月10万円の中に含まれているとのことですが、現在はこれに関する賠償は終了しております。

村といたしましては、村内にお住まいの方が電気や灯油、太陽光発電など、多様なエネルギー源を活用されている中で、まきの購入のみを直接的に支援することは難しいと考えておりますが、村が計画しております木質バイオマス発電事業により村内の山林の間伐を進めて里山の再生を図ることで、将来的に村の木材が再び利用できるようになることを期待しているところであります。

次に、4-3の1キログラム当たり8,000ベクレルを超える灰は指定廃棄物として自治体が処理すべきについてであります。1キログラム当たり8,000ベクレルを超えた焼却灰が発生した場合は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、排出者が環境省に届け出て指定廃棄物の指定を受けた上で、国が処理するまでの間、届出者が管理することとなっております。

したがいまして、村といたしましては、個人が高いレベルの放射性物質を身近に取り扱うことで追加被ばくを受けたり、また、周辺への影響が出ないようにしなければならないと考えておりますので、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える灰が出ないように、引き続きお知らせ版等で村内の木をまきとして利用しないようお願いしてまいります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） では、再質問により、これらの答弁に対してと私の意見とをいろいろ突き合わせていきたいと思っております。

まず、行政区ヒアリングではどのような要望が多かったかということで、答弁の中では農業基盤整備促進事業関連、道路の改良や支障木伐採関連、地域コミュニティーの維持に関する問題や将来の展望、鳥獣害対策など、そのほかいろいろ河川の浚渫工事とかも上がっているだろうと思えますけれども、これらが、恐らくここ二、三年、毎年上がってきている内容はほとんど同じなのかなと私は思うわけでありまして。特に農業基盤整備促進事業などに関しましては、ある農民の方からも基盤整備を行った場所においてはU字溝も入れ替えてくれるけれども、土側溝のところはそのままだと。でも、これは国の税金で行っている以上、平等な扱いをすべきではないかと。基盤整備事業をやっていない部分については、やってもらえないと。そういう苦情も伺っております。

それと、支障木伐採関連ですが、これらは随時行っておられ、毎年やっているとしま

すけれども、この地域コミュニティの維持ですね。これに関して、戻ってきた人が非常に少ない。その中で今やっているのは、何か地域の会議がありますと役員の人だけが集まっている。ここ2年ぐらいはコロナの影響もあり、総会も開かれなくなっておりますけれども、ただ、このコミュニティの維持ですけれども、2年ぐらい前までは避難先にもコミュニティを維持するための避難先の自治会とかもありましたけれども、今はなくなっていると。これで本当に村民同士のコミュニティが取れているのかなと思うわけでありましてけれども、これ、来年度予算にこういうことがどんだんだんだのっかってくるわけですが、前あって今なくなったそういう避難先での自治会のコミュニティ、これについてどう考えて、来年度予算にどのように生かされるのかお伺いします。

副村長（高橋祐一君） 私からは、1点目の土側溝がそのままであるという部分でありますけれども、農業基盤整備促進事業については復興庁の事業でありますけれども、農水省関係の補助を使ってやっているという流れになっております。基本的には整備は進められるわけでありまして、まず一番は営農計画ですね。あくまでもこれから営農していくんだよというある程度の計画がないと、その部分の整備については今手をつけていないという状況でございますので、また、そのような部分についてはその辺を担当者のほうと確認を取って、具体的にその場所の協議をしていただければなと思っております。

まず1点目は以上です。

総務課長（高橋正文君） 来年度予算に村外の自治組織、どう生かされるんだというご質問であります。まず予算の編成について若干申し上げますと、現在、今月いっぱいまで各課からの概算要求が上がってくると。1月にその要求内容をヒアリングをして、2月に予算書の調製をします。そして3月の予算審査特別委員会のほうで審査をいただくという工程で今進めているところであります。

今ほど渡邊議員からあった村外での新たな自治組織ということではありますが、必要であるかどうかということも含めましてそのニーズというか要望というもの、あまり村のほうでは今のところは把握していないということでもあります。予算化に向けてその辺も新たに検討しながら編成を進めてまいりたいと考えております。

7番（渡邊 計君） これからの予算化でそういう要望はまだ聞いていないということですが、聞けないですね。元の20行政区からしか聞いていないんだから。でも、2年前まであった自治会、これらからも聞く必要があるんじゃないかと。実際、私も要望を聞いているんです。

現在、いまだに福島市のほうには避難人数が2,200人、それと南相馬市300人、伊達市266人、それから川俣町に257人と、こう大きく避難しているところがこれらなんですけれども、結局、前は避難先の自治会があってコミュニティが取れていたと。でも、今は何もないと。

車があったりする人は20行政区の中の集まりとかに行けるんですけれども、車のない方とかは飯館で開かれる場合、避難先から戻ってこなければいけないということもありますし、特にここ2年間、コロナで集まることができなくて、ほとんどの地域は恐らく

文書にて同意をいただいて総会での代わりとしてきたのではないかと思いますけれども、コロナもこれ、恐らく来年夏頃までには収まってくるのではないかなど。第6波をうまく抑制することができればもっと早く、そして薬ができればもっと早く落ち着くんじやないかと思いますけれども、そういう中でまだまだ避難継続をする中でこの避難先での自治会、結構人数的にも多い中で復活させようとする考えはあるのか、ないのか、お伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 行政区ヒアリングでは実際のところ、行政区のコミュニティーがうまく維持できないというお話、多数いただきました。村としてもいろいろ、極論を言えば行政区からは行政区再編を考えていないのかとか、そういうお話もいただいたところでもありますので、それは引き続き検討させていただきたいと思います。

当初予算に村外の自治組織ということですが、これは解散するまで村外の自治組織は重要な役割を果たしたという認識はしております。避難中、自治組織に支えられて避難生活ができたという声も聞いております。ただ、今、解除、5年を過ぎようとしたところで村外に自治組織というのが必要なのかどうかということも含めまして、当初予算編成の際にはその辺の内容についても検討させていただきたいと考えております。

7番（渡邊 計君） 12月1日現在、村のホームページに載っている帰還人数1,234人、それから移住人数、特老などを合わせて1,479人。これ、福島市に避難している2,200人よりもかなり低いわけですよ。その辺をどう捉えるかは執行部次第でありますけれども、避難先の自治会があった頃は新しい自治会でのコミュニティー、それから元の飯館の行政区でのコミュニティーとかと、いろいろ皆さん、顔見知りになることも多くて、いろいろな行事も度々行われて大分よかったなと思っていたんですが、今後どのようにするか、ぜひ検討していただいて、まだ避難は続きますのでその辺、住民のことを十分に考えて行政を執行していただきたいと。

それで、2番目の特措法改正ということですが、これ、答弁で平成25年、平成27年、平成29年、あとは令和3年から令和7年度までの5年間の改正とか、内容を述べてもらいましたが、私が聞きたいのは、先月あたり新聞をにぎわした令和5年度あたりから医療費の税制免除、医療費窓口免除、これをなくしていく方向にするという新聞が大きく一面に載っておりました。

そこで、国のほうは10年もたったんだからという言い方でそういう新聞発表をしておりますけれども、確かに地震、津波、それだけであれば、我々も今からだと3年前になりますか、岩手、宮城のほうをずっと研修として回ってきました。確かに10年間で大分直ってきました。整地もされているししてきました。でも、我々の飯館村には、我々だけじゃなくて、今回、原発被災に遭った12市町村、これらにおいては30年でようやく半減期を迎えるセシウム137があるわけですよ。そして、30年後にはどこかに持っていこうという中間貯蔵施設の汚染物、要は除染土ですね。これらもずっと置きっ放し。そして、原発の廃炉はどうなるのか、いまだに不明。あれだけ高線量のかまをどのように処分するのか、それらも不明の中で、私は10年もじゃなくて、まだ10年しかたっていない。

そして、今、蕨平におけるバイオマス発電が計画されている中、これ、2年後から操業

でありますけれども、これらに関しても森林再生を目指していますが、今のところ20年の計画。でも、20年では村内の75%の森林全てはきれいにならないと思います。というのは、これは75%のうちの半分は私有林であり、半分は国有林であると。今回、森林組合から要望も上がってきていますが、やっぱり伐採の量を増やしたいと。ということになると、国有林の伐採も視野に入れていかないと木材が足りなくなる。そして、国有林の伐採も含めて初めて森林の放射性物質や森林再生が行われるわけでありますので、そういうことを考えますと、特にセシウム137を考えただけでもまだ10年なんですよ。私から言えば、セシウム137の半減期30年、これを迎えるまでは国、東電が責任を取るべきだと私は考えるんでありますが、村長はいかが考えておりますか。

村長（杉岡 誠君） 今、議員おただしのとおりでありますけれども、この問題については、特に医療費の問題については飯館1村の話ではありませんので、被災12市町村、あるいは県内全域の県町村会とか、あるいは相馬地方、あるいは双葉地方もありますけれども、それぞれの市町村会、町村会、皆が共通して持っている課題でありますので、これまでも継続的に要望しておりますけれども、村としても引き続き今のようなご趣旨も踏まえて、早急な医療費の自己負担、ある程度設けるとか、そういうことがないようにという要請をしっかりと続けていきたいと考えております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 令和3年度、改正されて令和7年度までの5年間の改正福島特措法がありますけれども、国はこのあたりでと。令和5年から医療費の税制あるいは窓口負担の免除、これを減らしていきたいと。一気に減らすのか、徐々に減らすのか、その辺はまだ何も決まっていなみたいですが、しかしながらやっぱりそこで切って果たしていいのかなど。それで国の責任は終わったのかなど。国はできるだけ早く責任を終わらせたいと思っているんでしょうから、それでまた原発の安全神話を復活させてどこかで原発を動かしたいと思っているんでしょうが、やっぱりこの被災に遭った市町村ですか、これらともやっぱりこれに関してはきっちりと話合いの中で、部分部分じゃなくて福島県全体の話として進めていただければなと思っています。

次に、村の75%を占める山林の放射性物質でありますけれども、これ、答弁の中、ちょっと疑問なのが、除染に関して林縁部から20メートルの範囲の除染は平成28年12月に事業を完了しておりますということですが、これは我々も除染に関して当時、環境省といろいろやり合いました。最初は確かに林縁部から20メートルという話でした。それも水平距離ではなくて、なり。なりに20メートルというと、山の角度によって水平距離で全然違ってくるわけです。しかし、実際は林縁部からではなく、家の角から20メートル。これは環境省が最後に絶対譲らない位置だったんです。その中でなぜこういう答弁が返ってきたのか。

これに関しては、当時、環境省と20行政区全部、話合いをやった中でどこでも出た問題であり、私なんかもおかしいだろと大分騒いでいた者であります。この辺は村としては林縁部から20メートルとしか把握していないということでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の中の林縁部からの20メートルという点でありますけ

れども、おっしゃるようにこちら村側担当としましては、今その20メートルというところでの整理をしているところでありまして、今の再質問の中にもありましたような実際のそのばらつきといたしますか、そういうところは正直、詳細までは把握しておりません。ただ、まるっきり水平方向20メートルではなくて、そのなりといたしますか、そういうことで20メートルであったということについては把握しております。

以上です。

7番（渡邊 計君） なりに20メートルは把握していると。でも、これ、林縁部か、家の建物から20メートルなのかは把握していませんか。

産業振興課長（三瓶 真君） そこまでは把握をしておりませんで、今のところ環境省の基準のとおりということで把握をしているところであります。

7番（渡邊 計君） 当時、話合いの中は今退職しておられる中川課長だったわけで、彼は全て知っていると思えますけれども、そのほかこの中に対策本部としていた課長もおられると思えますが、そういう中でこういう答弁が返ってくるということは、私は行政、何やっているんだと。本当に林縁部から20メートルをやっていますよと言ったら、村民は怒りますよ、これ。家から20メートルですよ。それもなりですからね。後ろが30度でいくか、45度でいくか、これによって全然水平距離が違ってくるわけですよ。それで私も当時は大分騒ぎましたけれども、この辺の林縁部からじゃなくて、これ、建物からということに直しておかないと村民は納得しないんじゃないかなと。私、議会広報にはこのまま書かせていただきますが、村民がどう反応するか。

そして、この森林にまだ手つかずの放射線が全てある中で、放射線環境、どういうことで村長はどう考えているのかということですが、村長は防護三原則を、放射線に関しては物理学でその分野の専門でありますけれども、確かに離れる、遮蔽、それから時間を短くすると。放射線源がどこにあるかということでもありますけれども、これ、森林に入っても結局、放射線源というのはほとんどが放射線源なんですよね。そして、木が吸い上げている。これ、特に杉などは新芽の部分に吸い上げてあるということは、下からだけじゃなくて上からも横からも来て、飯舘村においては全てが線源なんですよ。

そういう中でこの放射線環境が、果たして人が住む中、あるいは仕事をする中でいいのかどうか、特に子供たちが戻ってくれば、飯舘村は自然の宝庫ですから、私らの頃は今の子供と違って、本当に遊びに行くというと山の中に入ったり、川に入ったり、そういう遊びをしてきたわけですが、今の子供さん、テレビゲームとか、そういうものに夢中ですので表に出るかどうかわからないですけれども。

そして、今、村で月に2回出てくるこのお知らせ版、このお知らせ版の中の放射線量に関しましても、1センチの高さと1メートルの高さとほとんど変わりのないところが多い。ということは、あれだけ除染した田んぼとか、そういうところも含めまして敷地内でも除染した中でなぜ1メートルと1センチのところほとんど変わらない高さなのかと。それを考えると、私は生活する上での放射線環境はまだまだ整っていないのではないかなと考えるわけですが、村長のお考えをもう一度お聞きします。

副村長（高橋祐一君） 防護三原則の前に、先ほど際除染20メートルということで宅地から

というお話がございましたが、飯舘村振興公社においては当初、モデル的に先行的に除染をやっておりました。基本的には際除染というのは建物ではなくて敷地です。除染する敷地、宅地敷地のエリアから20メートル。その20メートルについて、議員おただしのとおり、水平距離ではなくて斜距離で、その地形どおりに持っていくという形で除染していると認識しております。

また、その20メートルという定義ではございますが、やはり環境省のほうでお話があったのは、やはり勾配が急で除染ができない、人が入れないという部分については、ある程度下から届く範囲という形で除染しているところもあるとお聞きしております。

村長（杉岡 誠君） 住むあるいは働くための環境がまだまだ整っていないのではないのかというお話であります。議員おただしのとおり、何もなかった、汚染がされなかった土地と全く同じになったかと言われれば、決してそうではないというのが村の実情であり現状であるというのは、これは全村民といいますか、議員の皆様を含めて全員が共通認識を持っているかなと思っておりますし、私もそういう認識に立っております。

ただ、汚染が残っている、あるいは放射線が残っていることによって、それが全ての環境として整っていないから何もできないということではなくて、自分たちができることをしっかり見定めながらできることをやっていくし、あるいは除染についても技術開発も含めてさらに要望していくという両方の道あるいは3本の道をしっかり歩んできているのが村なのかなと思っております。整っていないことをただ言葉だけで何かを要請しても駄目なものですから、そこはしっかり私たち自身が認識をする中で、それをさらに要請とか要望に、あるいは私たちの事業につなげていくということが行政には求められると思いますので、そのような観点でこれからも要請に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 今、副村長から振興公社は20メートルをやったというお話を聞いたんですが、確かに振興公社がやったときは丁寧にやってくれました。本当に丁寧にやりました。二枚橋、須萱、本当に見たとききれいでした。でも、環境省に移ってからは本当に雑なやり方で、家の周り、トタンや瓦は1回拭いたら畳んでもう1回拭いて、あとは一面で1回拭いて、あとは同じ面を使わないと。でも、私、実際に見ていたら、紙のタオルですよ。ぼろぼろになるまで使っていた。そういうのを本当に目に見えて見ているわけなんです。だから、環境省の除染がいかに駄目だったか。

そして、恐らく当時この議事録、会議録、録音してあるんでないかと思えますけれども、建物から20メートル、それもなり。これが私は実際に環境省との除染の話合いの中でそういう話になって、環境省は譲らなかったというのが私の記憶では正しいと思うので、その辺、恐らく録音したり議事録は取ってあるんでしょうから確認していただければなと。そういうふうに思います。

それで、村民の要望や解除要件ということですが、村長が10月20日付で国のほうに要望を出しておりますけれども、復興大臣宛ての要望の中で森林再生事業への取組についてということで、森林の除染が実施されていないため、生活空間となっている自

宅、裏山周辺の里山については、放射線量が高く立入りできない状況下にあると。このように要望しているんですね。まさにそのとおりです。

そして、国の言い分がおかしいのは、年間5ミリシーベルトのところならいいけれども、森林作業をする人は2.8マイクロパーアワーでしたか、それ以上のところに入らないでくださいと。2時間以上作業をしないでくださいと。でも、これ、解除条件の中では年間20ミリシーベルト、あるいは村のほうでは年間5ミリシーベルト。年間5ミリシーベルトというと、1時間当たり1マイクロシーベルトですか。年間20ミリシーベルトだと1時間当たり4マイクロシーベルトですか。そういう数字になる中で、なぜ国が2.8マイクロシーベルト以上の森林で2時間以上作業をするなど。24時間生活しても、大体5倍すればそれ、出るんですから、年間14ミリシーベルトで収まるんですよ。これらの矛盾点について、なぜ村は国に何も言わないのか。村長がこの放射線量がなくて、自宅、裏山周辺の里山についても立入りできない状況であると言っているのであれば、その辺の細かいところも言って数字的なものも言うべきじゃないかな。確かに私、村長の言うとおりにだと思います。このとおりですよ。それについてもう少し詳しく内容を伝えられたらもっと分かるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問はもう少しその要望の際に状況、内容を詳しく伝えたらいいんじゃないかということかなとご質問を聞いていたところでありましてけれども、確かに今の中にもありましたように、山林の線量がかなりまだ高いまま残っていると。一方で、避難指示解除は20ミリシーベルト以下ということでありましてけれども、おただしのようによ望の際にはそういった状況を判断して、詳しくお伝えできるものは詳しく記載をしながら、状況を国に伝えながら要望していくということも大切なことだと思いますので、これ以降その点にも留意していければと考えているところでございます。

あと、森林の施業基準につきましては、今のところはふくしま森林再生事業においては事前に空間線量のモニタリングを行いまして、一応基準2.5マイクロシーベルトパーアワー、ここの部分を選定し、その上で地権者に同意をもらって活動するというところでありますので、その中で活動しているということをお答え申し上げたいと思います。

以上です。

7番（渡邊 計君） ぜひ検討していただきたいと。森林、少々高くても低い部分の、例えば手前20メートルなら20メートルだけを刈ってしまえば、その奥も空気の風通しもよくなるし、少々は下がるんでないかなと。ただ、事業をする方から言えば、一遍に上まで切りたいんでしょうけれども、その辺は村長は物理学をやっていますのでお任せしますので、安全に作業をしていただきたいなど。その辺をきっちり考えていただきたい。

次に、原発前の低減率で計算した場合に、今の人口、帰村した人口になるにはいつ頃なのかということを知りたいんですが、私、これを聞いて村山課長につくってくれと、計算しておいてくれとお願いしたわけですが、なぜかというと、今の人口比率、それで解除されたら困るんです。そして、特措法とかなんともかも全て切られたら困るんですよ。

推定でいきますと、40年後の2060年に約3,000人が減少し、2,398人になることを想定していますということですが、現在の帰村人口1,234人、半分近くしか来ていない。現況

の村のいろいろな条件もあるんでしょう。買物をするところがない、そういうこともあるんでしょうけれども、ただ、この低減率で推測される数、年数、これが今後、国、東電といろいろ話し合う中で必要になってくるのではないかなと。40年後で3,000人が減少して約2,400人と言っていますが、実際、今1,200人になるのでは50年後、60年後だと思うんですね。であるならば、私はそれまで国、東電が責任を持つべきと考えるわけですが、村長としてどのように考えているのか、もう一度お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今のお話は人口推計を基にその目標といいますか、それに達していない状況の中で、そこの状況に至るまでの間は国、県なり、あるいは東電なりがしっかり責任を持つべきだというようなご指摘かなと思いますが、そういったことについては今までも要請をしながら、人口推計ということを基にはしておりませんが、少なくとも震災前の村の状況があったわけですから、そこから急激に人口減少をしなければならぬ状況になった理由、責任というのは国なり東電なりにあるんだということをしっかり主張しながら今までやってきたという部分があるかと思っております。

なお、村としては、先ほど申し上げましたけれども、座して待つということではなくて、村独自の支援策もつくりますし、あるいは国、県の事業を使いながらも新しい担い手の方々ということで、国、県は県外からのという限定要件でありますけれども、村としてはもともとの村民の方も、そのお子さんやお孫さんにしても、皆新しく村を自分のふるさととして選び直して、なりわいを起こしたり、あるいは住んでいただけるという方をぜひ村にお呼びしたい、歓迎したいと思っておりますので、そういった施策を村は同時並行でやりながら、もう一つは国、東電の責任ということも含めてしっかり要請活動もやっていきたいと考えております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 今の若い人たちが、将来的に放射線量も下がり、村にもいろいろなライフラインができたり整った場合に、自分のふるさとだから定年になったから帰ってみようかと、そういう人たちがぼんぼん帰ってこられるような村をつくっていただきたいなと。

その中で今回スタートダッシュ補助金、スタートサポート補助金、これをつくっていただいたのは本当にいいことだと思いますが、商工業の本格的操業と言いますけれども、工業はいいんですよね。商業もクボタさんとか、ああいう機械を扱うところはいいんでしょうが、問題は食品、衣類とかを扱うところが果たして店を出してやっていけるのかと。これが非常に問題だと思います。人が少なれば買う人数が少ない。そして、みんな避難していたことで避難先に知り合いとか、慣れた店があるとなると、今、車で30分、40分ぐらい走ればそこまで行ける世の中になってきましたので、その辺が非常に難しいのかなと。ただ、今後そういう関係で衣食住の衣、食、これに関する商業にもう少し何らかつくっていただきたいなと。ただ、これ、補助金とかもあまりあれですと個人の財産形成になりますので、そこまではできないので、何らかいい方法をもっと考えていただきたいなと思っております。

それで、次に薪ストーブに関してお伺いしますが、私、この質問は6月の議会のときに

もやっています。そして、11月5日号のお知らせ版、この中に山の腐葉土及び焼却灰は使用しないでくださいと、それから村内の木をまきとして使用しないでくださいということがお知らせ版のほうに載っかっているわけでありませけれども、私が思うに、まきは薪ストーブで燃やしている分にはほとんどそのストーブに当たっている人、影響はないと。そして、八百何十度にも上がるストーブは使っていないので、気化してセシウムが出ることはない。実際、煙突掃除をしてストーブに近い位置とストーブから離れた位置の煙突のすすがどうだったと調べている人がいるわけですが、やっぱり微粒子が細くなったせいもあるのか、煙突、ストーブから遠いほうがちょっと高かったと。しかしながら、煙突から出ることはいないんでないかという予想をしているんですが、その辺、村長、物理学的にどうでしょう。

村長（杉岡 誠君） 今の話はちょっと基礎物理的な話ではなくて、応用物理的なお話あるいは科学的な物性の問題にも関係するものですので、例えばスーパーコンピューターを使ってもなかなか予測がしかねる部分かなと思います。薪ストーブも例えば1種類、全て同じ製品で同じ性能ということはありませんので、そこに設置する場所によったり、あるいはその気温ということもあるでしょうし、燃焼するときの燃焼効率というものによっても相当変わりますので、どなたかがそういう研究を、あるいは実証したとしてもそれをもって全てが例えば安全だとか、全てをもって全てがどうだということは申し上げられないのが現状だろうと思っております。

少なくとも村としては村内産の、先ほどのご質問にあったとおり、除染をされていない山林から物を持ってきて燃やすという行為については、その木自体が実際に汚染されているか、されていないかというのは一つ一つ分からなかったとしても、ほぼ汚染されていると捉える中で、それに対する防護策、あるいはそれによって灰を出さないようにという指導が最も適していると考えているので、このような形でお知らせ版等で周知をしておりますので、ぜひご理解賜りたいと考えております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） それで、私の住んでいる地域の小宮地区というのは震災前、大分移住者が多かったと。それで、要は東京方面からの人が多かった中で、そういう人たちの家にはほとんど薪ストーブがついていたんですよ。というのは、ああいうこっちに退職して来た人は薪ストーブ、まきを燃やしながらその前でロッキングチェアあたりでブランデーグラスあたりを抱えて酒を飲みたいと、そういう気分が田舎ならできるのかな、あるいは自給自足で生活していくということで来たんだと思うんですが、ですから現在も最近移住してきた方で、今年移住してきた方でそういう家に住んでいる方、お話を聞きますと薪ストーブを使いますと言っているんです。となると、そのストーブに当たって放射線がどうかということは本人の責任になると思いますが、灰においてはかなり高線量であるということが分かっているわけです。6月にも、七ヶ宿町では行政が管理していると。一軒一軒ちゃんと名前をつけた灰を持ってきて、検査をして8,000ベクレル以上あるのかなのか、あるいはベクレル数がどこまで下がったときには畑とかにまいていいよということを七ヶ宿町ではやっておるわけですが、つい最近、ある人と話をしてい

て、この人、飯舘に前勤めていて今のほかのほうに勤め先が変わっているわけですが、たまたま川俣の人ですが、川俣町でも灰は行政できっちり処分していますよと。川俣町はやっぱり山が多いので、いまだにまきで風呂をたいたりしている人が大勢いらっしゃるという中で、川俣町や七ヶ宿町よりも線量の高い飯舘村でストーブを使っている人がいる中で、これが個人で届出者が管理すると。こんなのおかしいでしょう。誰がまいた放射能ですかということですよ。国ができないんだったら東電がやるべきですし、国の環境省の蕨平での焼却灰はいまだに蕨平の倉庫に置いてあります。何軒かの家の1年分の灰であれば、あそこには十分入れられるはずですよ。

そういう話合いを環境省としていく中で、この焼却灰が何とかなれば、あとは火を燃やしたときの放射線がどのくらいあるかは本人が調べて本人が許容できるかできないか、それだけだと思いうんでありますが、ぜひこの焼却灰の始末に関してはやっていただきたいなど。というのも、ある人がジャガイモを除染しない畑で作ったところ、土壌が1キロ当たり3,218ベクレルだったと。作ったジャガイモから出たのは3ベクレルです。しかし、これにきれいな灰、たまたま東京のほうで燃やした灰があって、それを頂いてきて混ぜて作ったところ不検出になったんです。移行していないんです。カリウム成分そのものだけで変わったから吸い上げない。ところが、ストーブの灰を混ぜてやったところ、灰を多めに混ぜてやると大体7,000ベクレル近い土、これ、土は買ってきた土です、培養土。これに灰を入れてやったところ、7,000ベクレルの土壌にしてやったところ、ジャガイモは270ベクレル。これ、灰を中ぐらいにして3,500ベクレルにしてやったところ、140ベクレル。灰を少なくして2,000ベクレルぐらいの土壌にしてやったところ、82ベクレルであると。除染していない農地でさえ0.1%の移行率が、灰を混ぜると約4%近い移行率になると。というのは、植物そのものがカリと間違えてセシウムを直接吸い上げると。ですから、昔は田舎では灰は畑やそういうところにまいて、カリウム分として使った。でも、いまだにまきを燃やしている人はいるんです。でも、その人は灰をきちんと管理して取ってあります。でも、いつまでその人が取っておくのかなと。その辺は今後の行政がどのようにやっていくかということでもあります。

そして、この中でまきを使用する人への支援、これ、私は何も村が金を出せと言いません。これ、なぜこう言ったのかということ、確かに村側からも月10万円の中に含まれている。でも、それは終了していると。ただ、どうして支援かということ、震災前からまきを燃やしていた人なんです。それで東電に今も薪ストーブを燃やしているんだから、まき代を出してくださいと。年間27万円ほどかかるそうでもあります。でも、東電が言った答えというのは、新しい生活に関してはお支払いできませんと。でも、新しい生活じゃないですよ。震災前から燃やしているんです。

そこで、今回、明日、横山議員の質問に書いてありますが、支援というのは要は村側からもそういうことに関して当然口利きすべきじゃないかと。賠償が始まって間もない頃、今の事務局長が賠償とかを担当しておりましたけれども、あの頃は充分頑張っていたいただいて、相談した方、いろいろいて、村から言うからこそ東電も認めている。そういうのがかなりあったと思われるんです。ですから、そういうことに対して東電があまりに不

条理な答えを返してきたことに関しては、村側がやっぱり支援していくべきじゃないかなど。いまだに恐らく賠償が終わっていない人もかなりいると思います。そういうことでその辺のところも今後検討していただきたいなと思います。

では、次に、時間がなくなってきましたので、あいの沢・きこりに関してでありますけれども、あそこ、6月にも質問したときにあの辺一帯をきこりの宿泊だけじゃなくて、あいの沢・きこり一帯を一つのものとして開発していきたいという答弁をいただいておりますけれども、ということになりますとあの辺一帯、掃除はしましたが除染していないと思うんですね。そして、今から1年半、2年近く、2年ちょっと前ですか、ある人の要望がありまして、あそこのきこりのちょっと手前のトンボとか、いろいろ木で作ってあるところ、線量を測りました。結構高いんですね。その記録は村のほうにも残っていると思いますが、ただ、そのとき我々議会からも線量計をつけられないんだったら、看板を置いて何月何日ここ、線量を測りましたよと。幾ら幾らありましたよと。あとはそこで遊ばせるか、遊ばせないかは親御さんが判断することであるわけで、ただ、何も書いていない状況であそこの線量が幾らあるか分からない。そして、いまだにあそこの下の池というか堤というか、あそこには魚を釣りに来ている人がいるそうです。あそこは除染していませんよね。あの池は除染されましたでしょうか。

副村長（高橋祐一君） あいの沢地内の除染に関してですが、基本的には環境省が示す基準の中での除染は終わっているという形になっています。

ただ、あのため池部分に関しましては、今、環境省側での除染対象としていません。村内でも今やっておりますが、ため池の放射線対策ということでこっちの事業を使ってため池の土砂の浚渫をしているというところで、あいの沢の部分のところについてはまだこれからとなっております。

ただ、あのため池の水回りの近場のところ、確かにその部分については除染をやっていない部分もあるかと思いますが、ある程度村からも要望しまして、あいの沢一帯、村の公園ということで一体的に除染をしてもらった経緯がございます。そのほか里山再生ということで別途除染をしているという状況でございます。

7番（渡邊 計君） これ、今回プロジェクトチームをつくったということでありますけれども、あと時間がないのでお答えはいいんですけれども、結局、震災前、きこりが黒字だったのは、あそこで法事とか、いろいろ会合をやったりして、管理人が村内だけじゃなく村外にも呼びかけて皆来てくれたと。しかし、今この状況の中でほかにどういふふうに声をかけてといいまして、法事をやるといいまして今やそこに斎場ができてい中で村の農家の人はほとんどJAの会員になっている。あとは避難先でいろいろな葬儀場の会員になったりしている人らがいるという中で、あそこを果たして大きな宿所とホールと、そういうものを作って人件費を賄っていけるのかどうか、要は委託料を賄っていけるのかどうか。以前聞いたときに、4,000万円から4,500万円は国から来ていますと。村は負担が今500万円ですと。しかし、これ、国から来なくなったら、それをそっくり出さなければいけないんですね。そして、調理師や賄い婦を雇えばまだまだ金がかかる。これ、村で出すようになると道の駅ときこりだけで毎年1億円の金をつくらなければい

けないと。何年間できますかという話になりますよ。その辺、しっかり考えていただきたいと。

あとは、道の駅でありますけれども、いろいろ私も行ったときに今ドッグラン、本当に非常に好評です。ただ、好評でありますけれども、もう少し犬の遊ぶものが欲しいなど。要はトンネルみたいにした遊び場とか、あとは板で上り下りする、そういうのと、あとは日陰ですね。あの日陰、ちょっと高過ぎて日がもろに当たるんですよ、あそこ。もう少し日陰になるところを低くしていただきたいなというのと、あとは風の子広場のほう、これ、夏、子供が来たときに、本当は30センチくらいの深さでいいと思うんです。水遊び場、子供たちは大好きなんです。私の近くの住宅でもみんな夏になるとビニールのものを膨らまして、朝から晩まで子供たちは入っています。ですから、あそこに水遊び場と、それを監視するため、親御さんたちが日陰で監視するあずまや、そういうものと、今現在、駐車場、これも少し改良していただきたいなど。今、道の駅のトイレから出た横断歩道、あそこにワゴン車が止まりますと人が出てきたのがなかなか見えないんですよ。だから、あそこの横断歩道から入り口側、それから横断歩道から奥、車1台ぐらいは止まれないようにしないとなかなか見えにくくなってくるのかなと。あとは道の駅全体の見取図みたいなもの、入って行って要は逆走する人が結構いると。それで私も今年の春、ちょっと車をぶつけられましたけれども、そういうことと、一番は、私が言いたいのは、あと1分しかないので言いますけれども、セブンイレブンが手狭だなど。物すごく狭いと思うんです。それと道の駅のほうの店舗の中の展開も非常に悪いなど。食堂でラーメンを食ったり、何か物を食っている人の脇をあっちこっち人が歩いていく状況、やっぱりそこは違うんじゃないかなと。

そして、答弁の中で道の駅ではスタッフ同士のミーティングをやっているとか、ヒアリングを重視しているとかと言いますけれども、村長の耳に入っているか分かりませんが、人間的付き合いの中でちょっとうまくいっていないというような話も聞こえてきていますので、委託事業でありますので、村側が委託しているということでもありますので、管理についてはもう少し、もし現場から上がってきているのであれば毎日だけでなくもいいですけれども、出向の形で誰かを入れるとか、そういう形でいかないと、せっかく売上げが伸びてきている中で人同士の関係でうまくいかなくなるということもありますので、そのところは今後ぜひ考えていただきたいなど。特にあそこが村で一番客を呼んでいるところなので、今後の改造、改築、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 第8回定例会において一般質問をいたします。

昨年の10月より新村長が誕生し、本年3月に初めての予算が提案され、職員、関係者協力の下、行政執行される中で、国においても総選挙改選され、新しい首相が誕生している現状であります。

コロナウイルス対策については延々と続いているわけですが、本村は村はじめ多くの関

係者の努力により感染者も4人止まりとなっております。コロナ対応政策により村民も安心・安全対応をされていることと思います。このような現実にあります。私に村民から寄せられている願いと提案、4項目12点について質問をいたします。

最初に、コロナウイルス対策についてでありますけれども、感染症対策として消毒セット、体温測定器、対策グッズ・機器の拡充を公的施設などでは進めていますが、村民生活での安心・安全施策を説明していただきたい。

次に、全国の医師450人が連名でワクチン接種中止を求める嘆願書を厚労省に提出し、記者会見がありました。ワクチンの安全性、接種後の死亡、副作用などが挙げられますが、村としてのそういう動きを見ながらの基本的な方針と対応策を説明していただきたい。

次に、医療機関や介護福祉施設、教育機関、社協などで働く、いわゆる村民に向けて直接関わる労働者の皆さんの検査や運営支援をどのようにされて、多く戻っている高齢者の健康寿命の支援をどのように延命させるために努力されているのか、伺うものであります。

2項目めは、村づくり推進について伺うものであります。

各地区のコミュニティー推進として、広報に103人の役場職員の写真入りでの紹介がありましたけれども、各地区の実態を把握されていると考えますが、行政区の運営、居住者の暮らし、未来への見通しやその他いろいろ協議など、村としての実態把握を、コミュニティー担当者を通してなり、地区ごとの懇談会なり、いろいろな部分での実態把握、そしてこれからこのコミュニティー担当者を含めたコミュニティー推進をどのようにするのか、考え方を伺うものであります。

次に、農産業でのなりわいは、原発事故前の回復とするよりは、10年8か月も過ぎた今に至っては新たな在り方が問われていると考えます。雇用の場づくり、もちろん村民も村に移住された方も含め農産業経営の実態と支援策をきちんと説明していただきたい。

次に、本年度予算が執行されて8か月が過ぎ去り、10月20日、11月5日には村として国に要望書が提出されているが、来年に向けての予算編成にとっても重要であるので、現状における村政状況と国との関わりについて、先ほど渡邊議員からもありましたけれども、私たち飯舘村は、10年8か月前の飯舘村は大変、産業、雇用の場を含め、発展する土台をつくり上げて実行する年でありました。そのことを踏まえると本当に忌まわしい原発事故の思い、そのことは忘れてはならないと思います。あたかも10年8か月が過ぎて避難解除されて、避難困難区域とされた長泥もいよいよ避難解除かみたいな動きの中で、このことを忘れて飯舘村の価値もなくなるし、原発事故被害実態というものも消えてしまいます。そういう意味では、村として被害者として加害者の東電や国にきちんと物を申す、ならぬものはならぬと言いつけるということは大変重要なことであります。その国との関わりについて伺うものであります。

次に、原発事故から10年8か月が過ぎたことにより、住民からの相談も変化をしております。加害者である国の賠償、補償、助成、支援も様々に報道されているが、その内容を早く周知し、住民課、健康福祉課と関係機関の連携を進め、村民の命と健康、なり

わいを守る行政執行を求めながら、村民の気持ちや、やる気のあることに我々は真剣に取り組むべきであります。

3項目めに、自然環境と放射性物質について。

国は31種の核種として、村が特定できるのはガンマ線核種のみですという答弁を今まで何回となくされておりますけれども、村はお知らせ版などで食べ物は山林などから取らない、食べない、売らないよう周知をし、村民への健康被害は出ていませんということであります。森林活用のための雇用創出、整備、バイオマス事業などにより山林の再生をどうするか示しているが、山林や他の地目の目に見えない、臭いもしない放射性物質は自然界にない空から放散された毒物であります。国の言いなりで除去しないのか、どのように要望して対策や計画をしていくのか。

このことは、原発事故前の自然環境に戻すというのは大切なことです。なりわいや生活はなかなか震災前に戻さなくても、この緑豊かな飯舘だからこそ、この森林75%の飯舘村だからこそという自然環境についてはきちんとさせるべきだと思っております。

次に、放射性被ばくのリスクある生活となっているのが私は現実だと思います。先ほど出ましたきこりにおいても、いつも0.21マイクロシーベルトです。つまり年間あそこの場所にずっといますと、1ミリシーベルト以上の放射性被ばくをするという数字であります。放射性物質について先ほど渡邊議員からありましたように、離れる、遮蔽する、近くにいる時間を短くするという答弁、これは前の村長からも今度の新たな村長からもいただきましたけれども、先ほど渡邊議員からもありましたように、あいの沢に森林もありますけれども、私も行くにはなれないし、私も自分であいの沢、何度となく何十回も計測していますけれども、数値はすごいものであります。村でも測ったときにすごかったものを実測値として持っておりますので、それより私どもが測ったのはもっと高かったです。

そういう意味からいって、この放射能という目に見えない、臭いがしないものに対する国、東電の情報収集をしながら、村民に寄り添った行政とされているのかどうかは問われるのは、見えるか、分かるかですよ。簡単に自分で計測しなくても分かる、見えるという状況をつくれればいいわけであります。

そしてこのほど、このほどというか、二、三年前から国は安く早く上げるために、汚染水は海に流すという方向をずっと着々と進めてきましたけれども、除染や汚染水の海への放出、このことも村長が、民報紙上に出たものを考えると、慎重意見という態度のようでしたけれども、あの周りなりを含めてタンクをまだまだ置ける場所は幾らでもあるのになぜああいうふうにするのか、遮蔽壁の問題も含めて東電でいろいろ問題、日頃起きていますけれども、そういう意味からして今後どのような協議や要求をされて、このことも含めて村全体のことも含めて短期・中期・長期的な計画、対応はどうなるのか。

やっぱり単純に今日、飯舘に初めて来た人も見える、分かるものにしたほうが、あるものはあるし、ないものはないんですから、そして各放射性物質核種の30種の核種が半減期を迎えて大部分のものがもう存在しないかのように言っていますけれども、半減期というのがありますので、その辺は私が言うよりは町長が詳しく分かりますので、ただ、

問題なのは安心して安全に暮らせるかどうかなんですよね。そういう点から自然環境と放射性物質については、見える、分かる、簡単に、村でもいろいろな工夫をされています。個人的な線量値、計測もするし、村としても独自に計測もするし、健康問題もそうですけれども、やっておられますので、このことを継続しながらさらに長期的、中期的なものをきちんと持ち合わせて国や東電、加害者にきちんと言うべきところは言っていたきたいと。

4項目めに、村民生活の安心・安全について伺いますけれども、インフラ整備、ある程度整っているので避難解除するという項目があって、避難解除されて、はや4年、5年になろうとしておりますけれども、村で考えるインフラ整備、人々が暮らすのにインフラ整備はどの程度なり、インフラ整備というのはどんなものを考えているのかというのが基本になりますけれども、なぜ飯館に戻って暮らすとこんなに不便な生活をしなければならないのか。川俣や福島や相馬にいれば、それなりのインフラの整備がされた中で生活ができるかもしれませんけれども、飯館村でのインフラ整備、今日は答弁もいただきますけれども、そういう部分ではどういうふうに考えるのか。

次に、原発事故前と比較して、現況はどのように考えているのか。生活するための必要経費は増えていきますし、村内居住者の買物、病院、交際、他の行動への負担増と収入実態をどのように把握されて分析をし、行政執行として村民に寄り添った支援策を計画するのか伺うものであります。

次に、コミュニティーのある生活と、交流するのが困難な方々への対応と実態も伺っておきます。

いろいろな点で今、社会問題として障害者も含め、あとは初めて村に来た方々も含め、いろいろなことがありますので、なかなかもともといふ村民との関わりも含めいろいろあると思いますので、この辺も実態をどうつかんで対応されて、せっかく村に移住した方々がここはいいところだからどんどんやっていきたい、そして先ほど渡邊議員からもありましたけれども、まだまだ避難者、いわゆる飯館にまだ戻っていない方が半数以上、6割以上といっても過言でないぐらいおりますので、そちらの自治会活動がなかなか、一旦切られてしまいましたので、自治会活動に合わせて行政が移動していろいろな相談を受け付けるような、震災前も郡山なんかは職員が家に持ち帰って住民票でも印鑑証明でも取った、そういう職員労働者の働き方もありましたけれども、そうやってほしいというわけではなくて、そういうことさえやっていた時代もあったので、ぜひ村もこういう状況の中なのでいろいろなそういう実例をきちんと教訓として学んで、やれるものは何なのかというものを、私としては前も言いましたけれども定例化して2人1班とか、3人1班で被災地というか、今避難されている地域を回って、ある会場を借りて1日に3か所とか4か所とか、時間を設定して、皆さん、寄り添ってくださいと。その時々説明やそのときの相談や、見える、分かる行政執行の在り方なり、皆さんの声を聞くということも含めてやられたほうが、昔々ではないですけれども、村長室の移動村長室なんていう話もありました。どれだけやったかは分かりませんが、ただ、そういうこっちが出ていく、農協みたいに定例で決めて組合が訪問するということはなかなか、

社協とかいろいろな関係団体で訪問はしていただいて、そのことはうれしいという人と、来たら隠れるんだという人と、いろいろいるようですけれども、いずれにしろ今やっ
ていらっしゃることはそれはそれで素晴らしいことなのでやっていただいて、なおかつ3
か月に1回とか、そういう場を設けられたらもっともって村を近くに思えるし、村に声
を寄せられるし、そのことが必ず実行される政策となるかどうかは、またそれはそれで
十分協議されて、先ほど村長も言うようにやっぱり村独自でできるものと国、県を含め、
東電にやってもらったらいいんじゃないかという部分もあるかもしれませんが、
私なんか、4町歩近い農地面積がありますけれども、何も自分でやろうとしないから暗
渠は壊されたまま、排水路はそのまま、何もないまま、これ、10年8か月が過ぎ、これ
から延々と私が始めるわけではないんですが、始められる状況にはないです。これから
1,000万円近い金を投資して農業をやるような余力はございませんので、そういう方々が
いっぱいおられる現実を知りながら行政執行するというのはいかかなものかと思うので、
壊したものは直していただくという当たり前の話なんですよ。私たち、重い重機を入
れて除染してくださいと、暗渠を潰してくださいとお願いした覚えは全くございません
ので、元のように、暗渠というのは年に二、三回は自分で手入れをするんです。抜いて
みたり、悪いところを直してみたりして先祖代々の暗渠を長くもたせるんです。そんな
こと、除染関係者は知らないですからね。知っているのは、村役場の職員は知っている
でしょう。

私、時の復興大臣にも東京に行ったとき言ってきましたけれども、破壊した行為には器
物破損じゃないかと言ってきましたけれども、いやいやいやいやと逃げられましたけれ
ども、いずれにしろ壊したものは壊したんですから、だから今、補助事業として国、県
は仕事として、なりわいとして始める農地については至れり尽くせり、機械でも何でも
無償に近い提供をされているようですけれども、やれない人たちの農地はどうなるかと。
保全管理でお金をどんどん出して、将来とも管理する保証でも村長が取り付けているな
らともかく、これだっていつ切られるか、既に額面は下げられて容易でない状況でしょ
う。

だから、そういう未来を見据えたことを長期・中期的に考えて、だって飯舘というのは
森林が75%、自然豊かで山菜が取れ、キノコが取れ、人々がみんな助け合って寄り添っ
て、そして村は村として職員を先頭にして知識、知能を集めて先進的な自治体づくりを
して、歴史的にその辺が一緒になってつくってきた村でしょう。そのことを今からきち
んとやり直さないと、なかなか小手先の人口増計画、小手先の補助金ありきだけでは進
まないというふうに反省しながらずっとこの10年間提言をしてきましたけれども、村長
が替わった今、改めてこのことは重要なことだなというふうに発言をさせていただいて、
質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問2-2の雇用の場づくり、農産業経営の実態と支援策についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、村といたしましても、震災前への回帰を目指すのではなく、新たな農畜産業の体系と力強い経営体の育成が必要になっているものと考えております。

震災前の村内の農業は、会社勤めなどをしながら従事する兼業農家が最も多く、さらに冷害に負けないために水稻、花卉、野菜、葉たばこなどとともに和牛繁殖など、畜産に取り組む複合経営を推進してきた歴史があります。

一方で、震災による全村避難、一時休業を機に、現在は水稻のみ、花卉のみ、和牛飼養のみなど、単品目、単品種による120件余りの専業経営が大部分を占め、その経営規模についても震災前にはない大規模、中規模の経営体が生まれてきております。

村では、個々の農業経営体の収支状況までは把握しておりませんが、主にホールクロップサイレージや牧草、飼料用米などの飼料用作物を専門に生産する、いわゆる飯舘村版コントラクター経営体や和牛繁殖等の畜産経営を主体とする経営体、震災以前から継続する高い栽培技術を有する花卉農家については、おおむね黒字経営となっているようでありま。

また、震災後に経営を開始した若手畜産経営者の中にも、10月28日に開催されたJAグループ和牛育成管理共進会において入賞を果たすなど、飯舘牛ブランドの復活、新生に向けて将来を期待できる育成技術を有する畜産経営者も出てきているところであります。

一方で、比較的小規模または新たな品目に取り組んでいる野菜や花卉農家、新規就農者の中には目標とする品質、収益に達していないとお声もあることから、ヒアリングやアンケートを実施し、課題の把握に努めているところであります。

なお、村内でいち早く法人化をし大規模に営農する経営体の中には、地域の若い担い手を雇用し、農業をなりわいとした雇用の創出、後継者の育成に取り組むなど、震災前には例のなかった取組も見られているところであります。

村といたしましては、農畜産業が次世代にとって魅力ある職業として選択されるよう振興していく必要があるものと考えており、これまで新規就農希望者の研修や集落とのマッチング、農地集積や法人化の支援などを実施し、さらに就農後も持続的に安定した経営ができる体制づくりの支援として、営農指導や生産組合の設立、JAふくしま未来との連携などを実施してきております。

今後も、国、県の補助金、交付金の活用による施設整備や農地集積事業、研修制度の活用、さらには村独自の支援など、個々の意欲、ニーズに合わせた飯舘村ならではの支援を積極的に実施してまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、1点目のコロナウイルス対策についてお答えをいたします。

まず、1点目の感染症対策として、消毒セット、体温測定器、対策グッズ・機器の拡充を公的施設などでは進めておりますが、村民生活での安心・安全施策を、の質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、村内公共施設では入庁時のマスク着用のお願いのほか、検温、手指消毒や会議終了後の机、椅子などの消毒を実施しているところであります。

また、村民の安心・安全な生活を送っていただくための施策につきましては、昨年春のマスクが入手困難な時期に全戸にマスクを配布いたしました。また、マスクや消毒用品を購入するための費用として、村民お一人当たり1万円を昨年9月と12月に交付しておりますが、さらに感染症の第6波に備えるため、3回目の給付金についてはお一人当たり1万円を、議会の皆様のご理解をいただいて昨年同様、年内に交付をすることとしております。

このほか、毎月2回以上、コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国、県の動向を踏まえた感染症防止対策をその都度見直すとともに、基本的な感染症防止策等につきましても村ホームページや広報、お知らせ版等を通じてお知らせし、感染拡大期には全戸に村としてのお知らせやお願いを郵送するなど、村民の皆様への周知を実施してきたところであります。

今後とも、村民の皆様が新型コロナウイルスに感染しない、させない安全な生活を送れるよう、必要な対策を講じてまいります。

次に、質問の2点目についてであります。議員おただしのおり、令和3年6月24日に全国の医師、歯科医師約450人が厚生労働省に対し、新型コロナワクチン接種中止を求める嘆願書を提出したという報道がありましたことを確認いたしました。

嘆願の内容としましては、新型コロナウイルス感染による死亡率が低いこと、新型コロナワクチン接種後の死亡者数がインフルエンザワクチン等と比較して多いこと、新型コロナウイルス感染により死亡事例のない子供や若年層に対してもワクチン接種を進めようとしていること等を挙げ、ワクチン接種の中止を求めるものであります。

厚生労働省のホームページ上で公開されている資料で確認しますと、令和3年12月3日に開催されました第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第23回薬品・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の資料には、次の内容が記載されているようであります。

「令和3年2月17日から11月14日までにファイザー社製ワクチンを接種後に死亡した1,315件の事例について、現段階でワクチン接種との因果関係が証明されたものはありません。同様に、モデルナ社製ワクチンでは令和3年5月11日から11月14日までに53件の死亡事例がありましたが、現段階でワクチン接種との因果関係を証明する事例はありません。」との内容であります。

事例につきましては、資料の追加等があれば専門家等により再度検証するということがあります。

また、副反応につきましては、注射した部分の痛み、発熱、頭痛などのほか、まれにア

ナフィラキシーショックや血栓症の症状が出る場合があることが報告をされております。
現在、国では感染症拡大防止及び重症化予防の観点から追加接種の準備を進めております。

ワクチン接種に係る国からの副反応情報につきましては、村民に周知をするとともに、新型コロナワクチン接種は強制ではなく、本人や保護者が納得した上で接種を判断することとなりますので、情報開示に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問の3点目、医療機関、介護福祉施設、教育機関、社協などで働く労働者の検査と運営支援をし、高齢者の健康寿命の支援をすべきであるの質問についてであります。それぞれの機関が国や県あるいは村からの感染対策防止要請に基づき厳密な対策を進めてきていただいていることから、これまで村内事業所では感染がありませんでした。

今後、新たな変異株による感染拡大が懸念されている中で、いいたて福社会や村社会福祉協議会などが独自で検査キットを準備し、検査体制を整え、事業所内での感染を未然に防ぐ対策を取られているようであります。

村としましては、定期的を開催する新型コロナウイルス感染症対策本部会議において必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、2番の村づくり推進についての2-1、2-3、2-4についてお答えをさせていただきます。

初めに、2-1であります。さきの議会でも報告させていただいておりますが、今年度103人の役場職員を20行政区の新コミュニティ担当者として配置いたしたところであります。各行政区のご都合に合わせて月1回から2回の頻度で各担当職員が行政区の役員会等に参加し、地区の活性化に向けて地域の皆様と共に地域みがきあげ計画づくりなどに取り組んでいるところであります。

また、11月から12月初旬にかけて令和3年度行政区ヒアリングを実施いたしております。行政区の実態把握や要望事項、課題の詳細について伺ったところであります。

一方で、議員ご質問のとおり、震災前と現在では行政区の置かれた状況が変化しており、また、急激な地区内居住者の高齢化や村外居住者との連携の難しさなどにより、役員の成り手がいなかったり、行政区から離れる方が出始めているとお話もいただいているところであります。

村では、さきの6月議会でご報告したとおり、今年度新たに予算化しました「みがき上げよう！ふるさと補助金」を各行政区にご案内し、現在5か年の計画づくりをお願いしているところでありますが、この事業は、もう一度自分たちのふるさとを見詰め直し、よいところを探し出し、磨き上げる過程において、子世代、孫世代などの若者に伝統や思いを共有してもらい、地域の担い手の発掘を進めていくことと、さらに地域の活性化を図ることを目的としております。

今年度はコロナ禍で計画づくりも多人数ではできないなど、当初の狙いが達成できていない部分もありますが、次世代を交えて伝統芸能の比曾三匹獅子舞が実施されたほか、10月にはわくわく推進協議会を立ち上げて働き盛りの世代が郷土色の魅力を伝承するた

めの取組を始めるなど、少しずつではありますが世代ごとの動きが出てきているところであります。

村としては、こういった取組を進めることで、行政区ごとの課題や将来像を共有する世代、人材を増やしていきたいと考えているところでございます。

次に、2－3であります。村政状況と国との関わりについてということでございます。

議員ご質問のとおり、10月20日には復興大臣宛て、11月5日には経済産業副大臣兼原子力災害現地対策本部長宛てに要望書を提出しているところであります。

村の現状を踏まえて要望を上げているもので、村単独では実施不可能な事業等について、また、将来的に課題となる事柄について、財政措置の対応等を中心に要望しているところでございます。

村といたしましては、こうした大臣が村に来訪する機会を捉えての要望に加えて、相馬地方市町村会や福島県町村会などを通じての要望のほか、被災12市町村などによる福島復興再生協議会など、あらゆる機会を捉えて要望活動を行っており、引き続き国、県の予算編成及び要望の時期を見極めながら、事務レベルで緻密な情報のやり取りを行いつつ、着実な要望事項の実現に向けた活動を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2－4のご質問にお答えいたします。

震災から約10年の月日がたつ中で、東日本大震災以降も台風等の風水害や地震災害など、自然災害が頻発しておるところであります。加えまして、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延など、村民の生活は目まぐるしく変化をしているところであります。

議員ご質問のとおり、村民の皆様からの相談事項も健康や賠償、生活相談など、原発事故当初とは相談の内容、種類も大きく変化してきているところであります。

一方で、国、県、そして村の制度、施策もこれら社会状況の変化に対応すべく適宜改善してきているところであり、行政サービスの迅速な執行のためにも、まず村民の皆様には様々な制度を周知していくことが必要でございます。このため、想定される相談事項を見越した行政情報の積極的な発信を進めながら、住民課や健康福祉課だけでなく、全庁的に関係する担当部署と連携して対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問の3項目め、自然環境と放射性物質についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の山林や他の地目の除染への要望や対策についてお答えいたします。

国は、さきの答弁でも申し上げましたが、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針で、「追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す」こと及び「追加被ばく線量が20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指す」ことを定めてお

ります。

これまで、村は独自の除染の目標値として、全村避難指示があった平成23年中に年間5ミリシーベルト以下を除染目標と定め、国に対しては汚染濃度にかかわらず除染は反転耕ではなく全て剥ぎ取りで行うことやイグネの伐採を行うこと等を要求し、徹底した線量の低減を求めてきました。

また、除染後の農地や宅地を村独自にガンマカメラで測定し、比較的線量の高い場所の再除染、フォローアップ除染を環境省に要請し、改善を図らせてきたところです。

さらに、継続した線量測定をしながら対応していくことが必要であるとの考えから、環境モニタリングや定点での測量測定により空間線量の推移を記録し、広報お知らせ版などで公表しております。

また、避難指示解除後の営農を再開する農地につきましては、作物を育成するために必要な土壌成分の分析に加えて放射性セシウム濃度等を調査して吸収抑制対策に必要なカリ施肥量を算出し、営農者に必要十分な量を配布しております。

さらに、県のモニタリング調査以外に村独自に自主検査用の非破壊式・食品放射能検査機を村内10か所に設置しているほか、NaIシンチレータによる破壊式・放射能検査機による詳細検査も無料で受け付けていることから、より身近により簡便に生産物や採取物を検査できる体制を構築しております。

なお、山林については、これまで国に対して福島県町村会や相馬地方市町村会を通じて林業再生や森林除染技術の確立等を要望してきております。

また、村としても、ふくしま森林再生事業や里山再生事業、森林・山村多面的機能発揮対策事業に取り組んでいるほか、村全体の里山の再生に資する取組として村独自に木質バイオマス発電施設整備事業の構想をまとめ、国に対する事業申請を進めてきているところです。

なお、木質バイオマス発電施設整備事業は、「村全体の里山の再生」、「村経済の活性化・村民所得の向上」、「ふくしま全体の復興への貢献」、「脱炭素社会の推進」、「未来志向型農業の振興」のほか、村の人口増加対策にも一石を投じる大きな効果がある事業と判断しております。

今後も県やその他関係機関とも連携しながら、必要な要望、要請、対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の除染や汚染水の計画、対応についてお答えいたします。

国は、令和3年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にたまる冷却に使われていたトリチウムなどが含まれる汚染水を、貯蔵タンクの容量が限界に達しつつあるとして、2年程度の準備期間を経て、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、汚染水を再処理した上で海洋放出することを決定しました。

現在、福島第一原子力発電所の敷地内の処理水を保管するタンクは1,000基を超えており、計画ではその処理水を放出する前に海水で100倍以上に希釈し、国の基準の40分の1以下にして、安全性を確実に担保した上で海洋放出する内容であります。

汚染水の海洋放出については、今年の11月8日、国からの方針について説明を受けて

おりますが、村といたしましては安全性を確実に担保し、その内容の十分な説明と風評対策を徹底するなど、国や東電が責任を持って対応すべきだと考えております。今後も国や東電の情報収集に努めてまいります。

また、村内の除染につきましては、平成23年に目標値を当面、年間被ばく放射線量5ミリシーベルト以下になることを村の除染目標と定め、国に対してはその除染目標値になるよう本格除染を求めてまいりました。宅地につきましては、除染後にガンマカメラで測定し、宅地所有者へ結果を報告するとともに、その結果、ホットスポットと呼ばれる一部高線量箇所があった場合は、環境省にフォローアップ除染を要請し、対応がなされていると考えております。

なお、引き続き福島県町村会、相馬地方市町村会を通じて国に対し要請を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、4番目の村民生活の安心・安全について3点ほどございますが、関連がありますので一括してお答えしたいと思います。

まず、1点目のインフラの整備状況についてですが、簡易水道施設、農業集落排水施設は最優先に進めてきたところではございますが、現在、各種営農のための基盤整備事業、県道改良事業、村道行政区委託事業、道の駅での生鮮食品販売事業による買物環境支援、いいたてクリニック診療再開など、長泥行政区を除く19行政区における基本的な生活インフラ全般については、議会にもお諮りし、地区行政区のご意見を伺いながらこれまで進めてまいりました。

しかしながら、公共交通における問題や買物環境の充実、企業の誘致による働く場の確保、携帯電話の不通話地域の解消など、解決すべき課題は多数あり、引き続き各課題の解決に向けて努力してまいります。

次に、2点目のご質問についてですが、生活資材の買物や病院等については、自家用車を有する方はほとんど近隣市町村の各施設をご利用されており、これは震災の前後を問わず変わらないものと考えております。

一方、自家用車を所有していない方、運転できない方など、いわゆる交通弱者の方々については、社会福祉協議会で交通支援事業を展開しているものの、バスが来るまでの待ち時間や日程の調整などの負担が発生しているところです。

次に、3つ目のご質問についてですが、地域と交流することが所々の事情によりできない方については、健康福祉課や社会福祉協議会を中心に対応しているところであります。

具体的には、社会福祉協議会で実施している生活支援ワゴン運行事業、お助けあい事業や見守り活動に加え、包括支援センターの地域サロン、在宅介護送迎事業、郵便局による見守り事業などを踏まえ、二重三重に支援体制を整え、コロナ禍においても誰一人取り残さない行政に努めてまいります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） まず最初に1－3ですけれども、コロナウイルス感染症対策本部会議、月2回以上開催されているということで、今後においてもその会議において必要な対策

を検討するという流れでありますけれども、発生して以来、ここ2年経過しての検査体制、それに関わる医療体制、それから村でやってきた施策については非常に村民にとっては現金給付なり、マスクのないときマスクを頂いたということで大きな成果を上げているというふうに評価もされているし、私もよかったなと思っておりますけれども、このたびの年末にかけての現金給付も非常にいろいろな部分で足りない部分、新たなウイルスの発生に伴っての不安解消にも役に立つんでないかなと思っておりますけれども、この必要な対策を検討する中身ですけれども、月2回やられているので相当綿密にいろいろされているんだと思うんですけれども、関係機関、公的な機関はそれなりにきちんと会議を持っていられているのかどうか分かりませんが、このメンバーが分かりませんので。ただ、村内の企業の中では政策も含めてどういうふうにそれに相当するような対応をしていただいくように検討されているのか。

クラスターが発生すればもう目に見える、どんどん広がりますので、そういう意味ではこの月2回以上開催という非常に緊張感を持った緊急措置をされているので、その中身、現状をお知らせ願いたい。

健康福祉課長（石井秀徳君） 新型コロナウイルス感染防止対策の会議でございますが、定例的には第1、それから第3の月曜日に開催をするということで現在進めております。メンバーにつきましては、村長をはじめ各課長、庁議メンバーがその対策に当たるということで、そのメンバーで会議を開催しているということであります。主に事務局は健康福祉課となります。

今までどういった内容を会議で検討したかということですが、県が定例的には毎週木曜日、その対策本部会議を開催しているようであります。緊急であればその都度、県のほうも対策会議を開催しておりますが、今現在穏やかになってきてといいますか、落ち着いてきている状況の中では週1回のようにあります。村としても、村内で感染者が出たあるいは濃厚接触者が出たという部分については緊急的に会議を開くということをやっておりますが、今現在、このところずっと感染者あるいは濃厚接触者という形の報告がされていませので、県のその会議に基づいて県内の感染状況であったり、県あるいは国の対策について村としてどういうふうな対応をするかという部分について検討して、広報お知らせ版、あるいは緊急対策が必要な場合については全戸に配布する等々の施策を講じてきたということになります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 出されたお知らせ版、広報、出されたコロナに対するいろいろなもの、きちんと読んで理解できる方とあまり読まない方と、いろいろな方がいるんですけれども、私は、大事なものは保存版でいいですからコロナに対する対応の仕方、検査・医療体制、例えば福島市に住んでいる村民の方がなった場合はどういう流れでどういうふうに対応されますかという、図でも何でもいいですけれども、そのときどんな状況でどういう対応をするか、個人の対応の在り方も含めて分かりやすいものを、壁版でも何でもいいですけれども、もっと村づくりの中で壁新聞なんて、しょっちゅう村民が必要ともしないものをどんどん出していた時期もありましたけれども、ああいうことを行政ができ

るのであるんだから、コロナ、この重要なことを一目で、カレンダーの脇にでも貼っておけばすぐにできる、何か熱があったら自分で体温を測ると、初期からずっとこうなっているんだと。南相馬に住んでいる場合はどうだとか、ある程度例を示しながらそういう分かりやすい見えるものを示していただきたい。いかがですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 県なり厚生労働省のほうでその対策といいますか、まず熱が出たときの対応ですね。一番最初にどういうふうに行動すべきかという部分については厚生労働省のほうからも示されておりますので、そういったものについては村でも当初はお知らせをしてきたという経過がございます。分かりやすくそういったものを示しながらお知らせしてまいりたいと思います。

8番（佐藤八郎君） 飯館村からこれ、4人以上出したくないんです。それは一生懸命、交流とか、そういう事業を展開していくときに歯止めになってしまうから出したくないんですね。ましてクラスターなんか、とんでもない話なので。

検査体制というのはよく見えないんですけども、ワクチンは分かりますね。そういうことで分かりやすいようにね。優秀なこのメンバー、村長から課長までそろっての会議なので十分すぐできると思うんです、明日、あさってにもね。ぜひ来年のカレンダーを貼る時期になっているので、見えるところに貼れるような壁新聞、あんな欲しくもない写真集、立派なものを作って金をかけているより、命に関わる大事なものを金をかけて作ってくださいよ。それはそれで。

次に、村づくり推進について村長からありましたけれども、ヒアリングやアンケートを実施して課題の把握に努めているということで、とてもそれは大事なことです。農業経営の収支状況、これ、村長が係長のうちにもいろいろなことを進めたので、そろそろ経営としての収支決算やいろいろな、申請したときの計画と実態の経営の状況というのも1年間で見えると思うんですね。

今の農業情勢、いろいろ国のやり方を見ていますと、米の価格一つを見ても勝手にやっってくださいになっているから、非常に大変な状況に追い込まれて、せっかくやりがいを持って取り組んでいっぱい機械や倉庫や施設はあるけれども、経営的に間に合わなければ、無理して続けていけば農協の負債が残るだけになるからね。だから、そういうことから見れば、花のほうはおおむね黒字経営だと言っていますけれども、それでは収支状況を把握しておりませんという答弁だから、だからここをヒアリングやアンケート、綿密にやられているし、やろうとしているから、ぜひそういう点をきちんとつかんで、どこに支援が必要なのかと。機械とか施設がそろって全部補助しているんだから、もうあなたたち、独立して一生懸命、経営、利益上げるようにやっってくださいというのももちろん大事ですけども、ただ、それもうまくいくかどうかというのは相手があるからね。市場も含め、農業情勢も含め、流通世界も含め、相手があるのだから、そういうことを一緒にヒアリングやアンケートの中でつかんで、ぜひ支援をして、やる気になってやっただけの人たちが頓挫するような、もうわくわくどきどきどころじゃなくて、もう早くやめて逃げたくなるような状況にならないように先手先手で農業分析をしながら、情勢を見ながら、流通の世界を見ながら、ぜひ支援をお願いしたいと。そういうところで最終的に

飯舘村ならではの支援策というものができるんだと思うんです。

だから、答弁の中にあっただよようにこの課題把握に努めて支援策がきちんと打たれるように、この会議というか、このことについては村長、もう一度経営という、継続していく営農、事業もそうですけれども、伺っておきたい。

村長（杉岡 誠君） まさしく今、議員ご指摘のとおり、継続される、経営していくということが非常に大事なものですから、私自身も担当のときにやらせていただきましたけれども、今もさらに3年、4年がたつ中でまた経営状況が違ったり、このコロナ禍でのいろいろなことがあるものですから、改めてアンケートをしたり、あるいは生産組合とか、あるいは協議会等もありますので、そういった中でお話を聞いて村としての支援策を見定めていきたいと思っていますところであります。

特に米価の対策等々、今、喫緊のものもありますので、そういったものについても議員の皆様にお諮りをしながら、しっかりと村としての独自の支援策というものも皆様とご協議をしていきたいなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

8番（佐藤八郎君） 2-4のほうに移りますけれども、私もずっと原発事故から村民に寄り添って、歩いて歩いて歩いて聞いて回って、ずっと10年の中で相談の内容、種類も大きく変化しているなというのを身をもって感じています。そういう意味で、それは村でもそういうふうには、これは生活相談や、歩けば歩くほど、聞けば聞くほど実態が分かるんですよね。

そういう意味では、そのことを踏まえて、「想定される相談事項を見越した行政情報の積極的な発信」とこう答えがありますので、これはそういう聞いた声に対する国の在り方なり県や東電の在り方なのか、今後こういう相談が増えてくるんであろうというものがあるのか、差し支えなければ、当初の相談は1番から10番まで挙げるとこんな項目が多かった、そして6年で避難解除になってからの時期はこんな要望が多かった、現在に至ってはこんな要望に変わってきているとか、ここの比率が高くなっているとかというものがまとめられたり総括なり検証されているのであれば、その資料を頂きたいなと思っていますけれども、いかがですか。

総務課長（高橋正文君） 今、議員がおっしゃったとおり、震災後10年も経過しておりますので、その相談内容、お問合せ内容というものは全然変わってきているのは事実だと思います。今ほどあった相談の内容の集計というのは今のところはしておりませんが、昨今多いのはやはり住民票の問題、住民票をいつまで置いておけるとか、あとは税金ですね。税金の保険税とか介護保険料がいつまでとか、高速道路がいつまでとか、そのような具体的な生活に密着した相談が多くなっているということが事実だと思います。

8番（佐藤八郎君） 何かあったらまとめて、ちょっと10年目なのでいろいろ検証されて、終わったことは終わったことで、これからやることはやることで。

次に、3-1でありますけれども、これ、いろいろやってきました。議会でも議会自ら定点計測もしたこともあります。そんな流れもあって、ずっと議会自ら村の放射線測量値を計測した期間もありました、担当しながら。あと研修も大いにし、勉強もし、要請

もしてきました。今、結果としてこういうふうになって、今何かバイオマス事業をやれば全て解決されるみたいな、答弁書を読んでいると何かバイオマスで決まるような話ではないと私は思っていますけれども、バイオマスそのものもなかなか大変なことがあって、森林組合から村長にも同じ要望書が上がって、私らも国にも森林についてもいろいろ議会としても上げておりますけれども、なかなかこれ、容易でない。

ただ、今、深谷地域において森林除染、全体にどうやって放射線が出ない状況にするかという日本大学の方が一所懸命調査、研究をされて3年ぐらいになるんですけれども、ある程度の資料がまとまり次第、村長のところにも出向いていろいろ村長の意見なんかも聞きながら前向きにね。

やっぱり森林除染というのは課題なんですよね。幾ら何やった、かにやったって、風雪がある限り、自然界がある限りは流入してくるわけですから。だから、そういう意味ではバイオマスはバイオマスでいい部分はありますけれども、答弁の中でこの脱炭素社会のこととか、未来志向型農業の振興で一石を投じる大きな効果がある事業だということで、だからバイオマス事業がそんなに過大な村の人口増加対策に一石を投じるほどの事業なのか、なぜそう言えるのか、バイオマスの危険性やらそういうものも全国的に裁判までになっていますけれども、もう一度確認しておきたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、バイオマスが人口の増加対策の中にどのような効果があるのかという部分の確認と思いますけれども、ご承知のように木質バイオマス、今、国との協議を進めておりまして、これからぜひとも実施していきたいと考えているわけでありまして、議員のご質問にありますように、この事業をもって、今、村のほうで抱えております森林の汚染の問題であるとか、そういうものが全て解決するというわけではございません。その中でもいろいろな効果があるという中で、そういった里山の再生というところも大きいものでございますし、ご質問の人口増対策というような部分もあるのかなと思っています。

以前、村のほうから全村民宛てにお配りをいたしましたこの木質バイオマスの発電施設整備計画の検討成果の中にも、このバイオマス発電施設ができることによりまして大体その関係者、働く方が2年間で延べ8万4,000人、あとはその炉の定期検査等を含めて1年間延べ450人、また、施設が非常に今回日本でも珍しい施設ということで、その視察に訪れる方、これはあくまで見込みでありますけれども1,000人というようなお知らせをしているところでございますし、なおこの中においても中で働く方の雇用というものに対してこのバイオマスはもちろんのこと、将来的には村内の森林150ヘクタールで施業をしてこの燃料を供給するという計画もありますので、さらにそこでの雇用等も含めると、やはり移住・定住の対策の重要な点、働く場所づくりという観点からそこへの効果が期待できるということもありまして、先ほどのようなお答えをさせていただいたところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 震災前、山を刈って、山を伐採するわけです。ある程度育った木がそろっている山をね。やると、道路をそれなりに造って、やって裸山になって、運悪く災害

というか、集中豪雨とかいろいろになれば、そこでまた災害が発生するという流れを何十年来、これは歴史的に繰り返して、大体、飯館の地形、ほとんどそういう集中的な災害、豪雨やいろいろ出ますと、同じようなところがずっと壊されて、同じような仕事で修復して復旧工事を展開してきています。そういう意味ではこの150ヘクタールというものもありますけれども、この間伐材を中心にして森というか森林を育成しながらいくのか、全部刈って植林作業までを含めていろいろ山づくりをやるのか、何か働く人は木を切って出して持って行ってバイオマスで処理しただけの話なのか、よく見えないんですけども、自然がどういうふうに変わっていくのか。それも間伐材だけでやるのか、全伐でやってある程度の地区を決めて、だって村の公有林もありますけれども、国の公有林も圧倒的にあるわけですから、あと民間にももちろんありますけれども、だからその辺は今後きちっとされるんでしょうけれども、何か心配としては、村外にいる人といろいろな深い山の話とか、私も営林署の部分林の役員もやったことのあるのでいろいろあるんですけども、そういう点では村民としてはどういうふうを考えていたらいいのかな。

産業振興課長（三瓶 真君） この木質バイオマス事業に関連する山林の伐採等も含めた村の自然環境、これがどのように変わっていくのかということでございますが、まずこの森林伐採に当たっては、現在、県のふくしま森林再生事業というものを最初のうちは活用しながら当面やっていくという計画になっております。

この事業でありますけれども、基本的には線量が今、比較的低いところを優先としながら、先ほどちょっと午前中のお話で出ましたけれども、いわゆる基準値2.5マイクロシーベルト以下という、しっかりと放射線測定をしながら決められた基準の中で施業をしていくわけでありまして、その場所の選定に当たってはそういった線量をしっかりと測った部分の私有林というところが最初になってまいります。

間伐なのか全伐なのかということにつきましては、このあたりのところは両方とも含めた形でやっていくこととなりますのと、あとは伐採したらそのままなのかという点につきましては、今は基本的に木を伐採した後は植林しなさいということになっておりますので、今回の事業におきましても伐採をした後の山には新たに植林をして、次の木がきちんと再生するような形での施業を今もやっているところではありますし、このバイオマスに関してもやっていくということでございます。

国の公有林もあるということではありますが、ここについては現在のところその具体的な予定というものはございませんけれども、今後何といたしまし、燃料の総量を確保していく上で仮にこれが必要だということになってくればまたいろいろな、国が相手になるのかどうか分かりませんが、そういったお話も出てくるのかとは思いますが、現在のところは私有林優先、そして村の中だけではなくてそのほかの浜通り、相双地方、双葉地方、あと県北の一部、村がそこをやるわけではありませんけれども、こんなところが今回の材の確保先ということで、村内にとどまらず、ある程度広い範囲で木材を確保するという中で今、燃料を調達することにしておりますので、その中で議員おたなしのような自然体系を壊さないようなといいますか、災害の心配のお話がありましたけれ

ども、そういうものにも十分配慮した形での燃料調達ということを目指して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） バイオマスだから全てよくなっているような話だけじゃなくて、それ以上の経費がかかるような災害の発生源になるようなものやっていたって何の、飯館は高いところにあるけれども、隣近所、南相馬市にしろ、相馬市にしろ、低いところにあるし、みんなして共存共栄する、自然環境を守るような、今そういう時代だからいろいろ、植林まで考えての話だということであまりは安心してはいますが。

最後の4ですけれども、村長から何か震災前後を問わず変わらないんだと。震災前も川俣に近い人は川俣に買物に行って病院に行っていたでしょう、南相馬に近い人はあっちに行っていたでしょうの話の答弁がありましたけれども、そういうことではないんじゃないの。だったら、福島市に行ったほうがよくなってしまふんじゃないの。相馬市にいたほうがよくなってしまふんじゃない。村に来る必要がなくなるんじゃないの。

そういうことじゃなくて、村に戻ろう、村を何とかしようという村民が今もまだ23%ぐらいですか、努力されているわけですし、我々の年代からもっと10歳、20歳下の人たちは子育てが終わったり、めどがついたら戻ろうという人もいるし、いろいろな人がいるのに対して、震災の前もこうやって買物をしたり医者に行っていたでしょうなんていう話ではないんじゃないかと思うんですけれども、ましてインフラ整備がこれでいいなという話ではないんですよ。村長と副村長の答弁、もちろんそういうつもりで副村長は答弁してはいないとは思いますが。ただ、字句上、そうなっているから私、何を言っているんだと思っていますけれども、そういう意味ではインフラ整備といっても限度があるよ。東京の銀座みたいな生活をしたいわけでもないし、でも震災前の飯館といったら、何割の人がAコープとか、開いていた飯樋町、臼石、草野の街の商店を利用してお互い、利用というのは物を買うだけじゃなくて、いろいろなお話とか交流もし、嫁さんを世話したり、婿さんを世話したりとか、いろいろな交流があって地域は成り立っているの、お世話したり、されたり、助言をし合ったり、いろいろあるので、学校問題にしる何にしる、病気にしる、病気をいっぱい体験した人は自慢げに、いやあ、こういう手術もした、ああいうのもしたという、それも一つのある意味ではしない人に対する助言にもなるし、だからいいものも悪いものも人によっていろいろでしょうけれども、いずれにしるそういう豊かな、人との交流も豊かだったし、自然も豊かだったし、そういうことをなりわいにしながら生活できるところが元どおりの村の姿だし、だからインフラ整備というのは何もヨークベニマルを飯館に持ってこいなんて言っているんじゃないで、持ってくるわけでもないし、今6,000人でないですかね。

だから、私も何回も言っていますけれども、道の駅、飯樋町、臼石にミニ直売所というミニ交流施設みたいなものを設けて、ある程度そこで注文することができる、そこに取りに行けば欲しいものが買えるとか、一緒に交流と買物と人と人の井戸端会議ができるような場所があったらいいのかなと何回も言っていますけれども、そういうことも含めて副村長、批判しているわけじゃないですけれども、あまりにも紙のページを少な

くしたかったのかどうか分かりませんが、ちょっとそこは考えていただきたい。

あとは、細部にわたって答弁の中で福島県町村会、相馬地方市町村会という名前が答弁に出てくるので、そのことも私も何年、何回かそういう集会に行ったり、いろいろなことをしてきましたけれども、最近そういう人たちの動きというのは何をやっているのか見えないんです。私が勉強不足で見えないだけならいいんですけれども、多くの村民も答弁で皆さんがそう私に答弁しても、では市町村会でどんな要望を上げて、上げたことがどれだけ実現されて、今はどんな要望に変わってきてというのが見えないんです。だから、ぜひそこは見えるようにしていただきたい。要望書提出、経過も含め、内容も、何年間何もやらなかったときもあるんです。前の議会の議長なんか聞くと、そんな会議をしばらくやっていないみたいなきもあつたみたいですが、いずれにしろこういう上部団体としてあるわけですから、そのことのやっていること、提出した経過と内容と成果、そして最近でのどんな要望をされているか、原本ぐらひは議会議員に示してもらいたいし、村民にも周知していただきたい。

以上、強く議長にもお願いをして、要求しておきます。よろしくお願ひいたします。

3分前になりましたので、終わります。

村長（杉岡 誠君） 今、県の町村会、相馬地方市町村会の話がありましたので、ちょっと1つだけ添えておきたいと思いますが、相馬地方市町村会は4市町村でつくっている会議であります。そこで要請を毎年度、実は整理したものが県の町村会のほうに上がって、県の町村会から全国町村会のほうにという形になっております。

少なくとも例えばその経過の成果という部分で言うと、今進めている農地集積の中間管理事業というのがありますが、あれに付随する集積協力金というのがあります。集積をした地域に対して交付されるお金ですが、あれは本来は全国一律のものでありますので終了する状況であったところを、相馬地方市町村会の要請として入れることによって実は令和7年度まで被災地は特例で延長されたという経過がありますので、それは入れてすぐその年度に反映されたという成果もあります。

中には道路要望とかありますので、非常に長い期間ずっと要請しているものもありますけれども、東北地方自動車道、復興道路のように今般開通したものもありますし、引き続き除染とか、あるいは医療費の問題も含めての要請、原発事故等に基づく要請というものもありますので、様々な要請はこれからも続けていきたいと思ひます。

なお、ちょっと内容が相当多岐にわたりますし、県町村会になりますと会津地方を含めての相当な数になりますので、議員の皆様には一定程度おつなぎをしながらも、村民の方全員でとなると何の話なんだというのが分からなくなりますので、特に私たちに関係するところについて広報等を使って周知をすることも考えていきたいと思ひます。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、9番 高橋孝雄君の発言を許します。

9番（高橋孝雄君） 9番 高橋孝雄でございます。

令和3年12月定例議会の中で一般質問をさせていただきます。

今年も残すところあと半月余りとなりました。令和3年を振り返ってみますれば、コロナウイルスで始まってコロナウイルスで終わる、そのような一年であったと思います。しかしながら、ここに来て大幅に感染者の数が減ったということは幾らか安堵もするところではありますが、また、新しくオミクロン株なるものが出てきたので予断は許さない状態にあると思います。

そういう中で、本村飯館村もあの未曾有の大災害から10年9か月、現在村に戻られている人は全体の二十三、四%、残り七十六、七%の人はいまだにほかの市町村にお世話になっているわけでございます。政府が定めた復興・創生期間、残り9年と3か月、いずれは村に帰るか、また、避難先に住所を移すか、決断をしなければならない時期が参ります。

そういう中で、この飯館村の広大な田畑、震災前のように自分の田畑は自分で耕すという、そういう人は恐らく少なくなってまいります。必ずや少ない人数でこの広大な飯館村の農地を耕作しなければならないときがやってきます。

そこで、質問に入らせていただきます。

農地の整備についてでございますが、1点目の暗渠排水工事についてでございます。パイプの太さが50ミリと聞いておりますが、これでは暗渠としての機能が果たせない。75ミリにならないかお伺いします。

2点目、これも同じく暗渠排水事業であります。掘削についてでございます。深さが60センチや70センチの深さでは暗渠本来の機能が果たせません。やはり100メートルの水田であれば、高い部分で90センチ、出口で110センチか120センチに掘らないと暗渠の効能はありません。その点をお伺いいたします。

そして、2番、飯館村の特産品についてでございます。

震災前はブランドの飯館牛がありました。そしてまた、インゲン、加工トマト、花、3種類も4種類もあって、毎年、農林水産大臣賞または県知事長または村長賞という賞をいただいて多くの村民が喜んでる姿がありましたが、この震災後、そういうことは一切なかったわけでございます。

だんだんと、この飯館村の牛も見てまいりました。そこで、やはり飯館牛の復活やら、また、ふるさと納税の返礼品として送った先に喜ばれるような、そういうものを考え出していきたいと思っております。

以上2点3項目、お願いします。

村長（杉岡 誠君） 9番 高橋孝雄議員のご質問2点目の村の特産物についてお答えいたします。

現在、村のふるさと納税返礼品として登録されている品数は39品目ありますが、そのうち村関係のものは、お米の「里山のつぶ」、「おこし酒」、「極久里のコーヒーギフト」、旧草野幼稚園跡地で活動している刃物工房の包丁や地域おこし協力隊のキャンドルなど、10品目がございます。また、直近では村内産のエゴマやナツハゼを使用した商品が追加される予定となっております。

議員おただしのおり、震災前の本村には飯館牛に代表されるような様々な特産品がご

ございましたが、全村避難による急激な担い手の減少により避難指示解除後の現在においても震災前同様の品目数、生産数までには至っていないところであります。

一方で、震災前に「いいたてブルー」として高い評価を受けていたインゲンは、現在、出荷する農家数は少数であるものの、農協へのお荷や直売所での販売で好調であり、花卉については村内33軒の農家の方々が震災前から特産であったトルコキキョウ、リンドウのほか、新しい品種としてアルストロメリアやカスミソウ、スターチス、ユーカリなどをお荷し、コロナ禍においても市場から高い評価を受けているところであります。

さらに、生産者の中には独自のこだわりや努力によって作り上げた「いいたて雪っ娘かぼちゃ」やブルーベリー、ギョウジャニンニク、菌床シイタケなどの農産物を県内スーパーや首都圏の市場にお荷している方もおり、村としてもこうした方々の動きを捉えながら、さらなる販路開拓、規模拡大などの支援も検討してまいります。

諸般の報告でも申し上げましたが、ふるさと納税返礼品については、震災後は本村産の商品が少ないため、総務省から例外的に村外産品による返礼品が認められております。しかし、村では今年度から新たに村民のなりわいや農業、商工業の活性化につなげるためにも、村産品による返礼品を増やすこととし、募集を続けております。

その結果、これまで4事業者にとどまっていた村関係の返礼品を、12月上旬から新たに2事業者分を追加し、6事業者としたところであります。現在、さらに3事業者が追加手続を進めていることから、近く合計9事業者分となる予定であります。

また、このたび村独自の定住施策として、なりわいを起こす方々を対象とした「スタートアップ補助金」を創設しました。この補助金は、なりわいとして商工業の本格操業を前提とした起業する人を支援する「スタートダッシュ補助金」と、すぐ本格操業は開始できなくとも、手仕事などを積み上げて起業を図る方のための「スタートサポート補助金」という2つの補助メニューを準備し、それぞれの現状に応じて支援できるようにしたところであります。

村といたしましては、このようななりわいづくりの支援により新たな村の特産品の創出に期待するものでありますので、引き続き議会の皆さんにもご協議しながら幅広く村産品振興に努めてまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

建設課長（高橋栄二君） 9番 高橋孝雄議員の1、暗渠工事についての2点のご質問には関連がありますので併せてお答えいたします。

暗渠排水管の口径の決定方法については、農林水産省の土地改良事業計画設計基準による水田利用の基準に基づき、暗渠管内の流量や流速から直径を算出し、吸水管の口径を決定しております。

暗渠排水管の管径については、最少口径が50ミリですが、延長が長く勾配が緩い場合などには水利計算により60ミリなどの計算結果となる場合もあります。なお、一般的な飯舘村のような基盤整備された長さ100メートル程度の田型では管口径が50ミリとなる計算結果がほとんどでございます。また、掘削により湧水が確認されれば、湧水処理としての暗渠管の口径は100ミリが標準となります。

なお、暗渠排水管の口径の決定方法について、農林水産省が会計検査院より適正に設計するよう指摘を受けており、県内の他市町村においても同様の基準で工事を進めているものです。

また、埋設深さについても、同じく土地改良事業計画設計基準による水田利用の基準に基づき、機械の大型化等も考慮して、始まりの深さとして60センチを確保しながら、流末までの排水勾配を確保し施工をしております。

村では、地権者の負担が生じない、いわゆる交付率100%の福島再生加速化交付金を活用しているため、国や県の指導基準に基づく設計を厳密に組み立てて、発注、施工することが求められておりますこと、ご理解願います。

私からは以上です。

9番（高橋孝雄君） それでは、1番の1、2は関連しておりますのでまとめて再質問をさせていただきます。

ただいま農林水産省の指導でそういう50ミリにしかならないということになっておりますが、あくまでも現場を知らない人が設計したのでは、当然これは暗渠自体の効き目もないし、意味もない。この工事に対しては莫大な税金が使われております。これは税金の無駄遣いになる可能性も会計検査院の方々には指摘してもらいたいと、こう考えております。

実は私、昨日じかに農林水産省とお話をさせていただきました。その中でやはり電話では分からない、だからじかに会ってお話を聞かせてもらえればということになりました。いずれ村長か、または副村長を先頭にして正副議長、産業委員長あたりが行ってしっかりと説明をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 農林水産省のほうにお話が行っているということではありますが、現在の50ミリというのは答弁のとおりでございます。ただ、飯舘村の場合、暗渠排水という必然の部分の水処理という部分が非常に色濃いかなというふうに思います。ただ、土地改良事業でその分もあるんですが、あくまでも水田として作付する際に水の管理を含めての暗渠排水という一つの項目での土地改良基準でございます。

通常、地権者が求めている暗渠排水、要は湧水処理ですね。そもそも水田が湿地で困るという部分についてはまた別な湧水処理という方法がありますので、そういうところである程度湧水が確認できるものについては処理をする。あとは水田の機能として水を抜いて稲刈りのときに乾くようにするという機能に関しては暗渠排水という仕組みとか、造り方になっているかと思っておりますので、まず現場のほうの掘削をしたときに水が出ればそういうふうな対応をしますけれども、自ら暗渠排水、今までの暗渠排水、ですから村で言う湧水処理ですね、そういうところを地権者のほうとお話をしながら現場で対応していくということが一番なのかなと思っております。

なかなかこの50ミリの基準を60ミリに変えるというのは難しい部分もありますし、やはりそのほかの市町村の部分もあります。あと、今まで村はもとよりほかで実施してきた工事箇所、当然終わっている箇所もございます。そういう意味で今言った暗渠排水と湧水処理という使い方である程度排水ができればかなと思っております。

ただ、先ほど言ったように50ミリという詰まってしまうという部分がかかなり懸念されるのかなと思いますが、実は75ミリなら詰まらないのかと、そういうことでもなくて、実はやはり鉄分を含んだりとか、いろいろな有機物を含んだものに関しては暗渠の中が詰まるという結果が出ております。ただ、そういうところについては今まで水を入れて水を抜いたりとかという管理をしながら暗渠をやってきたわけですが、ただ、そうではなくて現在はその管を掃除するような一つの管理方法もございます。ですから、そういう形で管理をして暗渠の機能を長期的に維持させるという方法もありますので、暗渠排水についてはそういう定期的な管理をして水が抜ける管理をしていくという方向が一番ベストかなと思われまます。

9番（高橋孝雄君） 今のご説明は分かりましたが、実はこの飯舘村、40年も前から区画整理、基盤整備をしました。そして、立派に暗渠排水もしました。私のところも区画整理をして50ミリのパイプを入れて暗渠排水をしていただきました。1年目は何ともなく水がどンドン出ておりました。2年目になったらちょろちょろ、3年目になったら詰まってあっちこっちから水が噴き出て、稲刈りのときに田植靴を履いて、湿田用のバインダーのタイヤでさえ歩けなくて前で引っ張って、今度は刈った稲を置くところがなくて、一日置けるところに置いて、そしてはせがけ、ツクシを取った経緯がございます。

何とかしなければならぬということで、今、副村長がご承知のように八和木には農業専門にやってきた営農クラブがございました。その中で検討した結果、役場に行って「何とかしてくれ」と言ったら、「いや、村ではそんな金がないが、せめてその中に入れるパイプないし土管であったら、その分だけは出してやるから、それで自分でやれるならやったほうがいい」ということになりましたので、農協に世話になって新潟から75ミリの土管を買いました。助成はたったその土管のお金だけでした。そして、手掘りで掘って、それも一番浅いところで90センチ、そして低いところで110センチから120センチに掘って、その中に、採石を買う金がないものでカヤとか松の葉っぱとか杉の葉っぱを敷いて土管をセットして、また同じく上にそういうものをかけて埋め戻しをしました。そうしたら、次の年から地下足袋で稲刈りができるようになった、そういう例もありました。さすがの村長も「うまくいったな」と言って喜んでくれました。そして、それからずっとこの震災前まではその乾田で作業ができました。

先ほど八郎議員が言われたように、除染で大型機械が来て、その土管が潰れて、あちこちから水が噴き出した場所もありました。私は自分で機械があるからそれを全部掘り直してつなぎましたが、農業を諦めた人はいまだに田んぼの中は泥水が流れ、しかもオカッパと、今度は柳がぼうぼうと生えてもうギブアップだという人がかなり出ております。しかしながら、この飯舘村、せめて道路から見える範囲は、やはりこの農地を荒らさないで造らなければならないとこのように考えていますが、村長、考えはどうですか。

村長（杉岡 誠君） まさしく道路から見える範囲に限らず、皆様がやはり血と汗と申しますか、非常に思いをかけながら必死になって作ってきた作物、それを生んできた土地でありますので、そういった土地をしっかりと後世に残せるようにしていきたいという思いはまさしく共通するものがあるかと思っております。

一方で、国の事業については、先ほど答弁の中でも申し上げたかと思いますが、地権者のその負担がない交付率100%の事業だという部分もありまして、なかなかその基準という厳しい部分が乗り越えられない部分があるかなとは思ってはおります。

一方で、さらにその担い手という部分、多くの方々が自分はちょっともう作付が個人経営としてはできないかなという中で、それでも将来の担い手のほうに貸し付けるという移行の部分については、今、基盤整備の対象にしながらか進めていって、さらに村としては担い手を新たに見つけるというところも今汗をかきながらやっているところでもありますので、地権者の皆様あるいはこれまで取り組んできた方々の思いというものもしっかり受け止めさせていただきながら、なお村としてはそこが、しっかり担い手が作付をしていく場にしていくということが最終形態としては必要でありますので、基盤整備と担い手をしっかりマッチングするというを同時並行でやっていきたいと、そのように考えております。

9番（高橋孝雄君） では、その件につきましては、やはり農林省としても何でかんで50ミリにこだわったものではないという話でありました。必要に応じて、もしやれるならば75ミリでも構わないと。ただ、会計検査院の指摘があるためにしっかりとした施工をしてほしいという答えでありましたが、それならばせめて50ミリと75ミリの差額、村で持つか、もしかしたらその田畑の持ち主が持って、それでやっていただけないかというお話もしたが、電話ではちょっと分からないので、じかにお話しできればというお話になりましたので、それはいずれ先ほど申し上げたように上京して、そしてしっかりとご説明をしてくようにしたいと思いますので、ぜひともこの役場から、村長の都合が悪かったら副村長、それで悪かったら産業振興課長、建設課長が行ってしっかりとご説明していただいて、やはり大切な税金ですから正しく使われるようにしていただかなければならないと、このように思います。

そして、3点目でございますが、今、村長からいろいろ答弁がありました。なるほどそのとおりでございますが、ただ、飯舘村のこの寒さを生かした特産物が前にもありました。特に評判のいいのがゴンボツパ餅であります。今、道の駅どこでも売っているのはゴンボツパじゃなくて、あれはヨモギであります。飯舘村でゴンボツパでも作って、そして餅を、「あぶくまもち」で凍み餅を作る、また、凍み豆腐、そして凍み大根などを作ってふるさと納税の返礼品としたら、これは恐らくもらったほうも大変喜ぶと、このように思います。いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの議員ご提案のものは村の寒さを生かした製品の復活といえますか、さらに振興を図るということでございます。ご質問の中にもありましたように、凍み餅につきましては、まさに議員おっしゃるように今年度、村が10年ぶりに復活をさせました「あぶくまもち」、これを使って村独自の凍み餅を作るということ、まだ現実には至っておりませんが、現在あぶくまもちを村内のそういった加工販売を行う方に提供しているところでございまして、そこの試食の中にはご意見として、ぜひ凍み餅をこれで作ってみたいということもございまして、近い将来この凍み餅をあぶくまもちで作れるように、これからあぶくまもちの振興も含めて図っていければと思ってお

ります。

なお、その他の凍み大根であるとか凍み豆腐であるとかという部分につきましてはありますが、こちらもそういった加工販売を行う生産者の方と今後ご相談をいたしまして、ぜひとも村としてもう一度こういった品物が外に向けて出せるようにまた取り組んでまいればと考えております。

以上です。

9番（高橋孝雄君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

飯舘村から都会に出た人たちがつらいとき、また、苦しいときなど、心のよりどころとしてふるさと飯舘村があるから頑張れたと言ってくれた人が大勢おります。その人たちのためにも、このふるさと飯舘村を守っていくことが我々に与えられた使命であると考えております。東京に行って飯舘村に来たとき、飯舘の冬は寒いですが心は温かいという同級生がいました。そういう人たちのためにも、やはり我々は飯舘村をしっかりと守っていかなければならないと、このように考えます。

目まぐるしく変わる厳しい農業情勢の中で多くの仲間と歩んできた農業の道、つらいこともありました。苦しいこともありました。しかし、私たちは多くの仲間たちと共に生涯現役で農業を続けていくことをこの場でお話し申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤眞弘君の発言を許します。

1番（佐藤眞弘君） 1番議員、佐藤眞弘です。

飯舘村議会定例会、初めて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

現在、文部科学省が進めているG I G Aスクール構想は、発表時当初、教育用コンピューターの1台当たりの児童生徒数は全国平均で5.4台と、1人1台に遠く及ばず、地域格差も大きいものがありました。加えて、O E C Dの中で学校の授業におけるデジタル機器の使用時間が最下位という結果になっています。

G I G Aスクール構想により、前から始まっていたプログラミング教育もG I G Aスクール構想の一部として改めて提唱され、A I やI o Tを積極的に活用するS o c i e t y 5.0の時代の到来に備え、情報活用能力、論理的思考力を身につけることが重要だと思います。加えて、新型コロナウイルスの世界的な大流行を受けて、その必要性が急速に高まり、2023年度までとした当初の目標も2020年度内とアップデートされました。

当村における取組、希望の里学園におけるG I G Aスクール構想の推進に向けた取組と学力向上についてお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 佐藤眞弘議員のご質問のG I G Aスクール構想の推進と学力向上についてお答えいたします。

文部科学省のG I G Aスクール構想を受け、いいたて希望の里学園においては、今年度1学期に児童生徒全員分のタブレット端末を配備いたしました。タブレット端末内には様々なアプリケーションを準備し、既存の電子黒板とも接続して学校教育の様々な場面

において積極的に活用しております。

まず、授業においては、各自がタブレット端末に自分の考えを入力し、それを電子黒板で一覧表示して、全員で共有する学びを行っております。それにより、自分とは違う様々な考え方を知り、各自の学びを深め合っているところであります。また、考えや意見を分類化して、比較、検討する活動を取り入れることで、全員が参加できる対話的で深い学びを進めております。

このほか、タブレット端末を使つての調べ学習やレポート作成、写真動画の撮影編集、個の能力に応じた問題が提示されるAIドリルの活用等も進めており、児童生徒はタブレット端末を使った学びに大分なれ親しんできております。

次に、オンライン会議を活用しての学びも積極的に進めております。外国語科においては、金山小学校や川内小学校とのオンラインでの合同授業や、アメリカ在住の学生や学校教師とのオンライン交流を行っております。また、後期課程の9学年においては、上智大学の学生や留学生と英語での交流を行っているほか、月1回のオンライン交流では苦手教科等の克服方法について個別に学習支援を受けるといった取組も行っております。

さらに、今年度4月からはICT支援員が常駐しており、機器の整備、教職員への研修、授業支援など、ICT全般にわたり幅広くサポートをしております。専門的な知識と技能を兼ね備えていることから、トラブルに対する迅速な対応も可能であり、教員の負担と不安を大きく軽減しております。

最後に、学力向上についてであります。GIGAスクール構想による1人1台のタブレット配備は今年度始まったばかりであり、学力面における成果、課題については検証するための資料が十分にはそろっておりません。本村においては少人数であることから、全国、県との学力の平均を比較するのではなく、各自の知能から期待される学力を十分に発揮させることが重要であると考えております。そのためにも、個に応じた効果的なICT教育の実現、GIGAスクール構想の具現化を引き続き推進していくことで、誰一人取り残すことなく、一人一人の学力を確実に伸ばしてまいりたいと考えております。

1番（佐藤眞弘君） 1人1台の端末機、いわゆるタブレットの使用についてですけれども、家庭でどのように使用しているかお尋ねします。

教育長（遠藤 哲君） 家庭でのタブレット端末の活用ですが、現在全ての児童生徒が毎日家庭にタブレット端末を持ち帰っています。家庭ではタブレット端末を使ったドリル学習あるいは調べ学習、また、家庭との連絡、それから保護者のアンケート調査等に活用しております。

具体例を挙げますと、例えば家庭学習の状況などもデータとして残りますし、あるいは低学年でしたか、家で音読の様子を動画で撮影して、それを翌日学校に持ってきて教師が確認する、そういったことも行われているようです。それから、コロナ禍で参観できなかった行事等があるわけですが、そういったものを動画で撮って配信して家庭で見ていただくと、こういったことも今年度行っております。

利用に当たっては、保護者としっかり連携を取って、情報モラルの啓蒙であるとか、あ

るいはセキュリティー対策、有害サイトの閲覧制限等、そういったこともきちんと対応しております。それから、家庭での通信費についてですが、これは村のほうで負担しておりますので保護者の負担はありません。

以上です。

1 番（佐藤眞弘君） S o c i e t y 5.0が目指す効率的な社会に向けて、文部科学省はG I G Aスクール構想を進めています。当初は1人1台の端末や通信環境の整備など、ハード面の導入の議論が多かったG I G Aスクール構想も、現在ではI C Tを活用してどのような学びをいかに提供するかというソフト面にシフトしてきています。

皮肉にも新型コロナウイルスによる新しい生活様式はG I G Aスクール構想の推進の必要性を高め、現在では多くの自治体が2023年度までの目標とされた水準に達しつつあります。デジタルネイティブな世代の子供たちが、勉強や遊びなど、日常のあらゆる場面でI C Tに触れ、学ぶ楽しさや意義を覚え、S o c i e t y 5.0の社会を生き抜く力を育んでくれることを切に願い、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は15時10分とします。

（午後2時51分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時10分）

議長（佐藤一郎君） 4 番 飯畑秀夫君の発言を許します。

4 番（飯畑秀夫君） 4 番 飯畑秀夫です。

このたび、村民の皆様からのご支援を賜りまして村政に携わる機会を与えていただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。感謝しております。

私のキャッチフレーズは、「村民の声を村政へ、守ろうふるさと」です。生まれ育ったふるさとのために、村民の皆様、村長をはじめ役場職員の皆様、そして議会議員の皆様と一緒に協力し合い、5年後、10年後も安心・安全に暮らせる村づくりに全力で取り組むことを誓います。

それでは、質問に入ります。私からは3項目8点についてお伺いいたします。

最初に、産業振興について質問いたします。

1-1、コロナウイルス感染症拡大により、2年が過ぎようとしております。日本経済においても多大なる影響がありました。コロナ禍の状況で村内企業等におかれまして経営、収益等にどのような影響があったか、お伺いいたします。

1-2、原発事故からもう少しで11年が過ぎようとしております。村の復興には第一に雇用の場が必要だと考えております。

そこで、質問いたします。村内企業等の設備投資や新規事業者の支援はどのように行ってきたのか、お伺いいたします。

1-3、また、新規就農をしたい人に対してどのようなPR活動を行ってきたのか、お

伺いたします。

次に、福祉施策について質問いたします。

2-1、飯舘村は、周辺市町村に比べて標高が高く、冬の寒さがとても厳しいです。過去にはマイナス15度を超える寒い日も続いた日もありました。また、原油価格の高騰により、昨年11月、灯油1リットル当たりの価格が80円台でしたが、12月現在、今現在1リットルの価格は106円であります。1リットル当たり20円以上も値上がりしております。11月現在、村の世帯数は769世帯で、居住人口は名簿上1,475人です。特別老人ホームの34人も含んだ人口です。その中で帰村者の半数以上は高齢者であり、主な収入源は年金のみです。実際寒くなってきた今、灯油代、光熱費、防寒着等の生活費の負担が大きく、飯舘村では生活が大変だという住民の声もあります。

村として、居住している世帯に対し暖房費の支援ができないか、伺いたします。

また、補足としまして、飯舘村は寒冷地に当たると思います。国土交通省による資料によりますと、地域区分新旧表、令和2年7月時点、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件として、国土交通省で告示第265号に記載されている寒冷地区区分によると、飯舘村は葛尾村、猪苗代町、北塩原村と同等の寒冷地区区分3に該当しております。3ということは、飯舘村は標高が高く、暖かくしなければいけないということですね。生活する上でやっぱりお年寄りが多い、その中で年金暮らし、その中でやっぱり村として何かできないかなということ暖房費の支援ができないか、伺いたします。

2-2、避難生活等で医療を受けている村民が一定数いると思われませんが、その中で医療費免除及び保険税等の減免を村として国や県に対し引き続き要望しているのか、伺いたします。

2-3、運転免許のない人、高齢者等がクリニックや日常生活用品の買物や役場または道の駅、郵便局、農協等に用事があるときに、事前に予約すれば生活支援ワゴン車が利用できるが、現在の利用状況と今後の運行計画について伺いたします。

また、2-4としまして、高齢者等の健康維持と交流の場、そして楽しみの場としてサポートセンター「つながっぺ」の継続を求める声がありますが、現在の利用状況と運営状況、そして今後の運営計画について伺いたします。

最後の質問です。

私は、長泥で生まれました。生まれ育った長泥が帰還困難区域に指定されたときには、非常に残念でショックで涙が出ました。帰還困難区域の解除は長泥地区の住民一人一人の同意または意向を確認しているのか、また、村として10年後、20年後のビジョンをどのように描いているかをお伺いたします。

以上、3項目8点について伺いたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問の3点目、避難解除についてお答えいたします。

帰還困難区域の避難指示解除については、さきの議会や全員協議会等でもご説明しているとおり、飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画における居住促進ゾーンをはじめ

とする「特定復興再生拠点エリア」については、令和5年春を予定しているところであり
ます。

一方で、去る10月3日に内閣府原子力災害対策支援チームにより、政府から新たに示
されたスキームを含む帰還困難区域の解除方針の説明会を実施したところではありますが、
ご参加いただいた住民の皆様からは様々なご意見が出され、現在、同チームにより、そ
うした声を踏まえた検討がなされているものと承知しております。

国は、帰還を目的とした避難指示解除に当たっては、住民お一人お一人のご意向を確認
した上での対応を行うとうたっており、今後、複数回の聞き取りを行う予定とのことで
す。

村としましては、環境再生事業や除染の進展、特定復興再生拠点区域の整備などにより
住民お一人お一人の考えが変化していくものと考えますので、丁寧な意向の把握に努め
ていただくよう要望してまいります。

次に、村としての10年後、20年後の帰還困難区域のビジョンについてであります
が、飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画によりますと、避難指示解除から5年後の目
標として、営農者数については約20戸、加えて一般財団法人飯舘村振興公社による作付、
営農が進むこととしております。

村としましては、この5年後の目標に鑑みながら、環境再生事業により整備した農地の
活用や企業誘致など、長泥行政区の活性化につながる事業を模索し、議員おただしの10
年後から20年後のビジョンについても、長泥行政区の皆様との協議を踏まえ、議会の皆
様にお諮りしながら検討してまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

総務課長（高橋正文君） 私からは、1の産業振興についての1-1と1-2について答弁を
させていただきたいと思います。

まず、1-1についてお答えをさせていただきます。

村では、コロナ禍で影響のあった企業等に対しまして令和2年度に「新型コロナウイルス
感染症対策事業継続支援補助金」として、売上高が前年同月と比較して3割以上減少
した事業者に対し、納付いただいた令和元年度の固定資産税額を基準に補助金を交付し
てきたところでございます。この交付実績は16件、883万5,000円で行いました。また、
今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年1月以降、前年
同月比で事業収入が20%以上減少した月がある事業者に対しまして、「飯舘村事業継続
支援金」として1事業者当たり10万円を支援金として交付しているところでございま
す。この支援金は申請期限がこの12月末となっておりますが、11月末までに53件の申請があ
り、530万円の交付をしたところでございます。

次に、質問の1-2、村内企業の設備投資の関係でありますがお答えいたします。

まず、企業への支援として、国の「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」が挙げら
れます。工場等の新增設等を行う企業を支援し、雇用の創出、産業集積を図るもので、
補助対象経費に応じて決められた人数の雇用創出が補助金の交付要件となっているよう
でございます。この補助金を活用し、企業誘致を積極的に進め、村民の雇用拡大に努め

てまいりたいと考えているところでもあります。

また、個人や小規模事業者が使える補助金として「福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金」があり、村内での店舗の操業等に利用されているところでもあります。

次に、村としての企業への支援といたしまして「飯舘村企業立地等支援補助金」がございます。この補助金は、村の農村楽園基金を財源といたしまして、用地や工場の取得、賃借料、設備機械の取得などに利用できる補助金となっているところでもあります。交付要件、補助率等に違いはございますが、新規事業者、既存の事業者を問わず、村内への企業の立地等を支援し、村民の雇用の確保と企業経営の健全化に資するものと考えているところでもあります。

また、新規事業者への支援としては、補助率50%、限度額200万円以内の「村内ベンチャー企業創出支援事業補助金」、上限額200万円の「スタートアップ補助金」があり、創業に係る経費を助成することにより、村内での商工業における起業の活性化を図り、交流、移住を促進してまいりたいと考えております。

なお、これらの補助金を活用して新たにレストランの開業を予定している新規事業者の方も既におりますので、事業の大小にかかわらず多くの方にご利用いただき、後に続いていただければと考えているところでございます。

今後も、支援内容の周知に努めながら、企業誘致や村内企業、新規事業者の支援をし、産業振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問1の3番目、新規就農をしたい人へのPRはどのように行っているのかについてお答えいたします。

現在、村では移住・定住希望者について積極的にPR活動を行っており、村のホームページに「移住・定住ポータルサイト」を設け、より分かりやすい情報発信に努めているところです。その中で、就農を希望する方の相談があった際には農政担当窓口をご案内し、高い就農意欲を持って相談に来られる方にはより詳しく相談者の希望等を伺い、就農までの流れや補助制度等の案内を支援しているところでございます。

また、福島県とも連携し、県が発行している「ふくしま就農ガイド」や「相双就農ポータルサイト」にも村の情報を掲載し、村での新規就農のPRを行っているところでもあります。

しかしながら、いかに高い就農意欲があっても、ある程度の経験を積まなければ、しっかりとしたなりわいとして定着し、営農を続けることが難しいのも事実でありますので、村内もしくは近隣市町村での研修体制が必要であると考えます。

例えば、Uターンで帰村し就農する方については親元で研修することや、過去に農業をしていた方を作業従事者として雇用し、その方から技術を学ぶなどの方法も考えられるものと思います。ほかには、県と連携し、まずは雇用による就農が可能な農業法人で働きながら技術を習得する方法も考えられます。

村といたしましては、意欲ある就農希望者に寄り添い、雇用による就農や自営就農など、その方の希望や適性に応じた支援ができるよう丁寧に対応してまいります。

以上です。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、福祉施策の1点目と4点目についてお答えをさせていただきます。

まず、2-1、村に居住している世帯への暖房費等の支援ができないかのご質問にお答えをいたします。

村では、平成19年度に原油価格高騰支援策として、独り暮らしの高齢者100世帯に対して18リットルのポリ容器での灯油助成を行っております。このときは全国的に生活保護世帯や低所得者世帯等に対して灯油を支援する動きがありまして、本村としましては独り暮らしの高齢者支援として実施した経緯でございます。翌平成20年度においても、98世帯に同様の助成を行っており、この年は村社会福祉協議会でも10リットルの灯油支援を併せて行っております。

現在、国では、原油価格高騰を抑制するため、石油の国家備蓄の一部を放出することを決定するなど、国としての対策も示されている状況であります。

また、新型コロナウイルスの経済対策であります。国で非課税世帯への10万円の給付が補正予算に計上され、支給の見込みとなっていること、さらに、村としては11月補正予算で議決いただきました「新型コロナウイルス感染予防衛生資材等購入給付金」として、お一人様1万円給付をするほか、50%分をプレミアム分として上乘せした「いいたてプレミアム付商品券」を販売するなど、様々な支援策を講じていることから、村としましては独自に暖房費等への支援は現在のところ考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、2-4、サポートセンター「つながっぺ」の利用状況と今後の運営についてどうしていくかのご質問にお答えさせていただきます。

村としては、まず要介護状態にならずに元気で生活できることが大切と考えております。そのための施策の一部として、サポートセンター「つながっぺ」を運営しており、現在は新型コロナウイルスの影響から密を避けるため人数調整をしているものの、利用者からは体を動かす体操や楽しく交流する場があることで大変喜ばれているところであります。

また、「つながっぺ」の利用状況ですが、昨年度は交流サロンの延べ利用人数が2,157人、在宅訪問の延べ利用人数3,415人等となっており、今年度も月200人程度の利用となっているところであります。

コロナ禍で運営を休止した期間もあることから、年間の利用人数は減少する見込みではありますが、休止が再開された際には多くの喜びの声が寄せられ、サポートセンター運営の必要性を改めて感じたところであります。

現在、サポートセンター運営に係る事業費は、国の被災高齢者等生活支援事業補助金によって運営費全額が補助されており、今後の継続が決まっているものではございませんが、高齢者の健康維持と交流の場として必要な事業でありますので、引き続き運営できるよう国に要請をしております。また、各行政区や避難先で広がりを見せているサロン、こちらの運営についても支援を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の2、福祉施策についてのうち、2点目と3点目についてお答えいたします。

初めに、医療費免除及び保険税等減免の要望についてのご質問であります。

現在、東日本大震災当時に避難指示区域に居住していた一定所得以下の村民や帰還困難区域の長泥行政区住民に対しての医療費窓口負担の免除や保険税等の減免については、国の予算措置の関係から毎年1年ごとに決定しています。

医療費窓口負担の免除は令和4年2月末まで、保険税等の減免については令和4年3月末まで、それぞれ継続することが決まっていますが、これ以降の扱いについては未定であります。

国では、東日本大震災から10年が経過した中で、医療費窓口負担の免除や保険税等の減免の特例措置の見直しを検討することとしておりますが、村では国の予算編成時期に合わせて、財政支援措置が継続するよう福島県町村会や福島県国保連合会等の各団体を通じて要望を行っております。

次に、生活支援ワゴンのご質問であります。

村では、高齢者の移動手段確保のために、令和2年度から飯舘村社会福祉協議会へ委託をして、利用者の自宅から村内施設まで、さらに川俣町への買物にも利用できる生活支援ワゴンを運行しています。

昨年度の利用者数の実績は延べ2,012人、月平均で約167人、うち買物の利用者数は延べ385人、月平均約32人でありました。本年度10月末までの上半期の利用者数は延べ1,030人、月平均で約147人、うち買物の利用者数は延べ221人、月平均約21人となっており、昨年度とほぼ同程度の月平均利用者数となっております。

村では、生活支援ワゴンの利用実態等を把握するため、帰村された高齢者を対象にアンケートを実施しました。このアンケート結果では、利用者からの感謝の声がある一方で、生活支援ワゴン車を利用したことがない方が全回答者の7割ほどありました。

この結果を踏まえて村としましては、村社会福祉協議会の相談員にご協力をいただいて広報周知活動を行うなど、さらなる利用促進を図っていきたいと考えています。

また、今後の運行については、来年度に向けて村社会福祉協議会と協議を行って、利用者にとってサービス向上となるような内容を検討してまいります。

私からは以上です。

4番（飯畑秀夫君） 産業振興についてご回答がありましたが、コロナウイルス感染症拡大で事業収益が20%以上減少した事業者に対して事業継続支援金を支給したということですが、10万円、53件の申請ということは、ほとんどの企業が該当したのかなと思うんですが、引き続きこれから第6波、オミクロン株の感染拡大が懸念されております。感染拡大により企業等に影響があった場合にも、また引き続き村として支援していただくことをお願いいたします。

次に、1-2について質問いたします。これから帰村される方、移住・定住される方には先ほど言ったとおり村内に働く場所が必要だと考えます。村として企業誘致に尽力し

ていただいているとは思いますが。継続して企業誘致、新規事業者への支援をし、雇用の確保につなげてほしいと思います。

また、飯舘村は農業が基幹産業なので、今後も新規就農者への研修制度、営農指導など、農業収入の向上につながるように支援していただきたいと思います。村長のお考えをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 3点まとめてご質問を頂戴したかなと思いますけれども、企業のコロナにおける減収対策等については引き続きのご支援をとということでありまして、村としてもなりわいの部分は非常に大事だと思いますので、引き続き様々な対策を取っていきたいと考えております。

また、働く場が、これから人口増対策にしても移住者を呼び込むにしても、あるいは村民の方々が戻ってきてここで生き生きと暮らすためにも必要だということは、私の方針そのものでもありますので、企業誘致等々、しっかり力を入れていきたいと考えております。

それから、3点目、新規就農者の方々についての研修あるいは支援策ということについても、まさしく今ご答弁申し上げましたが、私の担当時代からもやっておりますけれども、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

なお、新規就農というのは決して簡単なハードルではないものですから、やはり何となくというんでしょうかね、簡単にできるというふうには考えるよりは、ぜひ村役場のほうに足を運んでいただいたり、あるいは役場のほうが集落に説明に行った際に声をかけていただいて、どんな支援策があるんだ、俺、こんなことを考えているんだと、そんなことからコミュニケーションを取りながら、例えば新規就農をするについてもこういう準備が必要だとか、こういう経費が必要だというようなところからじっくりと計画を練っていくような、そんな支援も含めてやっていきたいと思っております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 引き続きよろしくお伺いいたします。

また、新規就農をしたい人に、村では移住・定住希望者には積極的にPR活動を行っており、村のホームページに移住・定住ポータルサイトを設け、より分かりやすい情報発信に努めているということですが、学生さんがちょっと来ていて、村のホームを見たけれども、いっぱい何かやりたいことが書かれていて実際分からないという指摘を受けたんですけれども、この分かりやすく情報発信に努めているというところ、もう一度お願いします。

総務課長（高橋正文君） 移住・定住関係でホームページをご覧になった学生さんのお話ということでございます。現在ホームページ、やはりそういう見にくい、自分の知りたい情報がなかなかつかみにくいというお話もございましたので、ホームページを見やすくする、あと知りたい情報がすぐ取り出せるようなリニューアルの計画をしております、現在、担当課のほうでどんなホームページにしたらいいか、業者等と打合せをしておりますので、その改修が終われば今ほど言った学生さん等も今よりは見やすくなると、改善されるというような期待をしております。

4番（飯畑秀夫君） ぜひともよろしくお願ひいたします。

また、就農に関して、相談希望者等、今年は何件ぐらいあったか、実際あれば教えてもらえますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 就農に関しての件数であります、申し訳ありません、今正確な数は把握しておりません。以上です。

4番（飯畑秀夫君） 把握していないということは、なかったのかと思うんですけども、実際あったかもしれません。分かりません。

実際、前に飯館村で農園で働く人を見ましたけれども、実際やっているところで働きながら勉強して、村に住みながら農家というか、農業を覚えながら自分で時間をかけながら自立していければなと思いますので、ぜひともまた丁寧に進めてもらえればありがたいです。

議長（佐藤一郎君） 飯畑君、総務課長からありますので。

総務課長（高橋正文君） 相談の件数であります、これは農業のほうに特化した数字ではありませんけれども、相談件数が12月14日現在で78世帯で122名の相談があったということでもあります。移住関係の相談ということで、その中に農業を希望する方も含まれていると。全体で78世帯の122名ということでもあります。

4番（飯畑秀夫君） 産業振興については、企業誘致からいろいろこれから先、大変だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

福祉施策について再質問いたします。

暖房費の補助についてですけれども、灯油代助成という形で川内村は12月9日、原油価格の高騰を受け、村民1人につき1万円を支給する方針を固めた。支給対象は住民票のある全世帯、年齢や所得制限は設けない、避難している世帯も含まれる。また、県内6市町村なども助成を検討しており、原油価格高騰への対応をめぐり、県内では伊達市、郡山市、国見町、川俣町、西会津町、金山町の6市町村などでも灯油代の助成に向けた検討が進んでいる。各自治体、住民税非課税世帯、高齢者世帯に灯油代の一部助成をすることを想定しているとなっております。

先ほどは前の議員からありましたけれども、村に戻っている人は二十三、四%で、実際、逆に言えば70%はもう村外に避難しているとか、村外にいるわけですけども、帰村してきた方、また、移住してきた方にも、やっぱり飯館村の冬は寒いので、先ほど高橋議員も言いましたけれども、飯館村の冬は寒い、でも何か心は温かいみたいな、何かやっぱり村に帰ってきたメリットとして、高齢者、低所得者でもよいのかもしれませんが、自分的にはやっぱり村に住むメリットとして全世帯に灯油代、灯油でなくてエアコンとか電気代、いろいろなものがありますので、やっぱり何か高齢者、せつかく村に帰村してきた方々に対して、移住してきた方々に冬期間の暮らしを安心して暮らせるように支援していただきたいと思ひます。

また、これは今日の民報の新聞ですけども、皆さんもご存じのとおり、福島県で昨日ですか、灯油購入費を助成する、高齢者、障害者、独り親世帯と書かれていますけれども、原油価格の高騰を受け、県が検討してきた生活困窮者や事業者への緊急支援策が固

まった。困窮世帯に向けた、住民税非課税世帯ですね、65歳以上、障害者、独り親世帯、1世帯当たり2,500円を上限に補助するという形で新聞には載っています。読みますと、もし村で5,000円を補助すれば、県のほうで2,500円出るのかなと理解しているんですが、またそのほかにも事業費3分の2補助とか、園芸ですか、飯館にすればイチゴ農家、やっぱり暖房費、多分重油、石油代も上がっているのかなと思うんですよ。これを見るとまた10円とか20円、少し分かりませんが補助する形もあるんですけれども、村としても、どのようなことができるか、村長の考えをお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 今の他市町村の支援例をお聞かせいただきました。まず、村に戻ってきた方への支援ということで、避難解除からの3年間、帰ってきた方に「おかえりなさい補助金」ということで20万円を支給してきたという実績が、まず帰ってきた方、帰還をされる方を支援するというので、そういう制度がございました。

先ほど健康福祉課長が申し上げましたとおり、今回、11月24日の臨時議会で村民1人当たり1万円ということで5,200人分、5,200万円を予算化させていただいたということでもあります。これについては、様々な補助は非課税世帯とか、いろいろな制限がありますが、村の1万円については住所を有する方全員に1万円を給付するという給付金であります。この名称が「感染予防衛生資材等購入給付金」となっておりますが、これは総合的に言うとコロナによって経済的に困窮しているであろうということでこの給付金を定めておりますが、石油とは書いてはいないんですけれども、灯油なんかにもお使いいただいて構わない給付金だと考えているところであります。

一律全員に平等にということで、飯館村、いち早くこの給付金を予算化させていただいたというのもあると思いますが、まずはこの1人1万円の給付金をご活用いただいて、この年末、石油が高騰している、あとは衛生資材を購入しなければいけないというものに有効に村民の方にご活用いただきたいというのが村で考えているところでございます。

4番（飯畑秀夫君） コロナ対策で1人1万円を配った中に暖房費というか、その辺もいろいろ含んでいるよということでもありますよね。

今回、先ほど言った県のほうで昨日県の議会で決まった高齢者1人とか、低所得者に対して決まったことに対して、村として今回、灯油購入費助成には申請するかしないか、お伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 県議会が、新聞報道ということですので詳細についてはまだ私、把握していない部分がありますけれども、その事業については灯油とか石油の高騰に対する事業ということで、困窮世帯とか、あるいは困窮事業者に限定した事業だというふうに報道ではなっているかなと思っております。

村としては、その新聞の報道の内容もありますが、各自治体が5,000円を1世帯当たり出した場合にその半分の2,500円を県が助成するというものですから、村はコロナ給付金でありますけれども、そのさらに倍の1万円を村単独予算で既に11月24日の臨時会で皆様にご決議いただいて、既に通知をしておりますし、12月末までに振込をするということで今進めておりますので、コロナ対策の給付金ではありますが、総務課長が答弁した

ように様々なことにはご活用いただけるのかなということでもありますし、県の事業に引
っ張られて5,000円を上限ということではありませんので、1万円という形で出させてい
ただきますので、ぜひ有効にご活用いただきたいと思います。

なお、コロナ対策給付金という形で村のほうで銘打っておりますので、それがその県の
事業のそういったものに該当するかどうかはちょっと分かりませんので、なおそれは事
務方のほう、しっかり確認をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 早急に1万円を今月中にお配りするというので、今年はその形に
し、次年度、もし先ほど言ったやっぱり帰村した方、移住してきた方に対して何か事業
化できるものがあれば、使える県、国のものがあればぜひともそれを予算化してもらい
たいと思い、次の質問に入ります。

生活支援ワゴン車について質問いたします。利用者はそれなりにいるんですけども、
一応そのアンケートの結果で生活支援ワゴン車を利用したことがない方が7割ほどいる
ということで、今後、周知活動を行うということですが、周知し切れているのか、もう
利用する人が限られているのか、お伺いします。

住民課長（山田敬行君） 生活支援ワゴンのご質問であります。行政区においても利用が
10人以下の少ない行政区もありますし、あくまでアンケートというのは帰村された高齢
者を対象にしたアンケートでありました。その中には車を運転される方もいて、そも
もワゴン車は使わない方もいました。

ただ、そうはいつでも走っていること、そういう生活支援ワゴンがあるということを知
らなかつたというアンケートも分析から出ておりますので、村社会福祉協議会の相談員
が各地区を回りまして周知を図っていきたくて考えております。

利用者の実態につきましては、やはり買物の利用、川俣町の、水曜日と金曜日に行きま
すけれども、ほぼ固定された方といえますか、利用者の方は固定の方が多いという実績
になっております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 利用者にとってはやっぱりなければならないものなので、いろいろ周知
をしながら次年度も継続してもらえれば助かります。

また、地域サロンについてですけども、地域サロンもやっぱり県の事業で分からない
ということで、継続すればよいのでありますけれども、各行政区、避難先で広がりを見
せている地域サロン運営にこれから変わっていくのかなとは思いますが、その点、お
願ひいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 地域サロンについての質問であります。理想としましては近
くのいわゆる行政区単位でそれぞれが集まれる機会があつて、そちらで活動ができれば
なというのが理想であります。震災前ですとミニデイサービス等の活動があつて、そう
いった中でこのいわゆる集まる機会、それからいわゆるひきこもり防止、こういったこ
とが効果としてありました。

今現在7つのサロンがありますが、少しでも増やしていきたいと考えているところであ

ります。

4番（飯畑秀夫君） 引き続き村に居住している方々に足、また、運動、健康づくりのためにいろいろ模索しながらよろしくお願ひします。また、コロナ対策でお忙しい中だと思ひますので、これから本当に新型コロナに感染しないようにPRというか、周知のところをよろしくお願ひいたします。

最後に、帰還困難区域についてですけれども、帰還困難区域の長泥についてですけれども、いろいろな資料で説明は少しは受けたんですけれども、長泥地区に対しては除染はどのぐらいしたのかお伺ひします。

産業振興課長（三瓶 真君） 長泥地区における除染ということではありますが、ご承知のとおり長泥は帰還困難区域ということですので、その中の今、特定復興再生拠点といひますか、その区域に指定された中のエリア、その中の宅地、農地等につきましてほかの19行政区で実施した基準にのっとって除染が進められたところであります。

一部、県道の南側に環境再生事業ということて除染に使われた土を戻す、それによつて農地を再生するといふ取組が行われている場所もございませうが、そこを除いて特定復興再生拠点区域内の宅地、農地等につきまして、ほかの基準と同じような形で除染がされているといふことてございませう。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 解除するに当たつてはやっぱり除染もある程度し、長泥地区住民一人一人が納得した上で、村としてもプラスになる形に進めてほしいと思ひます。

そこで、もう一度村長の長泥地区の解除について、令和5年でしたか、で妥当なのか、一応ご意見を伺えればと思ひます。

村長（杉岡 誠君） 帰還困難区域の長泥地区に関しては、今ご答弁申し上げましたが、特定復興再生拠点区域内と区域外と2種類あるといふことてまずお踏まえいただきたいと思ひますけれども、区域内については計画がありまして、村だけではなく環境省とか県も含めて農水省も入り、様々な政策を動かしながら、令和5年春の避難指示解除に向かつて、拠点内については家屋解体、除染も進んで、あるいは地力回復工事を今年度もやっていたといふ経緯がございませうので、計画に基づいて令和5年春の解除に向けて進むといふことてあります。

ただ、それは時限がただ決まっているだけではなくて、19地区が行つたのと同じように除染になるのか、あるいはそれ以外のことも含めてなのかもしれませうが、いわゆる検証委員会といひますか、住民の方あるいは有識者の方が入つた中での検証を踏まえた上で避難指示解除となると制度上は聞いておりますので、そのような取組が令和4年度中になされて、令和5年春に向かつての動きができるかなと思つております。

なお、区域外については、ご答弁の中でも申し上げましたが、区域外は拠点区域内とは違ひますので、避難指示解除に向かつての別のスキーム、手法が国から2種類示されているといふことてありますので、そういったものについて国の内閣府の支援チームのほうから直接住民の方々に説明をしていただいたり、昨年12月末に出されたスキームあるいは今年8月末に出されたスキームといふことて、時を経て間が空いていろいろな

スキームが、国から情報が出てくるものですから、そういったことで住民の方々にもまず制度を知っていただくということであったり、あるいはその中で自分たちが取り得る選択肢があるかどうかということをもまず学ぶことが私たち行政も含めて大事なものですから、今そういった取組を区域外については進めつつ、拠点内は計画に基づいての令和5年春に向かって今様々な取組を進めているということでもあります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 今お聞きしたとおり、やっぱり丁寧にいろいろ国と話し合いながら、いろいろな長泥地区住民の方々とは会合をしながらしているのかと思います。やっぱりこれからも丁寧に村も入って、きちんと長泥住民と入って、飯舘村の将来、さっき言ったとおり10年、20年後のためになるようなものになればいいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後4時02分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月14日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和3年12月15日

令和3年第8回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和3年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和3年12月15日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年12月15日 午前10時00分				
	閉議	令和3年12月15日 午後 1時14分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 忘 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	7番 渡邊 計		8番 佐藤 八郎			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村づくり推進課長	村山 宏行	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	佐藤 正幸	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員会 農事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員会 書記	高橋 正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年12月15日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順6～7番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 渡邊 計君、8番 佐藤 八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。2番 横山秀人君。

2番（横山秀人君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番 横山秀人、ただいまより、飯館村議会議員となって第1回目の一般質問を行います。今回は、6項目について伺います。

1点目、医療・介護・郵便などの生活関連サービスについて伺います。

長泥地区を除く避難指示解除から4年8か月が経過しました。避難指示解除の住民懇談会、住民説明会において説明があった、避難指示解除の判断条件の一つ、医療・介護・郵便等生活関連サービスがおおむね復旧することについて伺います。

1. 原子力発電所事故前と比較した医療・介護・郵便など生活関連サービスの復旧状況について。

2. 帰村者及び移住者からの、医療・介護・郵便など生活関連サービスへの要望状況について。

3. 避難指示解除の判断条件が未達成である場合、飯館村が取るべき対策について伺います。

2点目、東京電力原子力損害賠償の請求確認支援について伺います。

原子力損害賠償請求については、多くの村民・会社が請求済みと思われませんが、まだ請求手続が終わっていない村民がいます。また、請求漏れ・請求誤りがあり、賠償金の合意後、追加請求を行った事例もあります。原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）を通して賠償に至った事例もあります。

福島第一原子力発電所事故後10年が経過し、賠償請求に添付する証明書類等の提出が困難になり、請求できる権利を放棄する可能性があります。東京電力相談窓口では、相談しづらいと感じている村民も多くいます。飯館村民の生命と財産を守るため、村民が相談しやすい損害賠償の請求確認支援窓口の設置について伺います。

1. 精神的賠償及び土地など、請求件数がおおむね把握できる請求の受付、支払い完了

状況について。

2. 賠償額の合意後、請求漏れ・請求誤りによる追加請求の件数について。
3. ADRの請求件数と賠償額確定件数について。
4. 原子力損害賠償の請求確認支援窓口の設置について伺います。

3点目、避難先自治組織の設立・運営について伺います。

避難指示解除後も、飯舘村外には3,500人を超える村民が避難を継続しています。避難先での村民同士の交流が、避難生活のストレス解消・健康維持・情報共有などに役立つことは、以前各地区にあった避難先自治組織の活動実績を見ても明らかであります。村民が主体となって運営する避難先自治組織の設立・運営支援について伺います。

4点目、投票率向上対策について伺います。

村行政への関心・期待度を示す投票率は、福島第一原子力発電所事故による避難前に比べ大きく下がっています。飯舘村議会議員選挙の投票率を比較すると、平成21年の投票率は90.09%でした。しかし、令和3年9月の投票率は66.02%、特に10代から40代の投票率は50%を切り49.24%となっております。前回から24.07%も低下しています。投票率の低下は、飯舘村第6次総合振興計画の実施等においても少なからず影響があると考えます。投票率向上対策等について伺います。

1. 直近の村政選挙の総括について。
2. 投票率向上対策について伺います。

5点目、飯舘村第6次総合振興計画について伺います。

飯舘村の最上位計画である飯舘村第6次総合振興計画について伺います。

1. 村民への周知方法と認知度・理解度の把握状況について。
2. 実施計画の策定状況、達成目標について。

3. 村民・団体等からの意見・要望・提案等の聞き取り方法と振興計画への反映方法について伺います。

6点目、飯舘村が出資している会社等のリスク管理について伺います。

飯舘村が出資している会社・団体、飯舘村役場職員が充て職として役員・理事等をしている会社・団体、飯舘村が短期貸付け、長期貸付け、債務保証等をしている会社・団体のリスク管理について伺います。

1. 出資・役員責任・貸付け等のリスク管理について。

2. 万が一の際の危機管理、例えば追加出資・債権放棄等について、今までの対応状況と今後の対応方針について伺います。

以上6項目について回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問の5点目、第6次総合振興計画についてお答えいたします。

飯舘村第6次総合振興計画については、去る令和2年9月に議決をいただき、本計画に基づき令和3年度事業を展開しております。

まず、村民への周知方法と認知度・理解度の把握状況についてであります。

本計画は、構成として全84ページに及ぶものとなっております、1ページから15ページに

方針等を示し、それ以降は村民の方々と検討した各種事業案や、計画策定の経過や参考資料を掲載しております。

こうした全84ページに及ぶ計画となっているため、村民の方が本計画書をお読みになるのは大変な労力が必要であると思われます。このことから、令和3年3月に、飯館村第6次総合振興計画ダイジェスト版として「飯館これからのものがたり」の冊子を製作し、全村民宛てに送付させていただいたところでもあります。

これは、本体の計画内容をイラストや写真などを用いてまとめ、さらに「わくわくする、たのしい飯館村へ！」の下、ふるさとの担い手を育む指標として、「1生きがいと生業の力強い再生と発展」「2健康で生き生きと暮らせるふるさと」「3情報通信技術による新たなふるさと」「4ふるさと資源のフル活用」「5生き生きとした学びの場を育む」の5つを示しており、村民の皆様やこのダイジェスト版を読んだ方が、飯館村のふるさとの担い手としての思いを膨らませ、ふるさとを磨き上げていく主役になっていただくきっかけとして、分かりやすい1冊としたところでもあります。

また、実施計画の策定状況や達成目標については、コロナ禍での村政であることや財源の課題等があるため、全ての事業において予定どおり進んでいるわけではございませんが、各課において効果的な事業実施に向けて、令和4年度予算においても検討を進めているところでもあります。

さらには、村民・団体等からの意見・要望・提案等の聞き取りや振興計画への反映については、村民の皆様自らが策定委員会並びに各専門部会と審議会の委員となっただき、直接的に振興計画への思いをぶつけていただいたと認識しております。

また、地域別懇談会や中間報告会、村民アンケートを実施し、さらにパブリックコメントで本計画を公表し、村民の方々からご意見を伺ったところでもあります。

さらに、このたび第6次総合振興計画策定委員のメンバーにも加わっていただいて「いいたてわくわく推進協議会」を立ち上げたところでもあります。この「いいたてわくわく推進協議会」は、村の“わくわく”の創出と推進を図るため、住民主体で地域活性化等について意見交換や事業提案・事業実施等を行い、村の将来を担う人材の育成と“わくわく”する事業の実施を目的として設立しております。

なお、第6次総合振興計画や、これまでの復興計画も踏まえた協議をしていくこととしており、村では協議会での検討内容を含めて、第6次総合振興計画の方針にのっとった効果的な事業実施を図ってまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の1点目、医療・介護・郵便等生活関連サービスについてお答えをいたします。3点ほど質問がございますが、一括してお答えをさせていただきます。

初めに、医療につきましては、福島第一原子力発電所事故の前年であります平成22年4月に、公設民営の形でいいたてクリニックを開所し、開所当時は毎週月曜日から土曜日まで、内科、外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科の診療を実施しており、平成23年度からは歯科の追加を検討しておりましたが、23年3月11日の原発

事故による全村避難で全ての診療を休止いたしました。

その後、指定管理先の社会医療法人秀公会との間で協議を進め、帰還困難区域の長泥行政区以外の19地区の避難解除の前年に当たる平成28年9月から、いいたてクリニックの診療を再開しているところであります。

現在の診療につきましては、毎週火曜日と木曜日の午前中の診療となっておりますが、村民の皆様からは診療日の増や訪問診療の要望もございますので、村内居住者数や患者数を見定めながら、診療日の見直しなどについて秀公会とさらに協議を進めてまいります。

次に、介護につきましては、震災前は、いいたてホームへの施設入所者が110名程度ございました。デイサービスが1日20人程度の利用があり、その他ヘルパーステーションなどのサービスが提供されておりました。

現在は、既設のいいたてホームに加え、昨年4月に訪問看護ステーション「あがべご」が開設し、今年4月からは川俣のヘルパー事業所「ピュアート福島」が村内にサテライト事業所を開設する形で、村内での介護サービスの提供が少しずつではありますが進んできているところであります。

あわせて、村外の事業所が帰村された村民にヘルパーやデイサービスなどを提供する際に、一定の補助金を支給するとともに、村外の介護サービス等に通所する際の送迎サービスを実施するなど不足部分を補うことで、帰村された村民の方が介護のサービスを利用できるよう環境を整えてきております。

なお、引き続き、住民に必要な介護サービスを利用できるよう進めてまいります。

次に、郵便局についてであります。

事故前に草野、飯樋、二枚橋の3地区にあった郵便局につきまして、現在、二枚橋郵便局1か所が集荷を再開しております。また、震災前から開設しておりました小宮と大倉の簡易郵便局が再開しており、また、村内には8か所の郵便ポストが設置され、村内全域に郵便物が配達される体制も構築されております。

東北郵政局からは、1町村に対し1局との方針が出されているようですが、行政区ヒアリング等でも要望もありますので、郵政局に対し、郵便局の追加要望をしてまいりたいと考えております。

最後に、避難指示解除の判断条件が未達成である場合、飯舘村が取るべき対策についての質問であります。避難指示解除につきましては、本村の「生活関連サービスがおおむね復旧すること」という条件が満たされているものとして、国が決定したものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、村としましては、さきにご説明申し上げましたとおり、様々な生活関連サービスの向上に努めてまいります。

私からは以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、ご質問2の東京電力原子力損害賠償の請求確認支援についてにお答えをさせていただきます。

まず、1)のご質問ですが、発災から10年が経過したことに伴い、東京電力から未請

求者に連絡を取るため村に協力を求められた際、村の被災者で連絡が取れない方は1件のみということをお伺しております。したがって、村民の大多数の方々は損害賠償請求の進捗を進めているものと考えているところであります。

なお、村民の原子力損害賠償請求について、様々な理由で全ての項目の請求が完了されていない方がおられることは考えられますが、請求漏れ等の追加請求、ADRにつきましては、個々の事情があり、個別案件として対応をいただいているものでありますので、件数の把握はしていないところでございます。

次に、2)のご質問であります。請求確認支援窓口の設置については、現在のところ設置予定はございませんが、今後も今まで同様に、村民からご相談をいただいた案件につきましては、東京電力の相談窓口や原子力損害賠償紛争解決センターにおつなぎし、村民が納得できる賠償が受けられるよう支援をまいりますし、村の顧問弁護士による無料相談を定期的で開催しておりますので、ご利用いただけるものと考えているところであります。

このほか、原子力損害賠償紛争解決センターからは、ADRの仕組みと利用を呼びかける案内や、イベント等での出張窓口の開設案なども示されておりますので、村民からの要望等に基づき対応してまいりたいと考えております。

なお、請求漏れやADRにつきましては、村として直接関与することは行っておりませんが、多くの村民が関係する風評被害などの営業損害等については、国や東京電力に対して、被害に対する賠償が漏れなくされるよう引き続き要望してまいりたいと考えております。

続いて、3番、避難先自治組織の設立・運営支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、避難先での健康維持や情報共有を目的に活動されている団体としては、福島市及び南相馬市にサロン活動をされている団体があり、村としては、村包括支援センター、村社会福祉協議会を通じて、健康づくり活動などを支援しているところであります。

また、村内においては、各行政区のミニデイサービスやサロンについて、包括支援センターがその活動を実施しておりますが、避難先からの参加者もおられるということをお伺しております。

なお、村といたしましては、避難当初の混乱と避難先の分散化により、それまでの行政区役員やコミュニティー構成員が主体となった情報の伝達手段を生かすことができなくなってしまったということを受けて、除染や賠償のほか、様々な支援情報などを共有する場として、避難先ごとに自治組織を設けてきたという経過がございます。

一方、現在は、多くの村民の方が、住宅賠償などを受けて新たに居住地を設けられる過程で、避難当初以上にお住まいの場所の分散化が急激に進んだものと考えております。したがって、従来、村で培ってきた住まいの場所や農業を基軸としたコミュニティーの在り方を、そのまま現在の村外でのお住まいの方に適用することは、個々のニーズに即さないものと考えているところであります。

また、村内の行政区でも新たな役員の担い手探しに苦慮しているという状況もございま

すので、村外での新たな自治組織づくりについて、働き世代を含めて、どの程度のニーズがあるかを村としては把握していない状況でございます。

村といたしましては、さきにも答弁させていただいている「みがきあげよう！ふるさと補助金」を通じて、行政区による村外での活動や多世代間の交流にご活用いただけるように、制度を設計しているところであります。ぜひとも、この「みがきあげよう！ふるさと補助金」をご活用いただき、未来を見据えた飯舘村と飯舘村民の在り方について、世代間を超えた協議を進めていただきたいと考えているところでございます。

選挙管理委員会委員長（伊東 利君） 2番 横山秀人議員の4-1投票率向上対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、直近の村政選挙の総括であります。令和3年村議会議員一般選挙の全体の投票率は66.02%で、前回の平成29年が63.23%でありましたので、2.79%の増加となりました。

取組といたしましては、各世帯へ「選挙のお知らせ」を配布し、広報やお知らせ版及び村ホームページなどの様々な媒体で投票の呼びかけをいたしました。投票期間についても、公職選挙法第33条では、町村の議会議員及び長の選挙にあつては投票期間は通常5日間ですが、3日間延長し、投票期間を8日間とし、投票所は、村民が多く避難している福島市に期日前・当日投票所、南相馬市に期日前投票所を設置しております。

また、震災前11投票区あった投票区を震災後は1つとし、どこの投票所でも投票できる体制を取っております。さらに、不在者投票についても、村ホームページと「選挙のお知らせ」等で投票を広く呼びかけるなど、投票しやすい環境の整備に努めました。

これらの震災以降の継続した取組と選挙の関心の高さが、前回の村議会議員選挙と比較して投票率の向上につながったものと受け止めております。

村政選挙において、直近の投票率は震災前と比較して低下している現状ではありますが、相双管内の議会議員選挙の投票率を見ると、低いとは言えない状況であります。今後も、広報などでの啓発活動や投票しやすい環境の整備など、引き続き投票率向上対策に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

副村長（高橋祐一君） 私からは、6点目の村が出資している会社等のリスク管理についてお答えいたします。

現在、職員が役員として参画している会社は、財団法人飯舘村振興公社、道の駅運営会社である株式会社までいガーデンビレッジいいたて、いいたてホームの運営法人「社会福祉法人いいたて福社会」、大火山クロス発電事業運営会社「いいたてまでいな再エネ発電株式会社」などで、主に村長と副村長、課長相当職が担っているところであります。

まず、出資・役員責任・貸付け等のリスク管理については、法令に基づき、各会社の定款ののっとり、各役員が相当の責任の下それぞれの会社において各種業務を遂行されているものと認識しておるところであります。

万が一の危機管理についてであります。その出資や貸付け等と同等に、法令遵守しながら、場合によっては、村顧問弁護士や各社の財務管理を担う税理士に都度相談しなが

ら適切な対応をしているところであり、さらに現在は、官民合同チームによるコンサルティング会社を介在させる経営支援事業等、多岐にわたり幅広く経営相談できる体制がございます。

こうした制度の活用について、従前から準備しておくものの、各社の基本姿勢といたしましては、経営陣が財務状況を適切に把握し、何らかの危機的状況に陥らないように、社会情勢を見極めながら、経営方針を的確に判断するものであります。村としても情報の把握に努め、各社健全経営への指導を続けてまいります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 回答ありがとうございます。では、再質問に入らせていただきます。

まず、1項目め、医療・介護・郵便等生活関連サービスについて再質問いたします。

まず、いいたてクリニックについてですが、震災前、震災というより避難前は、毎週月曜日から土曜日、そして内科、外科のほかリハビリテーション科など、そして歯科などを診療してきたと。現在は、毎週火曜日と木曜日の午前中の診療と。これで、医療サービスはおおむね復旧したと言えるのでしょうか。

また、デイサービスが現在再開されています。村民からは、知り合いが多い飯舘村内でのデイサービスに行きたいと思っている方がいらっしゃいます。これについても、住民サービスが復旧していると言えるのでしょうか、まず村の考えをお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） クリニックの再開の部分でございますが、当初、避難解除前から再開を目指して準備を進めてきたということで、村民がどの程度戻るかという部分が分からない状況での再開であったと聞いております。その中で、週2日の午前中ということでスタートして、あと帰村の状況、それから患者数等において増えるようであれば診療日も増やすという方向であったとお聞きをしております。

今の現状であります。1日当たり大体15人から20人程度の患者はいるようであります。ですので、今後どのように増えていくかという部分もあります。あと、診療日が増えればまたなお、村内から村外に通院されている村民も中にはいらっしゃいますので、クリニックのほうでの受診というのが増えてくるのかなとは考えておりますが、その辺も含めて、今現在、秀公会のほうと協議を進めているという状況でございます。

それから、介護サービスのいわゆるデイサービスの部分であります。サポートセンターの「つながっぺ」での部分につきましては、非常に村民が楽しみにしているということをお聞きしております。ここ2年間のコロナ禍によって、県がまん延防止等重点措置だったり緊急事態宣言、そういったものを受けて開催をいわゆる中止していただいたという経過がありますが、密を避けるという意味から人数制限もしていただいている状況であります。そういった関係で、村内に帰村されている高齢者のみならず、自分たちの行政区が担当する日には、村外からも「つながっぺ」のほうに参加されるという方も聞いておりますので、非常に楽しみにしておられるんだなと思っております。なかなか、全てが希望に沿えるという部分ではないかもしれませんが、今そういうふうな状況でやっている状況であります。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。続いて、生活関連サービスということで、スー

パー、ホームセンターについて伺います。

スーパー、ホームセンターは震災以前はあったわけですが、今は川俣町や南相馬へ買いに行かなければならない。70代、80代の方が車を運転して、食料、日用品を購入しに往復40キロ以上移動しなければならない。これで住民サービスが復旧したと言えるのでしょうか、まずご回答をお願いします。

住民課長（山田敬行君） 先ほど買物環境のご質問がありました。村では、令和2年度、昨年度から社会福祉協議会に委託をして生活支援ワゴンバスを運行しております。もちろん村の中にないながらも、隣の川俣町で買物できる環境を、週2日でありますけれども、そういった要望に沿った形でサービスを提供しているということでもあります。

以上です。

副村長（高橋祐一君） スーパー、ホームセンター関係の部分であります。これまでもいろいろチャレンジしている部分があります。まず、買物環境を整えるというところで、共同店舗的な部分でも当初いろいろ進めてきたこともありました。ただ、やはり経営上の問題ですね、収支問題がどうしてもかみ合わないという部分から、断念せざるを得なかったという状況になっています。

また、ホームセンター等もあります。その部分についても、ここにはコメリの部分がありますが、それについてもここでの開業はちょっと難しいという回答をいただいていますし、また近隣にあるスーパー関係ですね、そういう会社のほうともいろいろ話をして、生鮮食料品だけ道の駅のところで販売できないかという相談なんかも具体的にさせていただいています。

ただ、いろいろな問題がありまして、今そこがなかなか進んでいないというところでもありますけれども、まずは国の官民合同チームにも協力いただきながら、その部分を少しでも解決できるような部分を今検討しているという状況であります。全てが震災前のおりの環境が整ったというふうに我々も思っていないので、今後ともそういう形で検討してまいりたいと思います。

2番（横山秀人君） 私たち村民は、避難指示解除前の住民説明会で、医療や住民サービスは避難前におおむね復旧するという説明を聞いて避難指示解除を認めたわけです。あのとき何人もの村民の方から質問なり要望が、本当に以前のような生活ができるのかという質問に対して、前面に座っていた国・県・村はできるということを約束して、私たちは避難指示解除を認めたわけです。

先ほどの説明の中で、「避難指示解除については、本村の生活関連サービスがおおむね復旧することという条件が満たされているものとして、国が決定したものであります」という回答がありました。それは大きな間違いです。村民はあの説明会の中で、国・県・村が責任を持って以前のような生活サービス、それを復旧させるという約束があったからこそ避難指示が解除になっていると思っております。

蓋を開けてみたら、もう4年8か月たってもまだ以前のような復旧には至っていない。これは明らかな約束違反です。守られていません。国・県・村が避難指示解除を早くしたいがためにその場でついた言葉、私はあの場において、今の現状を見るとそう思います。

インターネットで議会の様子を以前から見ていますと、何か戻ってきた人が少ないからとか経営が赤字になるからとか、そういう理由で診療日が少なくなったり商店が来ない理由にしたりということではありますが、根本的に村の立ち位置が違うと思います。村は少なくともあのとき約束したように、公費でもいいからスーパーをつくる、毎日医療をする、診療日を開ける、それをしてからこそ避難指示解除になった村であります。そのときの経費は、国や東京電力に事業費補填をしてもらおうと、そういう姿勢で村が村民側に立って、国・東京電力に求めていかない限りずっとこのまま、進まないまま人口減を迎えながら、その人数だったらしようがないよねとか、そういう諦めムードで村がなってしまう。

本当に、あのときの説明を聞いていた住民側から聞いて、憤りを感じています。あのときも、村はこちらに座るんじゃなく、国・県側のほうに座って私たちに説明していました。はっきり村は住民側を見て、住民側に立って、そして強く頭を下げて要望するんじゃなくて、約束違うだろうと、きちんとやってくれよと、それぐらい強い姿勢でいかないと、思うのは、70代、80代の人や川俣やいろいろなところのお店で会って、いや飯館にないから買いに来たんだと、そしてこれから帰るんだと、そういう状況を見ていると、避難指示解除で何だっぺと、中には事故等があったとも聞いています。それはそうです。高齢者が移動すればするほど、私もそうですけれども、距離が延びれば延びるほど保険料も上がるし、つまり事故に遭う確率が増えます。そういう状況にしていっていいんでしょうか。

もう一度質問します。今、飯館村の状況は、避難指示解除のときに約束した住民サービスの復旧、これに至っているのでしょうか、回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問については、副村長が既にご答弁申し上げておりますけれども、約束したかどうかは別としても、十分な復旧状況ではないという認識に立って今村政を私が担っているということでもありますので、今おっしゃるような憤りという言葉が正しいかどうか分かりませんが、避難指示解除のときの状態で全てが整っている、全ていいという考えには私は立っておりませんので、お買物環境にしても公共交通にしても介護・医療にしても、あるいは携帯電話の不通話状況についても、そういったものの改善を図っていくというのが私の姿勢として今取り組んでいるところであります。

なお、おっしゃられているところについて、様々な協議をしている部分だったりいろいろ調整をしている部分がありますから、まだ村民の方々の目には見えない部分があるかと思っておりますけれども、新年度の予算に向けてもそういったことも協議が調ったり、あるいは先行きが見えるものについては皆様のほうにもご報告をしながら、少なくとも生活関連サービスの向上というものについてはしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） そうしますと、今の村長の回答ですと、生活関連サービスがおおむね復旧している状況ではないというご認識は間違いはないということでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 整っている状況ではないという、その避難指示解除のときの条件に照ら

してということかどうかは、私はそういうことではなくて、そういう決定があった中で、もう4年8か月がたっているというお話があったとおり、私としては新たな覚悟を持って、新しい世代の覚悟を持って、そういったものをしっかり改善していくという中で今取組をさせていただいているというのが私の答弁であります。

2番（横山秀人君） 今後、スーパー等について公設民営、赤字分に関しては東電に請求するという形的な方針も今後検討すべきものなのかどうか、確認いたします。

村長（杉岡 誠君） 公設民営という意味では、までいガーデンビレッジの道の駅がありますけれども、それについても村が出資をしたりしながら、議員の皆様にもいろいろご指摘、ご指導をいただきながら今運営しておりますので、そういったものが一つあるかなと思います。ただ、それで村民の皆様ニーズというものには対応し切れていないと思っておりますので、先ほど副村長が話したとおり、例えばいろいろなスーパーに声をかけたり協議をしたりしてきているという部分はありますけれども、なかなか単独ではできかねるという回答をいただいている部分があります。

ただ、経費の部分を東電に請求すべきなのか、あるいは国の事業をうまく活用しながらやっていくのか、これは例えば請求という行為を選んだ場合には、まずその財源を村が単独で出していかなければならないということがありますので、そういったものをできるだけ節減しながら、今、介護や福祉という高齢化が進む、高齢者の方々が多く帰村されている状況の中で進めるべき政策もありますので、限られた財源の中でしっかりと運営していくためには、後になって請求していくというよりも、まず財源をしっかりと見据えながら取り組んでいくことが必要であろうと思います。

ただ、そういった可能性については否定するものではありませんので、国・東電に対して様々な要求は引き続きやっていきたいと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） ただいま村長のほうから、そのような形、つまり、東電なり国なりに請求するということが今後考えていく可能性があるということ伺いましたので、それについてメモをしながら、また提案しながら、村民が求める生活サービスの充実に向けて頑張っていっていただければと思います。

続きまして、2番目、東京電力損害賠償の請求確認支援について再質問いたします。

私、役場を辞めた後、仕事として住民の賠償請求のための相続手続や請求書に添付する資料を集めてまいりました。既に誤りは数十件に上り、その金額は記録に残るのでここでは言えませんが、想像を超える金額が誤りで再度請求されているということがあります。

村の役割の一つ、村民の財産を守る、それは、財産は土地や建物だけではなくて、請求する権利、それも村民の財産であります。東京電力、「相談があったら、東京電力の相談窓口や原子力損害紛争解決センターにつなぐ」では駄目なんです。村民は、つながって、聞くと「何話していいか分からない」とか、まず「何言っているか分からない」、だから私が仕事としてお金をもらいながら動く、そういうことをしているわけです。どう考えたってそうです。こちら一村民、今まで賠償請求、そういう形をしたこと

がない。それが、東電さんのメンバーが3人になり、だんだん増えてきて4人、5人で囲まれたり、そう見られながら、ADRに行ってもそうです。「これ書いてね」って、よく分からないです。そして、村民の財産は、権利を行使しないまま未請求で終わってしまうという場面をたくさん見てきています。

ほかの市町村ではきちんと、その場で単につなぐのではなく、ある程度請求状況を確認し、例えば一覧表を出して「これ終わりましたか」「これまだですか」という形の、そこで確認をした上で東電に連絡して、「それでは窓口に行きましょう」とか「行ってください」とか「それでは、うちの弁護士のほうにつながりますよ」とかという、初期相談の窓口をその市町村、自治体で行っているところがあります。私も行きました。すごくすばらしいです。東電さんの窓口と話すのと全く違います。本当に親身になって相談に乗ってくれます。もう村が、賠償請求は個人と東電の間なんて言っている場合ではないです。きちんと村が支援窓口を持って、村民の財産を守るためにきちんとした体制で臨む、その窓口設置について再度お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 賠償の相談窓口ということではありますが、村としては、現在では、先ほどお答えした内容で考えてございます。私も、横山議員おっしゃった他市町村の窓口の対応というのをちょっと勉強しておりませんが、その辺も今後どのような対応をしているのか勉強させていただきたいと思っております。

ただ、専用の窓口というものについては、横山議員ご承知のとおり、村の規模のマンパワー等もございますので、今のところは考えていないという状況ではありますが、東京電力、あとはADR等の対応については、担当者が分かる範囲では今もご説明していると思いますので、今後はさらに丁寧に対応するように担当のほうにも指示をしたいと思っております。現況については、先ほど答弁で述べた内容でございます。

2番（横山秀人君） 飯舘村職員が、もちろん仕事は今たくさんあるというのは分かっています。ですので、村職員がやるということではなくていいと思います。弁護士会、司法書士会、行政書士会、そこで協力を仰いで、その道の専門の方が窓口となる、それでもいいと思います。つまり、村民が東電の窓口に行くんじゃなくて、飯舘村の役場に来たら、そこに東電さんがいて、ADRの説明官がいて、そしてそれをバックアップするように飯舘村職員の人と一緒にいる。専門的なことは、それぞれ士業の方がいるという安心した相談窓口の場を飯舘村につくってほしいということでもあります。再度質問いたします。

総務課長（高橋正文君） 今、横山議員おっしゃったような東京電力の職員ですか、派遣とかそういういただけるのかどうかも含めて勉強させていただきたいと思っております。

2番（横山秀人君） 10年たってすごく今困っているのが、請求権者が亡くなってしまうことです。亡くなってしまうと相続になります。もめます。もめる確率が高いです。ですから、亡くなる前に早く早期に行っていかないと、この請求手続については後手に回れば回るほど、村民の精神的負担が増えます。ですので、ぜひ前向きにこの相談窓口設置についてはご検討いただきたい、そう願います。再度確認します。

総務課長（高橋正文君） 飯舘村の方々も高齢化が進んで、賠償をやっていない方がどのぐらいいるのかというのは詳細は把握しておりませんが、早期にそういう解決をさせ

たいというのは村としても考えているところでもありますので、さらにこういったチェックリストなんかも勉強させていただいて、横山議員おっしゃったことを、他市町村でどんなことをやっているかも含めて勉強させていただきたいと思います。

2番（横山秀人君） この項目については最後のあれになりますが、ずっと村の対応を見ていますと、「賠償請求は個人と東電のことなので村はタッチしない」ということを一般質問の回答とかで、インターネットを見て感じていました。ここで、これも先ほどの1番と同じなんですけど、考え方を変えていかないと、それは民事だから、それは個人と東電さんでやってくれというのはもう無理です。この有事の事態で、そう一体、あと東電、対応できる人なんかなかなかないです。ですので、飯館村の支援がなければ請求手続は完了しません。

実は、その請求に対してだって、飯館村役場の資料がほとんどです。それが誤っている、間違っている場合があります。そこで修正してもらったりもしています。ですので、村が全然、全くタッチしないというわけにはもういかないんです。ですので、ぜひ今後東電の請求支援に関しては、総まとめとして飯館村が窓口を持って接していただきたいと。村役場職員がやるのではなく、場をつくってほしいということでもありますので、要望して、この項目の再質問を終わります。

続きまして、3番、自治組織について再質問いたします。

このたび、多くの村外に居住している村民の方にお伺いし、現在の悩み等をお聞きしました。そのときに出たのが、「自治組織がなくなって寂しい」という言葉であります。住民票を移す、移さない、それは自由ですということではおっしゃっています。ということは、村外に避難している村民も住民です。村民です。その村民が村外で寂しいと、以前のような自治組織をつくっていただけないかと、そういうふうに願っています。実際7割以上の方がまだ戻ってきていません。福島市においては、飯館村より福島市に住んでいる村民のほうが多いです。村が主導でなくてもいいです。住民が主導でそういう自治組織を立てたいんだという要望があれば、それについて支援、運営資金支援、運営支援、それを行っていくべきではないですかということが今回の質問の趣旨であります。

帰村すること、そして帰村に向けての施策を村に集中することは、これは大事かもしれませんが、村民自ら村外で頑張るといふところに対しては、ぜひ支援をいただきたい。その市町村に対しての、こういう団体ができたのでぜひ応援いただきたいとか、そういう形の支援でもいいです。きちんとした支援があるということをご村民に伝えてほしいと思います。回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 私が村政を担うようになってから、実は一度これで終わりだよというふうに言われた部分の、例えば永井川カフェとか南相馬カフェについては予算をつけて、ちゃんと包括支援センター、社会福祉協議会のほうで、健康づくりという大きな目標を立てながら活動することを支援させていただいたり、あるいは村の中を研修したいというお話があったりするものですから、そういうことの本を出したり様々な支援をさせていただいております。

それ以外にも、議員がおただしのおり、例えば自治的に、自治会ということではない

のかもしれませんが、何かそういう活動をしたいということがあればご相談をいただきたいなと思いますけれども、今のところそういったことを把握していないものですから、ご答弁上はそういうニーズについて詳細を把握していないという回答をさせていただいたところでもあります。ただ、議員がおっしゃるとおり、そういうニーズがあるということであれば、そういうことを踏まえながら、新年度予算も含めて検討させていただきたいなと思います。

2番（横山秀人君）　　すぐく前向きなご回答いただきましてありがとうございます。その旨を村外の方、村外に住んでいる村民の方にもお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

　　続きまして、4点目、投票率向上対策について再質問いたします。

　　まず、不在者投票、今回の村議選において不在者投票は何票あったのか、もしご存じであればご回答いただきたいと思います。

総務課長（高橋正文君）　　ちょっと詳細の資料を持っておりませんが、50票前後だったと思います。

2番（横山秀人君）　　私も不在者投票を行ったことがあります。つまり、村外にいて、限られた投票所開設のところにいけない場合は不在者投票をするしかない。ただ、とても面倒です。事前に請求を出して、そして投票用紙が届いたらそれを避難先の役場に持って行って、それも平日8時半から5時まで持っていかないと受付してくれないです。それも飯舘村に届くまで早く郵送しなくちゃいけないから、金曜日よりももっと早く来てくれるという形を言われながら、そしてやっと不在者投票ができるのが現実です。

　　一つ思うのは、7割の方が村外に避難している状況ですので、不在者投票についてはもっともっと先に、どれだけの時間がかかるのか、そして手間がかかるのか、それをぜひ避難者の方にお伝えいただきたいと。そういうことを分かった上で、今度投票があったときには、それでは告示前にもう申請書を出しておかないとなかなか間に合わないんだなと、そこがすごく大事だと思うんですね。告知が、選挙公報が来てからではもう遅い、間に合わないんですね。ですので、ぜひその前の取組、それを充実していただきたいというのがまず1点であります。

　　あと、ここ2回の投票率の年代別のものを見てみますと、本当に10代から40代が低いです。低いというのは、50%を切ったりとか平均より低いと。詳しく見てみると、前の投票に行っていない方、4年後4歳上になりますね、その投票率も何か低いところが結構見受けられるんですね。ですので、もしかすると若い世代のときに投票を一回するという行為をすれば、次の選挙のときも投票するという確率が上がっていくのかなと思うんですね。ですので、若い世代に対しての投票意欲をぜひPRいただきたい。

　　ただ、PRではなくて、まず聞いてほしいです。例えば成人式の際に、「選挙行きましたか」「どうしたら選挙行きますか」とか、それはアンケートでもいいです。その40代、これから飯舘村、村外に住んでいる人が多いかもしれませんが、これからの飯舘村を担っていく人たちです。間違いありません。その方たちが村政に興味を持つ、つまり村の行く末に興味を持つということはすごく大事な意識づけだと思います。ぜひ前よりも

投票率が上がったということで、文面からは回答からは頑張っているよということは分かりますけれども、まだまだ頑張れる余地があるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望といたします。

続けてよろしいですか。5点目、飯舘村第6次総合振興計画について再質問いたします。

今回、村民の方と多く出会う場において、「飯舘村第6次総合振興計画を知ってますか」とお聞きしました。ほとんどが知らないです。「何それ」と。「いや、村の一番大事な計画なんだよ。そこに載らないと事業というのは展開ができないんだよ。それに基づいて今職員の方が頑張ってるんだよ。それを知りませんか」と、「知りません」。これは大きな問題だと思います。ですので、まず村民が、この第6次総合振興計画を知っているのかどうか、どこまでどの程度知っているのか、今後どうなっていくのか、ある程度その調査はしておかないと、初めのスタート位置、情報共有をしておかないと、全然「ああ、それ村でやっているから、うち関係ねえんだ」とか、こういう話になってしまいます。まず、その認知度調査をするかどうか、まずご回答お願いします。

総務課長（高橋正文君） 6次総の認知度調査ということですが、今のところは、知っているかどうかという調査をするという考えを持ってはおりませんでした。

2番（横山秀人君） 私、今回のこの第6次総合振興計画については、一度策定委員会のところに参加というか、聞くだけというところで伺いました。多分この策定委員の方は、公募ではなかった気がします。村側から指名で委員になった気がします。ですので、この回答の中にあつた「住民を代表して」とかというのは、ちょっと違うのかなというのは一つ感じました。

あのときの計画は、実は住民説明会を行うと、福島市とか南相馬市とかそういうところで、文書だけでは分からないから、行って説明するという回答、お話だったと思います。それがコロナ禍でできなかつたと、これはもうしようがないと思います。ただ、再度これは今皆さんに広くお知らせしておかないと、今後の村の計画実施に当たって同意が得られづらいと、そう思います。ですので、順番は逆になったかもしれませんが、策定前に予定していた住民説明会をぜひここでやっていただきたい。ただ、それだけで人が来るかという問題もあります。何かミックスして、賠償問題でもいいです、村民が関心を持っているものと合わせて、そのときに第6次総合振興計画の説明も追加で行うという形でいってはいかがでしょうか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 6次総の住民説明会ということですが、現在、6次総は令和3年度から執行しておりますが、今のところ住民説明会というよりは、6次総もその節目節目にローリングして見直していくというタイミングがありますので、そういう見直しの段階で、住民説明会になるかあれですけども、考えてまいりたいと思います。

あとは、説明会にならないとしても、チラシとか広報紙等で、そのローリングの内容なんかの概要を分かりやすくまとめて、一般の住民の方でも一目見ればこういう事業があるんだなというような、内容の広報も含めて検討させていただきたいと思います。

2番（横山秀人君） 分かりました、ありがとうございます。

今までの回答の中で、ニーズを把握していない、調査していないので状況が分からない

という言葉は何点かお聞きしました。何か不思議なんですけれども、避難指示解除になってから、住民説明会、住民懇談会がほとんどなくなりました。それまでは、福島とか南相馬であったと思うんですが、はたと止まりました。時期同じくして、復興庁・県・村が一緒に行っている住民意向調査も終わりました。ほかの自治体は住民意向調査を継続して、今住民がどんな悩みを持っているのか、何を求めているのか、定期的に数字を取りながら事業施策を行っています。

住民の声を聞くという村の姿勢は大事なんですけど、ただ、その姿勢と今実施している施策が合致していない気がします。ぜひ、今までのような住民懇談会を少なくとも毎年1回、避難先の多い市町村で、そして住民意向調査、これを継続的に行ってほしい。多分その結果は、買物とか医療とかそういう求める声が、前の結果を見ると書いてありました。けど、今取ってないから住民のニーズが分からないということであれば、きちんと取ってください。そうしなければ事業展開ができない。何を根拠に事業展開していけばいいのか、職員も大変だと思うんですよ。ですので、住民懇談会の実施、そして住民意向調査の実施、これについてどのような計画をお持ちか、再度質問いたします。

総務課長（高橋正文君） 住民懇談会、調査票、アンケートというんですか、そういうお話でございまして、確かに私が支所にいた五、六年前は、住民懇談会を年に30回ぐらいやっておったことは確かでございます。その頃は解除を検討する時期ということで、そういう懇談会も多かったかなという考えをしております。今ほどお話があったニーズ調査等も、今度予算がついております移住・定住関連の予算で、そういう調査業務というのでもできる項目がありますので、必要な調査内容があれば、横山議員おっしゃったようなアンケート等も検討させていただきたいと思っております。

あと懇談会、どんなニーズをつかんでいるかということではありますが、主に先月実施しました行政区ヒアリング、これでほぼ、20行政区の役員さん中心でありますけれども、その意向はつかんでいるということでもあります。今後も、行政区懇談会もやっておりませんので、その実施するかどうかも含めて内部で検討させていただいて、議会の皆さんとも相談をさせていただきたいと思っております。

2番（横山秀人君） 行政区懇談会は、やはり行政区として何を求めるかということなので、行政区の問題とかが多いと感じています。住民懇談会については、まず村が何をやっているのか知る、直接村長の口から、担当課長の口から聞くということが、村民にとってもすごく安心というか、そういう感情を持つということを知ったことがあります。ですので、どこに住んでもいいですよというからには、ぜひこちらからも、役場のほうからも出向いて、住民と会う機会、顔を見せ合う機会、それをつくっていただきたいということでもあります。まず、これは要望としてお伝えします。

あと、住民意向調査については、これはとても大事な調査だと思います。それはなぜならば、避難12市町村の大部分が行っている調査であります。今日のホームページを見ると6つか7つだったと思うんですけれども、少なくともそれを行っています。今後、飯舘村単独で国・県に要望等を伝えるというよりも、やはり避難12市町村共通の悩みを持って、そういう国・県に要望していく中で、同じようなアンケート調査というのを根拠

にするというのは、要望の厚みが増してくると思います。ですので、ぜひ将来12市町村で様々な要望活動をしていく中の基礎資料として、同じようなアンケートを取りながら、それぞれの自治体でどのような悩みがあるのか、おおよそ統計的にある程度まとまると思います。そこについて強く12市町村要望していきましようという形の根拠づけにもなりますので、ぜひこの住民意向調査を再開してほしいと思います。これについてもう一度ご質問します。

村長（杉岡 誠君） 他市町村もしている意向調査ということでありますけれども、今お話をずっと聞いておられますと、直接民主制を村としては取るべきだというふうにもお聞きはできる場所でありまして、あるいは村のいいところはそういうところだったのかなとも思いますので、ただ、村としては行政区長さん、あるいは議員の皆様の間接民主制というところでいろいろなご意見を賜ったり、集約をいただく中の部分を大事にしながらというものも、片やこれは自治体として非常に必要な部分がありますので、そこを大事にさせていただく部分があるかなと。

ただ、今おっしゃっていただいたように、住民の声を直接聞くというのは私自身の姿勢でもありますし、職員担当自体も直接いろいろなところに行って説明をして、直接のお話を聞きながら政策に反映してきたという経緯がありますので、就任してからすぐコロナ禍ということで、いろいろなことが制限されて私自身非常にもどかしい部分もありますし、皆様にも本当に心苦しい日々を送っていただいていますから、まずはコロナ対策、ワクチン接種ということを進めさせていただいて、これから3回目接種ということについても、村として主体的にしっかり取り組んでいくということをご答弁を申し上げたかなと思っておられますので、まずはそういう懇談会ができるような体制を自治体として取らせていただいて、その上でアンケート調査になるのか意向調査になるのか、あるいは直接の説明会になるのか、様々な手法については検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 前向きな回答ありがとうございます。1点だけ、間接民主制ということではありますが、実は本来であれば、議員は村民の意見・要望・悩み等を聞いてこういう場でお話しすべきなんですが、正直村民の方に会うことができない、つまり避難先が分からないです。飯舘村の住所宛てに郵送しても80通とか戻ってきたりとか、どうやって村民の声をこの議会に反映させるか、すごく悩みどころであります。今そういう状況であるということが、まずこの飯舘村の状況が、なかなか村民の声を議員ですら集めることが難しいという状況であります。ですので、先ほど住民懇談会というのは、実は私たち議員も参加させてほしいという願いでもあります。ぜひ積極的に前向きに、そして今までと違うんだということを前提に進めていただければと思います。

以上です。

続きまして、最後6点目になります。まず、出資している団体が決算資料の中でお知らせいただいていますので、どこに村が幾ら出資しているのか分かりますが、ある福島の雑誌の中では、ある村の関係する団体が赤字3位か4位だったかな、ちょっと忘れまし

たけれども、新聞の雑誌の説明のところに載っていました。それとかSNSで見ました。村民がそういう情報を見ますと、あれ本当に大丈夫なのかなと不安になってしまいます。

まず1点、決算資料については、定款の中では官報に掲載しているということがありますが、実際官報を見れば、村が出資している会社の決算資料というのは見れますでしょうか、確認します。

総務課長（高橋正文君） 村の出資している団体が全て官報関係に公表しているかどうかちょっと承知しておりませんが、出資している内訳については村の決算書に全て網羅しておりますので、決算書を見ていただければ出資内容が分かるということになります。

2番（横山秀人君） 村の決算書、出資一覧、出損一覧については、実は出資している株数しかない。出資している金額ですね、金額が掲載されているんですが、それではその会社の今発行済みの株式がどれくらいあるのかとか、つまり、村がどれだけの決定権なり過半数以上取っているのかとか、どういう意思決定がその団体についてはできるのかというのが決算資料では分からないのであります。ですので、まず決算資料については次回からは全体の総株数を記載できればと思います。

あと、また質問ですが、議員になると今までにない村民の声というか、何でしょう、村民が心配してお話をしてくださる方がいらっしゃいます。それは多分、その団体に所属しているとか見ているとかいろいろあると思うんですけども、それを聞くとちょっと確認はしなくちゃいけないのかなと思うところがあります。今回、このような形でリスト管理という形で質問させていただきましたが、今回回答の中では、きちんと法令を遵守して弁護士、税理士に聞きながらという形であるんですが、去年かな、インターネットで議会を見ていたときに、道の駅の会社に出資するという議案が上がったと思うんですね。そのときに、12月議会だったか、すみません間違っていたらごめんなさい、1月から2月に資金がショートするというぎりぎりのところまで来て、そして出資をお願いするという提案だったと思います。これ間違いないですか。私、間違った上で説明するとあれなので合っていますでしょうか、まず確認します。

総務課長（高橋正文君） 今おおむね議員がおっしゃったとおりだと思います。増資する際は、議会の全協の皆さんにもご説明して、議案として上げたという経過だと思います。

2番（横山秀人君） あれを画面上で見たときに、何でこの数か月先の、数か月ではないです、一、二か月先の資金ショート、パンクするということを条件というかそういう説明の中で、どうして今急に増資の話が出てしまうのかと。これは、先ほどの回答からすれば全く合っていない対応の仕方だと思います。初めからずっと見ていけば分かることであって、急に議会にショートするから何とかお願いしますという形の説明だったと思うんですね。あのとき聞いていて、そう理解しました。

ですので、そういう事例があると、この先、外郭団体というのは、村が出資している団体、出損している団体というのは目が届かない状況になっています。以前、多分振興公社でも村からの追加出損があったと覚えております。ですので、村の出資というのは税金をそっちに流すということで、住民サービスがその分できなくなるということになりますので、今後その決算資料、その経営状況については、村民の村の広報で難しければ

議会でも結構です。ある程度、最終的に出資の判断、議決は議会であれば議会のほうに事前に、早くから定期的にその決算状況等の説明という形をお願いしたいと思います。まず1点。

総務課長（高橋正文君） 道の駅の増資については、資金ショートだけが原因ではなかったと承知しております。あともう1点は、村の持ち株割合を増やして経営安定というのも理由にあったと今考えております。

今ほどあったように、今後、増資、新規出資なんかする場合は、金額にもよりますけれども、必ずこの重要案件でありますから、議会の皆さんにご相談をしてから議案のほうは上程することになると考えております。

2番（横山秀人君） 村としては、そういう立場として、もちろん引き続きお願いしたいと思います。ただ一つ心配は、充て職ということで、村長が会社の代表取締役、そして副村長も代表取締役、あとは会計監査として会計室長が入っていたりということで、職員が充て職として入っている団体が多数あるのかなと思います。何かあったときに、その方たちの責任になってしまうと、これはとてもプレッシャーなり大変さがあるのかなと思っています。

今後、その充て職等について、村としてどのようなリスク回避をしていくのか、先ほどの回答とダブるかもしれませんが、職員の立場を守る、そういうところでのリスク回避について回答いただければと思います。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問にお答えする前に、私が関わっている会社等について申し上げておきたいと思いますが、飯舘村振興公社、雑誌のほうに自治体が出資をしている第三セクターの赤字の1位から3位とかということで、ツイッターにも上がったように思っておりますけれども、あの件については、振興公社が村に寄附をしたときの部分が、単年度経理の中で赤字決算のように見えているだけであって、その後、毎年度黒字決算をしているというのは実情でありますし、道の駅、までいガーデンビレッジいいたてについても、そちらについても昨年期に初めて黒字化しましたがけれども、今さらに上半期が終わったところですけども、さらに黒字という形で進んでいるという部分があります。

それから、SPC等の太陽光会社については、もともと経費の部分がしっかり計算された上で売電をしておりますので全て黒字という形になっておりますし、いいたて福祉会がいろいろな経営の部分で単年度決算の中では赤字になっておりますけれども、賠償等しっかり受けながら動いているという部分もありますので、決して経営として完全なわけではありませんけれども、今今すぐにショートするような状況ではないということをまず申し上げておきたいと思います。

それから、充て職というお話がありましたけれども、各理事会なり、あるいは取締役会で互選の中で選ばれているということで、私が代表取締役を、あるいは理事長を担っている部分があります。それは、ある意味で政策的な部分との一致をさせる必要があるという機関でありますので、私がお引き受けしている部分がありますけれども、一定程度、様々な方に対して政策的な部分と会社の経理運営の部分を一致させることができるとな

れば、私でない者が代表になるということもあり得るだろうと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。どうしても情報が先に行ってしまう、ある時点のことが目についてしまうということがあると思いますので、村民から私たちが聞かれたときに、手元にそういう資料なり状況等が分からないままですと回答がなかなかできないので、今後も村が出資している団体については、ある程度議員のほうにも情報等をいただければと思います。

長時間にわたり再質問等、本当にご回答いただきましてありがとうございます。これで、2番 横山秀人の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。令和3年第8回飯舘村議会定例会において一般質問をいたします。

私は、去る9月26日の任期満了による飯舘村議会議員一般選挙において村民の負託を賜り、今この議場に立っておりますことは光栄であるとともに、大きな責務を感じております。

さて、先日行われました市町村対抗野球・ソフトボール・駅伝選手の皆さん、大変お疲れさまでした。駅伝につきましては、福島県陸協理事長の総評の中で、「東京電力第一原発事故による避難者が多い中で、毎年16人の選手をそろえる飯舘村のようなチームは、出ることの意義を感じさせてくれる」と評されていました。困難な状況にあっても成し遂げる努力を諦めない、まさに飯舘村がこれから目指していく姿勢ではないかと感じました。選手、関係スタッフの皆様には敬意と感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。当選後、初の一般質問でありますので、選挙時に掲げた公約3項目について村長の考えを確認させていただきます。

1項目めは、村づくりについてであります。

飯舘村は、20行政区それぞれの地域づくりを核とする地区別計画などユニークな取組を行い、過疎地域優良事例として総務大臣表彰を受賞するなど、多くの村民が関わる中で村づくりを進めてまいりました。しかし、2011年3月11日の東日本大震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所事故により、全村避難を余儀なくされました。また、村づくりも中断を余儀なくされました。

震災、原発事故、避難、避難解除等、いろいろなことがあった10年余りでした。このような状況下にある中で、1点目は、村民が交流する活気ある村づくりについてであります。避難で離れていた村民同士のつながり、コミュニティーの再構築が必要ではないでしょうか。交流する機会を、また場を設ける施策を意識した行政執行であるべきと考えます。

2点目は、景観美化を推進した美しい村づくりについてであります。

飯舘村は、「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、美しい村は大きな交流資源になり得ると考えます。さらには、美しい村をつくっていく工夫を、村民の意識を高める

ことを含めて施策とすべきと考えます。

3点目は、災害対応についてであります。

災害に強い村もまた、定住・移住のための環境整備に欠かせない条件になると思います。危機対応は、見逃し三振よりもフルスイングの空振り三振を選択する行政姿勢が大切で、安心バイアスを排除し、最悪の想定に対応していく備えが肝腎ではないかと考えます。

4点目は、農業・商工業の再生についてであります。

飯舘村には広大な農地とすばらしい自然資源があり、飯舘ブランドを再生・再構築し、農業を再生させ次の世代に渡していく、私たちは今時代的な大きな役割を担っていると思います。

商工業については、帰村人口の減少の中で、復興再開は困難に直面しております。人口を増やし復興させるためには、生活インフラとなる各種商店が必要になります。しかし、各種商店を維持していくためには一定数の人口が必要になります。「鶏が先か、卵が先か」の議論になってしまいますが、行政もまた一定の役割を果たしていかなければならないと考えます。

2項目めは、人づくりについてであります。

1項目めで述べたように、人口や生活基盤が大きく変化しております。さらに、今般の新型コロナウイルスにより、住み方や仕事の仕方が大きく変わりつつあります。都市部から地方への人口移動を想定し、目まぐるしく変わる社会構造、生活の変革に対応すべく、人材活用と育成が必要であると考えます。

そこで、1点目は、次代を担う人づくりについてであります。

持続可能な質の高い新たな価値観や行動変容をもたらす社会に対応できる教育が求められ、次世代につなげていくことが飯舘村の未来をつくることにもつながっていくと考えます。

2点目は、地域交流、スポーツ交流についてであります。

地域交流やスポーツ交流などの交流諸活動は、視野が広がり、多角的に物事を捉える力が養われ、全世代を刺激し、活気ある村づくりにもつながっていくと考えます。

3項目めには、健康づくりについてであります。

1点目は、介護予防の充実についてであります。

村民が元気にはつらつと過ごすには、介護予防の充実が不可欠だと考えます。人生100年時代に対応し、健康寿命を延ばす健康づくりは、行政の本気度が問われるのではないかと考えます。

2点目は、地域全体が関わる健康づくりについてであります。

健康づくりには地域全体が関わるのが大切で、それが地域づくりになり、また村づくりにもつながっていくと考えます。

以上、村長等の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問の3点目の2項目め、地域全体が関わる健康づくりについてお答えいたします。

健康づくりは地域づくり、村づくりにつながることにありますが、花井議員おただし

のとおり、健康を守ることが住み慣れた地域で生活できることにつながり、地域での生活が村民同士の交流につながり、さらに健康づくりの取組が地域に広がることで、活発な地域づくり、地域での見守り活動へも発展していくものと考えております。

村では引き続き、健康教室や保健指導をはじめ、運動教室、介護予防教室などの取組を通じた健康づくりを進めるとともに、興味を持って、また、参加しやすいメニューも検討してまいりたいと考えております。

村としましては、高齢化が進む中で、村民が健康で生活できることは、医療費の抑制や国保税、介護保険料等の軽減にもつながることであり、村民の皆様にとって大きな利益でもあると考えておりますので、重点課題として取り組むとともに、地域と連携した健康づくりにより、「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさと」を築き上げていきたいと考えております。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、1点目の村づくりについての1-1と1-2について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、交流事業の質問ですが、村の現在の人口については、他の議員の方からも質問ありましたが、令和2年の国勢調査による人口は1,318人となり、11月時点の住民基本台帳人口の約26%にとどまっております。

こうした人口減少や地域の活性化対策としては、村では令和3年度事業として新たに「みがきあげよう！ふるさと補助金」を創設しております。これは、誰よりもふるさとを知る地元行政区において、もう一度自分たちのふるさとを見詰め直していただきたい、よいところを再発見していただくとともに、計画づくりや各種事業を通して、世代を超えた参加者同士の交流を念頭に計画していただくものであり、活気ある行政区、ひいてはわくわくする村づくりにつながるものです。

この計画及び実施については、さきのご質問にもありましたが、全職員を新コミュニティ担当者として20行政区に割り当て、共に地域の担い手の一員として活躍することとしており、まずは今年度、各行政区において5年間の計画づくりをお願いしているところであります。なお、令和4年度からは、各行政区において各種事業が本格展開されるものと認識しておるところであります。

次に、美しい村づくりについてですが、交流人口のきっかけとなる本村の美しい景観についても、「ふるさと資源のフル活用」として、「みがきあげよう！ふるさと補助金」において、花壇の手入れ・植栽などの環境美化等につながる取組といった特別項目を設け、各行政区の特色を生かした形で環境美化に取り組んでいただけるようご検討いただいているところであります。

各行政区の地形や文化財、農環境や住環境は多種多様で、20行政区全く同じ景観はございません。この景観の最大の生かし方は、地元村民の方々が一番理解していることと考えております。

美しい村を形づくるためには、いま一度自分たちの村・地域を見詰め直していただき、その過程において、「どのようなふるさとだったのか」、そして「どのような美しい村

にしていきたいのか」などと地区内でご協議いただきながら、村民の皆様の意識醸成を狙うものであります。

村では引き続き、「みがきあげよう！ふるさと補助金」の積極的な運用を推進するとともに、村民が交流する活気ある村づくりを進めてまいります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、村づくりについての1-3と1-4についてご答弁させていただきたいと思っております。

初めに、災害対応の取組についてお答えいたします。

村では、令和3年8月に村防災会議に審議を付し、現在の災害対策基本法に基づいた飯館村地域防災計画の全編改定、整備を行ったところであります。一般災害対策や災害応急対策、村災害対策本部の組織体制等を明記するなど、それぞれの行動をマニュアル化し、住民避難に関わる避難指示発令を行う基準のガイドラインを定めたところでございます。

また、今年7月に、県指定の土石流危険地域や各行政区でのワーキンググループでの意見を反映し作成した「飯館村防災ハザードマップ」を全戸配布したところでございます。

近年は、全国各地で豪雨災害や地震の被害が多発しており、村も我が事として常に災害に対して危機意識を持ち、防災に努めているところであります。

今年度は、災害時の拠点といたしまして、飯館村地域防災センターの供用を開始いたしました。平常時は、村民の皆様の地域コミュニティーの活動拠点としても利用可能となっておりますが、災害時に備えた備蓄食料や資材を保管し、停電時には太陽光パネル発電により施設の電力を供給する設備を整えたところであります。駐車場は、緊急時の県防災ヘリ及びドクターヘリのヘリポートとしても使用可能となりました。

また、11月には、いいたて希望の里学園の防災教育の一環といたしまして、南相馬消防署飯館分署、相馬地方広域消防本部の協力により、特殊車両による救助訓練や消火訓練、救急訓練等を実施してきましたところであります。同じく11月には、原子力災害発生時の避難に係る対応力の向上と応援体制を検証するために、福島県の主催で、福島市、川俣町ほか関係機関との広域避難訓練を実施したところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小規模での実施となりましたが、原子力災害は二度と起きてはならないものでありますので、訓練を通し明らかになった課題を検証して、原子力防災体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

議員ご質問の「見逃し三振よりも空振り三振を選択する行政姿勢」につきましては、福島県や地方気象台からの情報等を基に、村内の被害状況等を的確に判断し、村民の生命を第一に、迅速かつ適正な避難指示等を行うようにしてまいりたいと考えております。

ただ、村は、他の自治体と比べましても災害に強いものと認識をしていることもあり、場合によっては避難指示等を発出したほうが村民の方々のリスクにつながるということも考えられますので、災害の状況把握を的確に行って、機械的に指示を出すのではなく、屋内退避を含めて適切な判断をさせていただきたいと考えているところでございます。今後も、村民の生命・財産を守る防災活動の推進、環境整備に努めてまいります。

次に、農業・商工業の再生についてお答えをいたします。

現在、商工業の再生については、国の「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」がござりますが、村の単独事業としても「飯舘村企業立地等支援補助金」「村内ベンチャー企業創出支援事業補助金」「スタートアップ補助金」など、様々な事業者支援メニューを構築してきており、今後、周知の徹底を図り、企業誘致や村内商工業を振興してまいりたいと考えております。

また、商工業の活性化のためには、ご質問のように経済活動の根本となる人口を増やすことが第一であると考えているところでございます。このため村では、移住・定住・交流事業を推進してきたところでございますが、今年度からは新たに次世代を含む村民の方による起業を支援する制度をつくったところですので、今後さらに積極的に働きかけを行い、村内商工業の活性化、担い手の育成などを進め、関係人口・交流人口の増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、主に村商工会員の事業者の皆様には、今年で3年目となる事業再開・帰還促進を目的とした「いいたてプレミアム付商品券」についてもお取扱いをいただいておりますので、村としても、多くの方々にご使用いただくためのPRや事業を展開することで、村内商工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

今後も関係機関と協議をしながら、引き続き既存事業の支援はもとより、新たな企業の誘致や移住・定住・交流施策と連携した施策を進め、村内商工業の振興に努めてまいりたいと考えているところであります。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、ご質問2-1、次世代につなげる、次世代を担う人づくりについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現代は、AIの発達で産業や働き方が大きく変化し、予測困難な社会が到来していると言われております。そのため、学校教育においては、「社会の変化に主体的に対応し、他者と協働して課題を解決する力」の育成が強く求められています。そのような状況を踏まえ、文部科学省の新学習指導要領では、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力などの「生きる力」を育成する重要性が挙げられております。

そこで、これからの未来を生き抜く子供たちを育てるために、教育委員会としては、飯舘村教育大綱並びに第6次総合振興計画を受けて、村の学校教育目標を「～竹のようにしなやかに、すくすくと～」と定めております。予測困難な社会の変化に主体的に対応するためには、「しなやかな考え方」と「すくすくと伸び続ける力強さ」が必要であります。その力を育むために、目の前の課題に主体的に関わり、探求的に解決していく力を、教育活動全体を通して育てているところであります。

具体的な取組といたしましては、まず1つ目に、いいたて希望の里学園で新しい教科として設定した「いいたて学」であります。この教科では、飯舘村に関する課題を自ら設定し、地域の方々や専門的な知識を持つ皆様にご協力をいただきながら学びを進めており、自分のふるさとに誇りを持てる学習であり、また探求的に解決していく、学びの中核とも言える教科でもあります。これまでも、飯舘村オリジナルポーチやトランプの開発、多くの村民から募集した詩を一冊にまとめ上げた詩集の制作など、大きな成果を上

げております。

2つ目は、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力を育てる取組についてです。これらの力を育てるためには、児童生徒が受け身ではなく、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、アクティブラーニングの視点に立った授業改善が必要であります。そのために、GIGAスクール構想と関連づけ、ICTを効果的・創造的に活用することで、質の高い令和型の授業実現に向けて日々教員研修を充実させております。

3つ目は、基礎基本の定着についてです。時代がいかに変化しようとも、学力の基礎基本に変化はありません。基本的な読み書き、計算力の定着は必須であり、日々の授業において基礎学力の充実に努めております。また、特に後期課程では、漢字検定、数学検定、英語検定をそれぞれ年3回ずつ実施しており、生徒が自分に合った目標を定め、定期的に検定試験に取り組んでおります。

これらの取組を通しまして、社会の変化に主体的に対応し、課題解決に向けて前進し続ける「～竹のようにしなやかに、すくすくと～」生き抜く子供の育成に取り組んでまいります。

私から以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、人づくりについてのご質問の2点目、地域交流やスポーツ交流を通じた人づくりについてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、地域交流やスポーツ交流などの活動は、視野を広めたり多角的な見方が養われたりするなど、人づくりにつながる活動だと考えております。

村では、今年4月に本格オープンしたパークゴルフ場やスポーツ公園を拠点として、幼児から高齢者まで様々な世代の皆さんに、安全で快適にスポーツを楽しんでいただいております。

また、施設を利用して、今年は福島レッドホープスがBCリーグの公式戦をいいたて球場で開催することとしておりましたが、残念ながら新型コロナウイルスの影響により中止となっております。なお、来年度以降も年1回の公式戦を開催していく予定とお聞きしておまして、試合当日に野球教室も併せて実施するという事も検討してまいりたいと思っております。

また、サッカー場では、村内外の多くのサッカーチームが練習試合などで利用しておまして、それから陸上競技場では村の駅伝チームの練習場所にもなっております。また、野球場は市町村対抗の軟式野球チーム及びソフトボールチームが練習拠点としており、これら市町村対抗の取組は、住んでいる地域や世代を超えた人づくりの場にもなっており、村の代表として誇りを持って大会に参加していただいております。また、多くの村民に勇気を与えているのではないかと考えております。

さらに、パークゴルフ場では地域のスポーツ交流の場として、日頃の練習ラウンド以外にも、村パークゴルフ協会や老人クラブのほか、村商工会互助会などが主催する大会が開催されるなど、地域住民の親睦と交流の場として活用され、併せて健康づくりの場にもなっております。

そして、生涯学習課が実施した今年度の社会体育事業といたしましては、新型コロナの

影響によりグラウンドゴルフ大会やキャンプ教室など一部のイベントは中止となりましたが、テニス教室や水泳教室、カヌー教室、ウォーキング大会などは実施することができました。近隣市町村からの参加もありまして、地域間交流や仲間づくりなど地域コミュニティの貴重な機会ともなっております。

これらの事業は、広域的な観点からも、住民が多世代で関わり合いながら交流することで、地域が活性化し、人づくりにもつながっているものと考えております。

今後、村といたしましても、スポーツや地域交流を通じた人づくり、村の新たな担い手の育成を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午後 0時00分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、3項目め、健康づくりの1点目であります。介護予防の充実と健康寿命についてお答えをいたします。

村では、帰村した高齢者を対象としたサポートセンター「つながっぺ」でのサロンや、地域サロンでの介護予防体操、健康福祉課で実施しています運動教室などにより、定期的に村民が運動できる機会を確保しているところであります。

また、「通いの場」「交流の場」である地域サロンでは、保健師による健康相談をはじめ、認知症予防教室、栄養教室、口腔教室、百歳体操の指導を行っているほか、理学療法士が自宅を訪問してリハビリへのアドバイスを行う戸別訪問など、各教室や訪問を通じて介護予防の充実を図っているところであります。

次に、人生100年時代に対応した健康寿命を延ばす取組についてであります。健康寿命とは、介護や人の助けを借りずに起床、衣類の着脱、食事、入浴などのふだんの生活の動作が一人ででき、健康的な日常が送れる期間であると考えております。言い換えれば、元気にはつらつと過ごせる期間のことです。

この健康寿命を妨げる大きな要因と言われていたのが、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣により引き起こされる生活習慣病であり、その予防が健康寿命を延ばすことにつながっていると考えております。

村では、集団健診や医療機関での個別健診の実施のため、対象者への受診券の発送や未受診者への勧奨をはじめ、受診結果に基づく保健師による特定保健指導や戸別訪問など、生活習慣病の予防や健康意識を高める取組を進めているところであります。

今後も、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸に向け、健康づくりや介護予防につながる取組を進めてまいります。

以上です。

3番（花井 茂君） 私の質問3項8点において、村長と村の考え方、方向性はおおむね私と

同じものと受け止めました。議会活動、行政との対話、いずれも1年生議員であります。意見を聞いて、学んで考え、実行する、これが私の基本姿勢であります。村民の福祉向上を希求することが、行政、議会共に普遍的な目的と考えております。そのための行政執行と議会でありますから、住民福祉の目標に向かっては、村長、議会の皆様とも建設的な意見交換ができるものと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後1時14分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月15日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和3年12月17日

令和3年第8回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和3年第8回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和3年12月17日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年12月17日 午前10時00分				
	閉会	令和3年12月17日 午後 2時28分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 眞 弘	○	2	横山 秀 人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀 夫	○
	5	佐藤 健 太	○	6	菅野 新 一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八 郎	○
	9	高橋 孝 雄	○	10	佐藤 一 郎	○
署名議員	9番 高橋 孝 雄		1番 佐藤 眞 弘			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のた めの 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉岡 誠	○	副 村 長	高橋 祐 一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村 づ く り 推 進 課 長	村山 宏行	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教 育 長	遠藤 哲	○	教 育 課 長	佐藤 正幸	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三瓶 真	○
	農 業 委 員 会 会 長	菅野 啓一	○	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	高橋 正文	○
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	伊東 利	△	代 表 監 査 委 員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年12月17日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第 90号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 4 議案第 91号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 92号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 93号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 94号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 95号 飯舘村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例
- 日程第 9 議案第 96号 飯舘村新産業創出等推進事業促進計画に基づく村税の特例に関する条例
- 日程第 10 議案第 97号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 98号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 99号 飯舘村水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 100号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 101号 復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 102号 企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 103号 特定復興再生拠点エリア集会所等施設整備工事請負契約について
- 日程第 17 議案第 104号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 18 議案第 105号 八木沢地区養豚施設新築工事請負契約の変更について
- 日程第 19 議案第 106号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 21 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第 22 承認第 3号 専決処分の承認について
- 日程第 23 閉会中の継続調査の件
- 日程第 24 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 25 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、村長から予算案件1件、人事案件2件、その他案件1件、計4件の追加議案が送付されております。

次に、特別委員会の活動状況であります。12月15日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が12月15日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 高橋孝雄君、1番 佐藤眞弘君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第104号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）です。既定予算の総額に36億3,793万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を185億9,853万6,000円としました。補正の主な内容は、木質バイオマス施設等緊急整備事業について、国事業の採択を受けられたことから、あわせて、子育て世帯の臨時特別給付金などと併せての所要の予算措置を行うものであります。なお、この財源としては、国庫支出金及び繰入金などを充てております。

議案第105号は、八木沢地区養豚施設新築工事請負契約の変更についてです。令和3年4月27日付で株式会社古俣工務店川俣支店と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に2,392万6,100円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は、11億3,272万

6,100円です。

議案第106号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは深谷字鍛冶内23番地の高橋祐一さんを教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものです。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。これは伊丹沢字伊丹沢580番地18の山田郁子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものであります。

以上が、提出いたしました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、議案第90号 令和3年度飯館村一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、議案第90号令和3年度飯館村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） ナンバー2の資料の17ページ、総務費雑入として東京電力より1億1,793万2,000円入っておりますけれども、これは実際の賠償が村からどれだけ請求して、その中の何%が入ってきているのか。今後請求すべき金額はどのくらいあるのか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 賠償金のことではありますが、今ここに細かい数字を持っていないんですが、今回1億1,700万円入ってくると、5億6,000万円ほどが賠償金として歳入になるということでもあります。どのくらいかといいますと、該当としないということで合意に達しなかった分も若干ありましたので、請求した分の9割方は入っていると思います。

今後、どのくらいの請求があるんだということではありますが、これはいろいろな区分、項目がありまして、現在精査中でありまして、精査し終わった後、請求できるものから順次請求していく内容で整理をしているところであります。

7番（渡邊 計君） 毎回この東電の請求に関しては、お話が出てくるわけですが、現在村所有の建物とか、そういうものは、まだ一切請求してなかったと思いますが、それらを含めておおよそあとどのくらい金額的に残っているのか。

総務課長（高橋正文君） 先ほど申し上げましたように、現在精査、積算中ではありますが、他の自治体の例を見ますと、100億円単位で請求しているところもありますので、自治体の規模もありますが、相当額をまず請求できるというか、該当するかどうか分かりません

けれども、相当の額になると今の段階では、そのように思っております。

7番（渡邊 計君） これは大事な今後の財源になってきますので、できるだけ早く請求すべきと思うわけです。

次に、23ページ、一番上の内部被ばく検査機撤去業務で100万円ほど戻ってきておりますけれども、要は、ホールボディカウンタを使用したのは、飯館村民だけですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村民にかかわらず福島市民も利用したとお聞きしております。

7番（渡邊 計君） その中で、撤去費用を飯館村だけが出していたのか、ほかの福島市も出していたのか、その辺をお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 設置につきましては、10年前となりますが、村の予算の中で設置した経緯がございます。撤去についても村の予算で撤去ということになります。

負担は、村のみになっております。以上です。

7番（渡邊 計君） 村が設置したからということだけれども、単に村が設置したので、村だけが出して、福島市民も使っているんだけれども、福島市にはそういう請求は出ていないということですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） そのとおりであります。

7番（渡邊 計君） 次、27ページ、道の駅までい館エアコン室外機取替え工事で36万9,000円減額になっておりますが、これは修理が必要だ、エアコンの室外機を交換しなければいけないということで予算を立てたんですが、そのとき、今後取り替えるのは同じものをつけるのか、耐久性に富んだものをつけるのか、そして、壊れた原因が何だったのかということをお願いしておいたはずですが、その辺は、内容はどうなっていますか。

総務課長（高橋正文君） この減額は、工事が完了したということで請差になりますが、その工事の内容については、今調べさせていただきます。

全く同じエアコンを更新したのか、耐久性のあるものにしたのか、前回質問が出ておりましたので、その内容を調べさせていただきます。

議長（佐藤一郎君） そのほか質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 何点か私からも質問したいと思います。

17ページ、右側、ほぼ渡邊議員からありましたけれども、東京電力損害賠償は、私ども、被害に遭ってから要求しないものが出たためしはありません。要求してもあっちのいろんな都合で出てこないものもいっぱいあります。そういう意味では、村としてあまりにも他市町村に比べて少ない請求額だったので、前にも申し上げましたけれども、きちんと清算されて、最終的に相手がありますから、総額でどれだけ出てくるか分かりませんが、こんなに私どもを商店もできないような被害を被って、村民を代表する機関の村が、それなりにきちんとした請求をしないのでは、自分らが本当に関係する3割ぐらいの請求しかしていないと私は見えています。だから、その辺をきちっと精査されて、今やっているということなのですけれども、それはきちんともらえないのはもらえない。請求はする。30%、40%の給付しかありませんならありませんと、そういう実態、事実をきちんと村民に知らせていくのも仕事だと思いますので、そういう意味できちんとされたいと思います。例えば、浪江町と比較すれば、もちろん人口規模やいろいろな条件

が違いますから、いずれにしろ今の段階で請求されたものは90%給付されているというのであれば、今後出したものもそれに近いほど給付してもらえれば大変村民としては、この損害に対しての思いが通るので、ぜひそれはもう一度答弁してもらいたいと思います。

19ページの被災者支援総合交付金返還金は、心のケアの事業費が結果としていろいろ余ったので返還するんでしょうけれども、この事業そのものの実態というか、数値やいろいろ問題がなかったのか。該当する人たちがいなかったのかで返還するようになっているのか。

先ほど渡邊議員からありましたけれども、23ページの内部被ばく、これは撤去費用は全額が100万円なのか。それを村が全部負担するという事なので、向こうも大変福島市にはお世話になっているといってもそれは国との約束で、飯舘の人が福島市に行ってお世話になっていればそれだけの金が福島市にちゃんと下りているんですね。いろんな生活関連、いろいろ含めてね。ただ、特化して内部被ばくの問題で金が下りているわけじゃないですよ。だから、お世話になっているから何でもかんでも村の財政でやっていくのはいかなものか。だって、向こうは向こうで民間病院で経営として、それは幾らかかるのだから知りませんし、100万円で検討できるのかどうか分かりません。全体の何%なのか分かりませんが、いずれにしろ、そこは飯舘がお世話になっているから、飯舘は国から今交付金でいろいろもらえるからそっちからもらって、病院としては、収支決算をよくしようという話だけでいいのかどうか。その辺は、伺っておきたい。

29ページに特別支援教室の間仕切り撤去改修工事ということで、今後も増える見込みがあるような説明があったので、これは全体として中長期的に見て、単年度でこういう増えるなら仕切りを取る、増えなければ仕切りをまた造って狭くしていくのか。見通しというか、その都度の話じゃなくて、そういう方向づけは何か持っていらっしゃるのでしょうか。

以上、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず、1点目の賠償の件でございますが、請求できるものはどんどん請求して賠償していただくというのは、議員おっしゃるとおりだと理解して、現在鋭意請求の段取りを進めてあります。

飯舘村が他に比べて少ないという印象があるということではありますが、ちょっと言い訳ではないんですが、若干説明させていただくと、双葉郡の中の町でも飯舘村と同額ぐらいもらっているんですが、1つは、例えば、飯舘村の場合は、きこりなんかは3セクということで、きこり自体に賠償が入ってくる。そちらの自治体の賠償内容を見ますと、直営でやっている宿泊施設等ですから、自治体に入っているということで、若干賠償金が飯舘村より多くなっているのかなという印象があるということもございますので、その辺、ご理解いただきまして、鋭意飯舘村としても賠償金を頂く段取りは進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

被災者支援総合交付金返還金の内訳内容2,000万円ということでございますが、これは今調べさせていただきたいと思います。

内部被ばくの100万円ということで、これは議員のおっしゃっているのも分かるんですが、当時避難する段階でいろいろな経緯がありまして、福島市の当時の市長さんにいろいろ便宜を図っていただいて、公共施設等もお借りできたということで福島市さんに避難をしたということでもあります。それで、指定管理者であるあづま脳神経外科にキャンベラー社のWBCを村で設置したということ。これは特別交付税で設置したということでもあります。

今回撤去の際、その費用を村だけで負担するのかということではありますが、これは実際相手方に聞きますと、2,000万円とか、結構なお金が改修費にかかっているということでもあります。これはWBC撤去の分だけの改修費ではないと思いますけれども、かなりの額がかかっている。ただ、WBCの部屋はその床の貼替え等もやるということで、飯館さんには、床の貼替え等分ぐらいで100万円を負担していただければ結構ですというお話で、このような予算計上になったと承知しているところであります。

被災者支援については今調べさせていただきます。

教育長（遠藤 哲君） 特別支援教室についてですが、今回前期課程の特別支援教室を間仕切りを取って広くするという工事を計上いたしました。もともと普通教室の半分ぐらいのスペースで手狭だったので、長期的といいますか、今回新入学児が増えるということだったものですから、少なくとも6年間は、もうこのまま使うということです。その見込みというのは、なかなか難しく、5歳児が入学するときに就学時健診というのがあるものですから、そこである程度特別支援入級の可能性というのは分かる。もちろん保護者の意向もありますし、ですが、今回増加という見込みがありましたので、工事ということをお願いしております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 先ほど渡邊議員からご質問があったエアコンの件でありますけれども、これはこの工事の際、同等品で復旧しているということでもあります。ダイキン社製のもので、同等品で復旧をいたしましたということでもあります。今回調子が悪くなった原因が、稼働時間が長いということのようでありまして、個体差もあるのかなということで、かなりの品質のエアコンがついていたということで、同等品で更新をしたということでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 損害賠償は、分かりましたけれども、ほかについて、まだ答弁が残っているんだけどね。

今まで内部被ばくも床の貼替え代金だけ機械オーダー、ここを持ってくれという話が100万円だという話で理解していいのかな。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今回の予算の中で、撤去費用として以前に当初予算等で計上させていただいております。300万円程度だと思いますが、費用がかかって、そのほか、予算的に全体で修繕も含めて予算という形で当初予算で取らせていただきましたが、内容的には、撤去分と、それから修繕分と分けたほうがいいだろうということで、今回組替えをさせていただいて、残った分の100万円を床の貼替えの修繕に回させていただくと

いう形の提案でございます。よろしく申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前10時45分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前10時46分）

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） では、補正予算について、3点質問させていただきます。

まず、1点目が、19ページ、工事請負費ふかや風の子広場大型遊具修繕工事425万5,000円の支出について。まず、説明の中で遊具の修繕ということですが、その遊具自体は、いつから稼働して、そして、今利用中止にしていると思いますけれども、いつまで動いていて、そして、その評判はどうだったのかというのをまずお聞かせいただければと思います。

この遊具の修繕での2点目は、あの復興拠点は、何十億円という村の一大事業として整備したと思います。今数年のうちに暗渠を入れなければ公園として成り立たないということ自体が、それも一般財源から出さなくてはいけない。すごく将来使えるであろうお金をその修繕に使ってしまうという状況なのかなと思っています。

それで、その湧水、水があふれるというのは、あそこは田んぼでしたので、田んぼのときからそうだったのか。造成時には、何かそういう前兆はなかったのか。または特に設計時にそういう問題がなかったのか。工事のとき、遊具設置と様々なポイントポイントで確認すべき点が多々あったんじゃないか。そこをどうして今まで素通りというか、表に出ないで、造ってみたら、いや、水があふれたと。そして、暗渠等修繕で400万円、一般財源から使いましょと、そう簡単なものではないと思います。きちんとその原因、それを追求した上で、今後こういうことが起きないように対策を取ることが大前提だと思っていますので、その見解をお願いしたいと思っています。

この件で3点目。先ほどのエアコンの件もそうですが、稼働時間が長かったから、もしかしたら壊れたかもしれないという回答だと思っていますけれども、当初復興拠点なり村の施設については、村民、議員から、規模が大き過ぎるんじゃないかというお話が、議会の一般質問等であったと思います。そのときの回答が、維持経費も含めて、将来村の財政については、安心ですと、そういう回答があった上で、村民と議会というのは、議決したと思います。ただ、その後、造ってからのお話を聞いてみますと、修繕が、エアコンなり今回の暗渠、あとは直売所の増改築、先日の一般質問ではトイレも直す、備品も買ったということで、あまりにも本当に一般財源を使っただけのその修繕、追加備品というのを購入しているのではないかと見受けられます。

ですので、まず1点、ここで今まで復興拠点、その他、村で整備したもちろん学校とか、いろいろあると思いますが、当初予定していなかった、また、予定よりもずっと早く更新しなければいけなくなった、そういう修繕、増改築、備品についての一覧、内容等、

金額、そして、その財源、それをまとめていただきたい。その上で、造ったときに予定していなかった維持管理費以外の金額が、これぐらいかかるんだと。もう一度収支計画なり今後の支出計画を見直そうと、そういう、立てて、そして、将来子や孫の代まで、造って、いや、修繕が大変だとか、そう思わせないように、今からその対策、積立てなり基金なりを提供していくべきだと思っております。まずこれが1点。

続きまして、23ページ。これは確認ではありますが、償還金利子及び割引料のところ中山間地域等直接支払交付金の返還金が6万円、福島県営農再開支援事業補助金返還金が18万7,000円、多面的機能支払交付金返還金が28万3,000円とあります。この返還金というのは、ちょっともう少し詳しくご説明いただきたい。そして、その理由等、また、これからもこういう交付金の返還というのが、毎年必ず起きていくものなのかどうか。それをお聞かせいただければと思います。

続いて、31ページ、備品購入費、児童生徒学習用タブレット端末81万6,000円とあります。こちらについては、タブレット何台で1台当たり幾らと。この購入理由は、児童が超えたのかどうか。何か理由があつての購入だと思えますけれども、購入理由もお聞かせいただければと思います。

追加として、一般質問の回答と今回のタブレットの購入とを考えると、ある程度学習内容というか、教材というか、それはデータ化されているのかなということを見ると、ただ、その中には、ふるさと学習の映像なり情報なりがあると思えます。飯舘村の子供は、希望の里学園に通っている子供と避難先で学んでいる子供は、先ほどの数字でいくと18歳以下10万円の600人というお話だったので、500人弱いるのかなと。そう考えると、このデータ化された情報を、村外500人の子供たちにタブレットを購入して、飯舘村とのふるさとをつなぐ役割としてタブレット購入というのは、どうなんだろうか。もしそれが予算的にできないのであれば、少なくとも村のホームページに今回ふるさと学園についてのデータは公開しますので、ぜひ村の出身の子供たちは、スマホ等で見てくださいという形で、そのデータを有効活用、そこも踏まえてこのご検討をいただけないかということでもあります。

以上、3点について質問いたします。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ふかや風の子広場の遊具関係の修繕ということで3点ほどありましたが、まず、遊具の開始時期でありますけれども、去年の令和2年の夏という形で、ふかや風の子広場については、開いております。その中で、やはりあそこは芝生広場とか、いろんな施設がございます。ぴよんぴよんドームに関しては、当時やはり一番子供たちが喜んでいたということで、かなり活用されていたという部分があります。

それも含めて今回その修繕という形になりますが、2番目の湧水の部分ですか。湧水の部分に関しては、あの地点については、ご承知のとおり、水田だった。当然水田については、そういう湧水が考えられるということで、ある程度の既存の案件もあったし、ある程度暗渠の配備はしております。その上に盛土をして建設をしたという形になっています。ぴよんぴよんドーム以外の部分については、湧水については、特別問題ない。ぴよんぴよんドーム自体の施設が、やはり水が入り込まない施設にはなっていないんです

が、ほかの芝生とか、そういう部分とは違って、やはりそういうところに敏感な施設であったということもあって、あそこだけが水が出ているということではなくて、やはりそこに影響が一番出たという形になっています。湧水関係については、盛土した後は、やはり湧水の状況というのは、なかなか分かりづらい、その設計の段階で想定しづらいという部分がありますので、そういう部分で、今回も想定外の部分での湧水があって、それをやはり修理していく。今後の活用もぴよんぴよんドームを活用していくために今回修繕していく考えでおります。

また、いろいろ全体的な道の駅を含めた修繕関係でございますが、修繕については、当初の計画の中では、ある程度耐用年数に従って物が動いていくという考えではございますが、やはり突発的な部分ですね。やはりそれにそういう期間的な基準もありますけれども、やはり突発的な部分での修繕というのは、ある程度出てくる可能性があるのかなというところで、今回についても原因としては、稼働時間ということもありますけれども、正直に言って、そこまでの原因はつかみ切れないというのが現状でございます。そういう部分の財源につきましては、総務課長から話がありますけれども、当然今後そういうことも考えられるという部分で、財源については、いろいろ検討しながらやっていくというところでございます。

その一覧表ですか。その辺については、整理をしながら提示したいと思えます。

総務課長（高橋正文君） 今副村長から説明した内容であります。まず、ぴよんぴよんドームは、人気というか、需要があるのかというお話もありましたが、これも非常に需要がある、外部の遊具で一番人気があるということで、早く直してくださいという声がございますので、これは早急に復旧して、集客とか、道の駅の入込み客に効果があるということでもありますので、これも早急に直して供用をまたしたいということでもあります。

財源ということでもあります。深谷地区に約40億円今までかかっておりますが、一般財源が若干ありますが、ほぼ国庫財源、県の基金を活用して整備したということでもあります。

横山議員からランニングコストが今後大変じゃないかというお話がありましたが、ランニングについては、あまり財源というのはいりません。単費が主になります。ただ、あそこの人件費等で補助事業等もありますので、そういうものを導入しながらなるべくランニングコストを、一般財源を下げっていくという努力をしていきたいと考えております。

当時造った頃、全体の村の公共施設のランニングコストは幾らぐらいになるんだと。2億3,800万円ぐらいで試算していたと思いますが、それについては、私としては、あまり当時も心配しておりませんでした。それはなぜかという、建物を全て古いものを残して修繕、更新していくというのではなくて、やすらぎであったり3つの小学校を1つにしたり、いろいろ活用のない、見込まれないものは、解体等を進めて公共施設を減らしてきたということがありますので、ランニングコストについては、若干は前よりは増えると思えますけれども、あまり財政的には憂慮する内容ではないと私は考えております。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料ナンバー2の23ページの償還金利子及び割引料の3点について、その理由と今後についてというご質問であったかと思えます。

まず、こちらの償還の理由でありますけれども、上から行きますと中山間地域等直接支払交付金につきましては、県道のバイパス工事が、今二枚橋であるとか、草野等へ入っていると思っておりますけれども、それによって農地面積が、対象地が減った。全般的にそういう面積が減ったと理由にはあるんですけれども、細かくいいますと、まず1点目がそういう形でございます。

2つ目の営農再開支援事業につきましては、これも対象地の中に営農型太陽光施設であったり、農家住宅、さらには牛舎などが建ったことによりまして、その作業をやる面積が減ったということ。

3つ目の多面的機能支払交付金返還金につきましては、一番大きいのは関根・松塚地域に建ちました太陽光発電、そのほかに農業用施設ということで機械格納庫であるとか、作業所がその対象の中に建ち、対象にならなくなったというのが、主な理由でございます。

こういったものが毎年起こるのかということではありますが、村といたしましてもこちらの面積につきましては、年度当初等、機会を捉まえて各地域に今年度こういう面積でよろしいかという部分の確認等を行っているところではありますけれども、どうしても交付金の交付の時期と最後の精算の時期とありまして、その間に新たな建物が入ったりした場合に、どうしてもその把握ができずに返還ということもございまして、我々、その突合を地域にもお願いしながらやる中で、ちょっと見落とししてしまったなんていうこともあって、返還になるというのがこれまでの例でございます。

なお、なるべくやむを得ないものはどうしてもあるということではありますけれども、そういう形で返還のない、少なくなるような形で努めてまいりたいと考えております。

以上です。

教育課長（佐藤正幸君） 31ページの児童生徒学習用タブレット端末でございますが、まずタブレット端末の価格でございます。本体価格が税込みで約6万円、それにキーボード、タブレットのケースをつけまして、税込み1台当たり8万円ほどになります。それを今回10台購入することとしております。令和4年度の新入学児7名を予定しておりますし、9学年が13人卒業いたします。年度当初で4台不足となりますが、例年四、五名程度、年度途中で転入等がありまして、タブレットについては、すぐに手配できるものではございませんので、余裕を持って今回10台を購入するというようにしております。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、まず1点目、村外の子供たちにもタブレット端末購入、配付ということについてですが、子供たちが在学している各市町村でも十分対応なさっているようですし、あるいは、議員おっしゃるとおり、今ほど値段を聞いても莫大な予算がかかってしまいます。セキュリティー等の問題もあって、現在のところ考えておりません。

それから、いいたて学について大変気にかけていただいて、本当にありがたいと思います。現在でも学校のホームページがありまして、そこで動画ではありませんが、画像でふるさと学習いいたて学の様子を見ることが出来ます。それから、今月号の村の広報に多くのページを割いていただいて、いいたて学の特集を組んでいただきました。これは

全戸配布になっておりますので、村外の方にも見ていただけたらと思います。

それから、動画のアップについてですが、7、8、9年生が、赤蜻祭でいいたて学の発表をしたんですね。その様子を学校のホームページに動画でアップする指示を既にしてあります。少し時間がかかっているようですので、確認してみたいと思います。

それから、村のホームページにもリンクが貼ってありますので、学校のホームページには飛ぶことはできるんですが、村にもアップすることができるかどうか、これも検討を進めていきたいと思っています。

昨年と今年とコロナの影響で、いいたて学の発表があった赤蜻祭を公開することができなかったんですが、次年度もし状況が許せば、村民の方、村内外問わず、公開したいと思っていますので、そういった場合、広く案内、周知したいと思っています。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 先ほど返還金のことでご質問いただきましたが、12月、3月議会には、ほかのところを見ていただきますと返還金とか、特別会計にもいろいろ出ています。多くの事業で前年度返還金、精算金といいますが、毎年多くの事業でこれは必ず出てくるものであります。歳出を見ると返還金しか出てきませんが、例えば、前に精算でもらうのが少なかった場合は、精算金ということで逆に入ってくる場合もあるということで、多くの事業が、こういう前年度精算金というのが出てくる。村で瑕疵があったから返還するというだけでは決してございません。

2番（横山秀人君） 丁寧なご回答、本当にありがとうございます。

まず、19ページの修繕工事については、もちろん当初から維持管理費ということで、村全体で2億3,000万円ほどということで見積りはしていたということですが、今回立て続けに増改築修繕、修繕という形で数百万円以上の金額のものが出ているということでもありますので、ここはもう一度、例えば、働いている人とか、定期点検に入っている業者さんとか、そういうところ、設計者さんとか、再度この維持管理費プラス修繕、増改築、交換とか、そういうところの金額ももう一度見直しして、きちっとそれは今の段階から基金として貯金しておくという形の方法がいいのではないかと一つ提案いたします。

23ページの農業関係の返還金については、分かりました。ありがとうございます。

31ページの学校のタブレットについても人数が増えるということで、これは喜ばしいことでもありますので、よかったなと本当に思いますし、ふるさと学というそのデータなり映像なり、有効活用に向けて検討するという回答もいただきましたので、本当にうれしき限りであります。

以上で私の質問は終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） すみません。何点か質問させていただきます。

私からも19ページの、今ほど横山議員からもありましたふかや風の子広場の遊具の修繕ですけれども、今副村長からも修繕、なかなか原因の究明が難しいという部分で説明があったので、あまり深くは聞かないようにしようかと思っていますけれども、水が上からし

みているのか、下から湧いているのかというところは、どちらかといったら下から湧いているというほうが原因ということなんでしょうけれども、今回暗渠を掘るという形でやるんでしょうけれども、これはこの金額をかけてそれをやってまた同じようなことが起きた場合、また同じように修繕をしていくしかないということになるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ちょっと説明が足りませんでした。前回遊具の修繕工事費に350万円ほど取らせていただいております。これが今副村長が申し上げた暗渠の排水溝がこの工事費であります。今回425万5,000円というのが、その工事の段階で開いてみたらばあそこがどうも膨らんでいて、中にはウレタンではねる材料が入っているんですが、それが水を吸ってぶよぶよになっている。反発がなくなってだるむということで、今回この金額の主な内容は、そのウレタンを全て交換するというところでございます。湧水については、前回の350万円の工事ではほぼ今回解消できると考えているところでございます。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。承知しました。

続きまして、資料ナンバー2の21ページです。

中ほどにあります民生費の委託料、児童手当関係電算処理業務は、システム更新か何かだと思いますけれども、具体的にどのような更新が行われるんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 児童手当の対象者等々を把握するためのシステムの改修になります。毎回更新が必要な場合について、国からの指示でこういう形で上げさせていただいている状況です。

5番（佐藤健太君） 毎年更新するものですか。その都度更新。

総務課長（高橋正文君） 児童手当の関連法案は、ほぼ毎年改正されますので、それに合わせた様式なんかも替わったりしますので、この更新料は、ほぼ毎年あるという考えでございます。財源については、国庫財源を全部充当させていただいているところであります。今回の10万円の給付等には関係ない計上の改修と思っていただければ。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。

続いて、23ページ、内部被ばく検査機器の撤去業務ということですが、これは以前にもあったんでしょうけれども、この機械自体は、処分という形だったんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 廃棄処分という形になります。

5番（佐藤健太君） 承知しました。

続きまして、27ページの商工費の負担金補助及び交付金ということで、ベンチャー企業創出支援事業というのがあって、200万円ほど予算が出ていますけれども、これも支援内容は何かを具体的にお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） これは大分前からこの補助事業はあるんですけども、商工業の業種をいろいろ補助事業で設定しておりますが、今回については、飲食店ということで、上限が200万円ということで、400万円の2分の1とかではなくて、200万円を上回れば上限が200万円の企業さんへの補助金だと承知しております。

5番（佐藤健太君） 今回飲食店ということで、建物なのか、何か厨房機器なのか、そういった部分の中身なのか、また外装なのかという部分がもし分かれば。

総務課長（高橋正文君） これは現在空き家になっております二枚橋の家屋ということで、事

業の内容については、今おっしゃったような厨房とか、内部の造作とか、リフォーム関係ということになると思います。

5番（佐藤健太君） もしよければ、何をそこでしようとしているのかというのが分かるようなものがあれば頂きたいんですけども、よろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ちょっと私も詳しくは承知していませんが、イタリアン系のレストランと話を聞いています。

5番（佐藤健太君） それは何か補助申請の用紙か何かがあるんでしょうか。あれば後で構わないので資料を提出いただければと思います。

総務課長（高橋正文君） 申請関係の内容の分かるものをお渡ししたいと思います。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして、最後です。29ページの消防費の消防施設修繕工事125万4,000円、須萱地区の火の見やぐら撤去とありますけれども、これは撤去のみで、特にこの後そこにまた再建築するというのではなくて、撤去のみということではよろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 消防費の撤去費用であります。幾つかの行政区から撤去の要請がございますので、火の見やぐらについては、撤去のみということです。

先ほどのベンチャー企業の200万円ですが、私、上限200万円と申し上げましたが、補助率がありまして、2分の1で上限200万円ということで、400万円以上になると上限が200万円の補助が出るということでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第91号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第91号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 公営住宅なんかを回って歩くと、水道料が高いという話になるんですけども、水道料は、周りの市町村と比較してどの程度の位置にあるのか、お聞かせください。

建設課長（高橋栄二君） 周辺市町村と比べますと、10立米まで基本料金でというところが飯舘村で今の料金体系となっております。そのほかは、そういう基本料金に含む料金が設

定されていないくて、1立米でも使えばどんどんその数字で上がっていく、単価で上がっていくところもございまして、割と福島市あたりからすると、ちょっと安めの金額になっております。ほかの町村よりは、低めの料金設定という状況でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第92号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第92号令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第93号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第93号令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第94号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤一郎君) 日程第7、議案第94号令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第95号 飯舘村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第8、議案第95号飯舘村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 新たに制定されるお話ですけれども、やっぱり原発事故起きていろいろな点で被害を被っていましたけれども、そういう中で、いろいろ申し上げてもなかなか認めてもらえなかったりということですからずっと来ていたんですけれども、この内容をざっと見るばかりで、風評被害も含めていろいろ震災前と比較して言っているのかどうか、いろいろありますけれども、全体として課税免除、特措法改正によって村も調査をし、根拠を示して援助を受けられる村民を把握していくということでしょうか。いかがでしょうか。

住民課長(山田敬行君) 今回の条例制定ということでありまして、議案説明書のナンバー3です。そちらを見ていただきますと、今回福島復興再生特別措置法の改正ということで、今年度から新たに風評被害に対応するための事業に当たって、村内に設備投資をする。新たに建物を建てたり、土地を取得したりといったものに対して、県の指定を受けて固定資産税が5年間課税免除になるというものでありまして、今後そういった事業を考えている法人なり個人事業者が、村なり県に相談を受けて、こういった事業を考えているといった場合に申請をして、該当になればこの固定資産税の課税が免除になるというものでありまして、具体的に今の段階でこの風評被害に対応するための事業が、ここにあるといたしますか、現にあるといったものではなくて、今後そういったものを、取組に応

じた設備投資を、該当になればこちらに手を挙げていくということであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 村内での事業者を含めるのか、県全体、県の特措法なので県全体なんでしょうけれども、どこでやってもそういうこと、該当するというに。ただ、該当するかどうか確認する機関なり、それをチェックしたり申請受付したり、そういう具体的な部分は、どこが所管になっていくんですか。

住民課長（山田敬行君） 今回のこの風評被害については、対象区域は村全域及び福島県内全域であります。

確認については、県及び国も対応しますが、事前の相談なりを受けて最終的に県に申請をして、福島県の指定を受けることが条件となるということになります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） こちらの対象者なんですが、農林水産関係事業ということで、農水産物の生産、加工、流通、販売等に関する事業とあるんですが、例えば、畜舎とか、様々な補助事業で建てるものとか、そういうものについても飯舘村でなった場合は、課税免除が行われるということなのか。

もう一点は、もちろん免除ということは、積極的に使って、投資なりそういうものを活発にしようということだと思うので、今後村でどのようなPRを考えていくのか。

以上、2点です。お願いします。

住民課長（山田敬行君） 対象の職種ですかね。農林水産業関連ということで、ここに書いてあるとおり、農水産物の生産ということになりますので、畜舎等は、そもそもそれでなるかどうか。風評被害ということになりますので、それをこの事業をやるに当たって影響を受けた、いわゆる生産によってその数量が落ちたとか、販売量が落ちたとか、そういったものが申請の段階で求められると聞いておりますので、そのあたり、中身については、事前に案件があれば村を通して県に確認したいと考えております。今の段階で、そのままなるかどうかについては、個々の状況があると思いますので、もし事前であれば相談をしていただければと思います。

今後これになるかどうかにつきましては、事前に村に工場等、例えば、進出を考えているとか、村内で何か新たな設備投資を考えているといった場合に、例えば、農業であれば産業振興課なり、あるいは、商工観光も関連があるかもしれませんが、一度村に相談をしていただく。どこかでこういった事業があるということで、ホームページ等にも上げていくことも考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 援助ができるのにできなかった、あのときもっと詳しく聞いておけばよかったなとか、そういうことがないように積極的に説明いただければと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第96号 飯舘村新産業創出等推進事業促進計画に基づく村税の特例に関する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第9、議案第96号飯舘村新産業創出等推進事業促進計画に基づく村税の特例に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 条例制定するわけですが、本村においては、当面どんなことがこれに該当するようなことがあるのか。どこまで具体的なものが、村民にお知らせできるようなものがあるのか伺います。

住民課長（山田敬行君） 今回の新規条例の2本目ではありますが、こちらは福島イノベーション・コースト構想に関わる部分で、参考資料3の4ページを見ていただきたいんですが、このイノベ構想の重点6分野に関連する業種ということで1、廃炉から6つあります。その中に④に農林水産業とあるわけですが、この部分、新たにイノベ構想に関わる中身での新製品の開発等という大きなのがありまして、今の段階で村の中で具体的に計画はないものと思われまして、今後この期間内で該当になるものがあればというものでありまして、今の段階では計画等はないと認識しております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） この課税免除についてなんですけれども、イノベ構想の3番目でエネルギーという項目があるんですけれども、また、経過措置の中に、施工日前までにもう新設したものについても適用するとあるんですが、このエネルギーと見たときに、今回木質バイオマスに係る部分は、大きな事業なんですけれども、このイノベ構想に入っていないのかどうか。

幾つか聞こえてくる風力発電についても該当になる可能性があるのか。最近も松塚にできました太陽光等を含めて、このエネルギーに全てのこの再エネが入るのか、入らないのか、それを教えていただきたいと思います。

住民課長（山田敬行君） エネルギー関係の部分が該当になるのかということですが、資料ナンバー3の3ページをちょっと見ていただきたいんですが、一番下、この区域は、村で産業集積後、形成、活性化を図る上で、有効な部分の定めた区域とあります。この部分、村で、今現段階で村全域を指定しないで既存の工場がある等、指定しておりまして、木質バイオマスの蕨平を含め、風力も含め、今の段階でその区域にはなっ

ていませので、今後その部分でエネルギーの部分でなるのかどうかも踏まえて、村で検討してまいりたいと思います。今の段階では、指定区域に入っていないというものであります。

2番（横山秀人君） この指定区域については、多分以前も工場の増改築とかで該当して、それはそういう制度があるから指定区域にして、そして、課税免除に持っていくという形だったと思います。ですので、様々な再エネ関係の情報が入ってくる中で、そこに過大な投資がされるのであれば、それは村で指定区域にして、そして、課税免除をするので、ぜひ住居に入ってくださいとか、そういうのがありますよというPRとかという形もできると思います。ですので、この指定区域は、村で定められると思います。ぜひ積極的に指定区域を広げていっていただければと思います。

村長（杉岡 誠君） 今ご指摘いただいたとおり、私自身なりわいの部分が非常に大事だと、今後の将来のことを考えても大事だと思っておりますので、新産業の創出とか、いろいろな条件はあるようですけれども、できるだけそういう優遇措置が受けられるような区域をしっかりと見定めながら設定をしていきたい、そのように考えております。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第97号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第10、議案第97号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 今回の条例改正は、県が発布するというところでありますけれども、どうも国のいろんな世論をいろいろ見ていると医療費無料化も先がないようなマスコミ報道もあったり、いろいろ不安材料がいっぱい出ているんですけれども、先を見据えて、国がどんなことをやっていくか分かりませんが、10年経ったのでいろいろ国の原発事故の被災地に対する打切りがどんどん進んできているので、その辺はどのような見方をしていращやるのか。この機会なので伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 国で保険税とか、保険料、あとは病院の窓口の一部負担金等で免除の終了の動きがあるということですが、国もそういう免除の打切り等の前には、

村と調整をして、相談をして段階的に引き下げるとか、激変緩和を、避ける措置を取る
とか、村に必ず相談をしてからそういう制度の改正を行うということもありますので、
そういう相談の際は、村からもできるだけ減免のお願いをして、または保険料を抑制す
るための財政補填なんかも今後も引き続きお願いしていくというスタンスで臨んでまい
りたいと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第98号 飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第11、議案第98号飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例を
議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第99号 飯館村水道条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第12、議案第99号飯館村水道条例の一部を改正する条例を議題とし
ます。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 改正点がいろいろ上がっていますが、実態とする使用状況が分か
れば。

建設課長（高橋栄二君） 現在の加入戸数でございますが、令和3年10月現在で871世帯でご
ざいます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第100号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第13、議案第100号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例を
議題といたします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第101号 復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第14、議案第101号復興産業集積区域における村税の特例に関する
条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第102号 企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第15、議案第102号企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第103号 特定復興再生拠点エリア集会所等施設整備工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第16、議案第103号特定復興再生拠点エリア集会所等施設整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第104号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤一郎君） 日程第17、議案第104号令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 説明資料ナンバー6の15ページ、19の扶助費の中、子育て世帯への臨時特別給付金は、国が二転三転どころか四転五転して、なかなか大変だと思いますが、先

ほど一括給付というお話を説明いただいたんですが、もう一度はつきり、時期が年内に給付できるのか。

今、国は、所得制限として960万円以上の者には対象外なんですけど、自治体として金が用意できるなら配ってもよいという説明がありますので、村としてはその辺、どうするのか。そこで、給付対象外の世帯数及び人数というのがどのぐらいいるのか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 10万円の給付ということで、年内に一括給付できるのかということではありますが、これは今回議決いただければ年内に支給する。ただ、0歳から15歳までは児童手当の支出にのっておりますので、この方々には年内に支給する見込みである。16歳から18歳については、いろいろ調査等、申出等が必要になりますので、これが来年になる見込みとしております。

960万円の収入制限、所得制限というのがございます。国の制度では、そういう制度がございまして、村として今ちょっと調査中ですが、何名いるかというのは、調べて判定をしてみないと分かりませんが、こういうコロナ禍ということで、状況が大変だということもありますので、あとは村としては、子育て支援に力を入れていくというものは重要なものと考えておりますので、今回については、18歳以下に一律10万円現金で支給をする方向でいきたいと考えております。

7番（渡邊 計君） そうすると、村単独の費用が必要になってくると思いますが、人数掛ける10万円というのが、これは専決でやるのか、また、臨時会で出すほどじゃないと思う、専決で十分だと思いますけれども、その辺はどういう考えでいらっしゃいますか。

総務課長（高橋正文君） もちろん国の制度設計から外れた分は、村の単独で支出することになると思います。今ほどあった予算の額ですが、これは600人ということで余裕を持って取っておりますので、後ほど財源補正になる。6,000万円のうち、6,000万円国庫で見ていたものを、例えば対象にならない方の分は単独ということで、財源補正させていただくという予定としております。

申し忘れてましたが、この制度は、先ほど申し上げたとおり、通常は国庫財源を財源として国の制度設計に基づいて給付するというものでありますから、通常ですと、対象にならない方は対象にならないという制度になるんですが、こういう時期ということで、今回は全員に支出させていただくということでありますので、今後非対象の方の事業全てにおいて村費をつけるという意味ではございませんので、ご承知おきいただければと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 未来へつなぐいいたてのお米補助金、今45ヘクタールと言ったんでしょかね。全員協議会では42ヘクタールという説明だったと思いますが、これは具体的には、どういう基準でもって1俵当たりとか、10アール当たりとか、あと期日はいつ集金が入っていくのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 2列目の飯館のお米新事業についてでございます。

先ほど45ヘクタールと申し上げましたのは、現在での来年度の作付面積予定といたしま

しては、今42ヘクタール程度の取りまとめがされているところでありますけれども、これを補助金ということでありますので、そのところがまだ増えるという可能性もありますから、村としては45ヘクタールに見込んでこの額で今試算をしていると、計算をしているということになります。

その額でありますけれども、これから主にJAさんを通じて種もみを購入されるということになってまいるかと思えますから、もうその購入した種もみ代が大体1ヘクタール、あるいは、10アール当たり幾らと今決まっておりますので、そういったものに対しまして10アール当たりの作付面積ということで8,000円を出すとしております。

時期でありますけれども、今ほど申し上げましたように、早い農家ですともう既にお米の種もみの注文等が始まっている、あるいは、これからどんどん始まっていくということでありますので、さらにこの事業の目的といたしましては、来年度その作付する農家の意欲を下から下支えするものでありますから、もしこれが議決いただきましたらば、速やかに関係機関、あるいは、村の広報紙等で生産者に対して周知をいたしまして、今年度のうちに支給したいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 木質バイオマスでお聞きしますけれども、私ども、木質バイオマス発電施設整備金額の検討成果ということで、村長より全戸配布のものが配られて、そのことをずっと読みながら、過去に、この間の全員協議会の説明だと、6月以降に申請されて云々とあります。全ての事業がそうなんですけれども、職員先頭に役場としてのいろいろな事業に対するの予算の組み方なり国との関係がいろいろあってやっていくんだけれども、いかに村民のためにこの事業なりこの補助金が有効に生かされるかというチェックをきちんとされて、協議でいろいろやりながら編成されて予算ができてというのが、必要な流れになると思います。私ら議会も村民を代弁してのチェック機関として、だから、このバイオマスについて、特に新しい議員さんもおられますので、今までの経過も踏まえてきちっと、この間の全員協議会で私どもが聞いたら、施設設定もいろいろもうこれからだという話なので、具体的にはどういふものかも分かりませんが、国が予算をつけてくるというには、それなりの申請なりそれなりの根拠なり、飯館の森林にとっての未来志向型の森林再生の農業体系を含めて、いろいろ含めたものが申請されて、それを国でチェックされて、きちんと今の段階ではこのことは認めますとなってくるんだと思います。そのチェックする材料が、議会議員にはちょっとないんです。ですから、我々がチェックしたり、いろんな全国的なバイオマス経営なりいろいろ調査したりするその土台に立たせてもらいたいんです。そのためには、村が国に申請したものも含めてどんな根拠があって、これが本当に涙ながらの減価償却するときも私だったり地区の皆さんがそこを提供し、本当は村全体の森林再生のためにまた涙をのんで提供してこの事業を実施しようとしているわけですから、最終的に20年間ぐらいやる事業でしょうから、そういう流れに立てば、私ら議会議員としてもそのときにどのようなチェックをしたり、どのような調査をされたんだって言われないうえにもきちっとしないといけない。バグフィルターが2つあるから大丈夫だなんていう話は、減容化施設の問題で裁判になって

いたり、バイオマスについてだって田村市で今も住民等の間でもめていたり、いろいろね。あとは全国的なバイオマス経営を見ると、自治体が関係しているバイオマスの80%以上が、赤字経営なんです。そういう流れを見たりしてきたときに、健全に20年、この飯舘村の森林再生、75%の森林を持つ飯舘については、本当に明暗がかかる事業なんです。そういうことからして、私ら議員が、本当に調査したり勉強したり、きちっとチェックしていかないと、私らの仕事、立場がないんですよ。そのためには、その土台となるものをこの資料とこの間の全協で配付された2点で調査し、チェックしろと言われてもなかなか容易ではないので、きちんとしたものを出していただきたい。そういう流れで一緒になって両輪のごとく進めていきたい。そして、村民にも安心安全なこういう流れで行くんだということを伝えていきたい。そのための努力をぜひお願いしたい。

総務課長（高橋正文君） 全協の資料、ちょっと分かりにくかったということで、申し訳ありませんでした。

バイオマス関連の補助申請の書類は、かなり膨大なものがあると思いますので、その中から分かりやすいものを、まず議員からどんなものが必要かということを担当に言っていただいて、議長を通じてどんな書類が必要だということをお知らせいただければ資料を提供させていただきたいと思います。すぐというわけには、ちょっとお時間いただくかもしれませんが、資料をお出ししたいと思います。

8番（佐藤八郎君） 多分国会議員を通して飯舘からどういう申請、全体のものであったんだと言ってもらって資料をもらえるかもしれませんが、そういう話じゃなくて、村も議会も村再生に、復興に一生懸命共にやっているわけだから、そういう意味では、国が要望しているチェック点もあるんだろうし、そういう点である程度のものは出していきたい。私も何回か言ったんだけど、全然その後出てこないし、だから、今総務課長言うように、何が欲しいんだか言えば出すというのであれば、これから精査して出しますけれども、いずれにしろ国が予算をつける根拠となったもの、大丈夫なんだと、進めるんだと、国の公金をぶっ込んでも大丈夫、進められる事業なんだということにしていけないと。そういうことで。

村長（杉岡 誠君） 全員協議会の中でもご説明申し上げた部分を、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、国が今回交付金を採択するに当たって、おおむね4つの点があったということで、1つは、その間伐材バークを燃料として使うという計画について、安定供給協定がしっかり結ばれているという事業の現実性の部分、それから、施設に関しては、7,500キロワットという部分についても設備構成を含めて適切だという判定があった部分、それから、周辺環境への影響、放射性物質対策以外にも排ガス対策等々の環境影響についても適切な管理計画があるということ。それから、赤字経営というお話がありましたけれども、この事業に関しては、収支計画の妥当性を確認したというところがありますので、そういったことが通常の申請書類の中だけでは分からない部分かと思えますけれども、結果的にこちらから国にどういう審査基準があったのかということをしつかり聞きながら皆様にご説明を申し上げたという部分かと思っております。

なお、議員がおただしのおり、国でもこちらの申請書類については、ホームページに

公表する部分もあるでしょうし、そういったものについて、今総務課長が申し上げましたけれども、議員皆様にとって全て共通の資料となるべきものだと思いますので、議長を經由しながら、詳細についてこういったものをということをご指摘いただきながらこちらで準備させていただきたいと思うところであります。どうぞよろしくお願い致します。

8番（佐藤八郎君） 補正予算の中では、施設だけの話になってあれですけども、全員協議会でも言ったように、12市町村とか云々とあれば、交通網全体、県道とかは、いろいろ一生懸命改修、ここ何年か急に改修がどんどん進められていますけれども、だから、そういう全体図、先ほど除染当時のダンプは、非常に私ら村民の乗用車なり村民に対して安心安全を思わせるような交通網があったんですけども、最近何だかあんまりダンプが少ないものだからか、もう乱暴な運転とか、いろいろあるので、やっぱり村内でやる場合、特に高齢者が帰ってきて車を運転することが多い中では、どこで事故が起きてもということもある。そういう村民生活に基づいてのこともあるので、交通安全の部分もきちんと今の入っている業者、国に向けても言ってもらったり、そういう長期的なスタンスで危険な箇所の改修なり改善、待機所を造るとか、工夫しないとという部分もあるので、全体に施設だけは請け負った会社が施設だけのお金でやるかもしれないけれども、だって、全村民がいない状態で事業進捗するわけじゃないから、だから、そういう流れに私らが、ああ、そうなんだ、こうなんだというものがあつたほうが安心安全できるので、その点もお願いをしておきたい。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後1時10分）

総務課長（高橋正文君） 先ほどの一般会計補正予算の中でご説明がありました被災者支援総合交付金の返還ですね。2,000万円ほどの一覧をお出しさせていただいております。この事業は、このような3つの項目に分かれておりまして、3番をちょっと見ていただくと、ここにスクールバスの運行业務であったり、生活支援ワゴン運行业務、こういう重要な事業が入っている交付金でございます。3番は、ほぼ執行しておるんですが、1番、2番でこの返還額が相当額出たというのは、主にコロナ禍ということで事業が執行できなかったということでの返還金が発生したという内容でございます。

村長（杉岡 誠君） 先ほど佐藤八郎議員の最後のご質問の中に、全体図とか、あるいは運搬等のいろんな概要図についても提出をというお話がありましたけれども、今般、国に事業申請する中において、そこまで詳細な部分はまだ詰めていない部分がございますし、これから村と事業実施主体である飯館バイオパートナーズ、あるいは、行政区の皆様ともいろんな協議をしながら構想をまとめたりするものがあるかなと思っております。仮々置場の運搬、運出、搬出ということについても、あるいは減容化炉からの様々な運用についてもこれまでも議会の皆様にご報告をしたり、あるいはご指導賜りながら様々

なことを調整してきたと思っておりますので、今回の件についてもそういった調整が整いましたら、皆様にもまたご説明をしたり、いろんなご意見を賜る機会を設けたいと考えております。

それから、その前のご質問の中で、未来へつなぐいいたてのお米支援事業の件、米価の減収対策かのごとく説明を申し上げましたけれども、米価の減収対策ということではなくて、飯舘村としては、これからさらに力強く農畜産業復興に向かってやっていかなければならない。そこの意欲をしっかりと持っていただくために村独自の支援策として反8,000円というものを来年度の作付予定面積、主食用米に限定されますけれども、それについて支援させていただくという部分でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 今回の補正について質問いたします。

この議会がインターネットで公開されているということで、おととい一般質問が終わった後にすぐ電話が来まして、この件はどうなんだ、いや、こういうことだからこうでしたよというお話をしました。また、昨日も10人ぐらいの方に今回の一般質問の経過を説明して、質問に対しては、こういうことですよということで回答しました。

今回、今朝追加議案としてこの補正が出されたわけではありますが、議決に当たっては、やはり村民の方にこの議決したこのお金の内容を聞かれたときには、説明することが議員の責任だと、義務だと思っております。そこから考えますと、昨日木質バイオマスの概要ということで全員協議会で説明がありましたが、今朝追加でこの補正予算の議案が来るとは思わなかったです。そして、朝説明を受けたときに、40億円の債務負担行為、つまり補助金を払う約束をします。内訳は、分らないです。そして、15ページで木質バイオマス施設等緊急整備事業補助金ということで、今年度1億1,983万2,000円、この内訳も分らないです。つまり、今議決したとしても私は、村民にこの詳細について答えることができません。ですので、議決に入る前に村民に説明できるような資料の追加提出並びに説明を求めます。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。再開は13時45分とします。

（午後1時20分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時45分）

副村長（高橋祐一君） 木質バイオマスですね。予算書の15ページの負担金補助金の1億1,983万2,000円と金額が上がってございますが、この説明としましては、先ほどお配りしました資料があるかと思いますが、これは国で公表されている資料でございます。参考資料としましてスケジュール表、工程表がございます。これについては、村のほうのバック資料ということで整理してあります。全協でお配りしました資料も、ちょっと5

ページを見ていただくと分かりやすいかなと思いますので、その辺、準備いただけたらご説明したいなと思います。

まず、国の資料に関しましては、大枠の金額、全体事業費として75億7,980万円という金額になっています。そして、その交付対象金額が50億7,520万円という金額になっていて、その資料としては、次のA3の資料の中には、今回37回目の申請となっているんですが、同じ申請の中にこういう事業が一緒に入っていて、木質バイオマスについては、こういう形で審査オーケーですよという資料が入っています。

まず、全協の資料の5ページの中段のところに村補助金額予算額というものを書いてございます。そのところに37回申請分ということで、全体で55億7,520万円と金額がございしますが、これが先ほど国で出されていまして55億7,520万円という金額に該当していますよというところでございます。

その前に55億7,980万円と全体金額が載っていて、そのうちの55億7,520万円が今回の37回申請ですよという内訳になっております。その後38回の申請で、残りの分についてを来年度以降、計上していく形になっています。そこに出てきますのは、今回予算書に出てきます1億1,983万2,000円というところがその全協の資料のところに、うち令和3年度分の村補助金交付額という形で1億1,983万2,000円という数字が上がっています。これが今回の予算書です。これに関しましては、令和3年度、下の1億5,977万5,000円という金額がありますが、これが全体の事業費です。その全体の事業費のうち、補助金4分の3の1億1,983万2,000円を予算に計上しているという流れになってございます。1億5,977万5,000円、それが何かというところでございますが、それにつきましては、スケジュール表を参考様式ということで1枚の紙で先ほど追加で配付させていただいた資料でございますが、その中に上のほうにつきましては交付の申請時期とか、そういうスケジュール表、ヒットの申請、系統図の工事とかという形で載っていますが、その下のプラント建設工事、この部分が今回の補助の内訳という形になっております。そのプラントの工事に関しては、土木建築工事がまずありますよと。そのほかにプラント自体の工事がありますよという形になっております。これが実は、その工程表の中で1点目を見ていただきますと、37回と38回という数字が入っているかと思います。37回というのは今回の補正の申請分で採択になった部分です。その分の令和3年度四半期の部分のところが、今回の補正予算の部分の工事ですよという形になっています。それが設計費として1億5,977万5,000円でございます。その4分の3で1億1,983万2,000円という形になってございます。

では、それは何をやるのかというところでございますが、これにつきましては、プラントの実施設計をするという形になっております。内訳としては、実施設計図の作成、プラント設備の共通仕様書の作成、図面の作成、工事計画書の作成、出来高図の作成と、そういうものが全て入って1億5,977万5,000円と全体の事業費になっています。これに対して村が4分の3の補助を出すという金額が、予算書に上がっています1億1,983万2,000円という金額になります。今年の予算額について、こういう形でございます。

それと、先ほど予算書の最初に債務負担ということで令和6年までの資料という部分に

については、40億6,156万8,000円という金額ですか。それにつきましては、全協の資料の中でご確認いただければいいのかなと思います。

それで、もう一回この工程表を見ていただきますと、令和3年度までのラインがあります。それ以降の部分が37回と38回の申請の補助金をもらって進んでいくよと。37回については、もう採択になって、基金化して来年度すぐ始められるとなりますよと。38回については、今後申請していきますよという形でございますので、37回の申請の内訳としましては、プラントの土木の設計関係です。あとは鉄骨、そういう準備、材料調達という部分が、今回の37回申請に上がっております。

それと、プラント工事の今現在お話ししました設計とプラントの工事まで全て入って、今回申請させてもらっているということでございます。というのは、プラントは分割発注できないという一体のものでありますから、これについては、今回一定的に補助金の申請をして、ただ、令和3年度までできる分については、今回の予算書で上げていただきまして、それ以降の分については、先ほどの債務負担の部分で計上して、毎年予算の計上をさせていただく流れに今現在なっております。

私からは以上です。

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後2時03分）

これから討論を行います。ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第105号 八木沢地区養豚施設新築工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第18、議案第105号八木沢地区養豚施設新築工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 理由では木材高騰というんですけれども、木材が不足しているのか。どういふことで価格がそんなに大幅に上がっているということなのか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、今般の変更理由である増額について、木

材がどれほど上がっているのかということとっております。

この八木沢の施設でありますけれども、議案説明資料ナンバー7の1ページにあります3番の工事概要、この中に畜舎等、上から2つということでありまして、そのほかに分娩のための施設であるとか、大部分が木材、トランス方式という形の木材を使った建物の構造を取るということにしております。その木材の使用量でいきますと、439立米ほど使用するわけでありまして、こちらの単価が、先ほど申しました理由によりまして、種も高騰しております、実際価格でいきますと大体従前の設計段階からの増加として、押しなべて1.8倍ほどに上がっているということになっております。したがって、この部分がそのまま工事に跳ね返ってくるということで、今般その増額ということでありまして、非常にかつてないほど木材が高騰しているということをご理解いただければと思います。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 当初はどんな木材を使うか聞いていないんですけれども、輸入材木とか、いろいろ含めて不足しているんですか。現状としては、高騰の理由なんかは、調査されているんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 使う木材であります、輸入材を考えております。でも、それがコンテナ不足とかと言われておりますけれども、それで入ってこない状況でございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 工事がスタートしているので、国産材に切り替えるとか、いろんな方法で予算の中で収めるような方法は、全く考える余地はないんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の建物であります、強度的に輸入木材を使つての構造計算をやっておるものですから、なかなか代替というわけにはいかず、このようなことで考えております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第106号 飯館村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤一郎君） 日程第19、議案第106号飯館村教育委員会委員の任命につき同意を求め

ることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第20、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(佐藤一郎君) 日程第20、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第21、承認第2号 専決処分の承認について

議長(佐藤一郎君) 日程第21、承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休議します。

(午後2時22分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 再開します。

(午後2時23分)

議長(佐藤一郎君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第22、承認第3号 専決処分の承認について

議長(佐藤一郎君) 日程第22、承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 人事院勧告がいろいろありますけれども、職員との関係、労組との関係で、懇談会か何か持たれて、そういう点では、ご意見などはなかったのでしょうか。

総務課長(高橋正文君) 期末手当の引下げについて、組合等とは、組合でも報道等では内容は承知しておりましたが、組合の幹部とは、この人事院勧告は福島県に準じて進めるという内容については、協議はさせていただいております。

8番(佐藤八郎君) 人事院勧告があれば全て従うということにはなっていないと思いますけれども、この専決、三役も、議員も含めての流れなのであれですけれども、職員はなかなか勤務上、いろいろ大変なところがあるので、ここで減額という部分ではどうかと私は思ったんですけれども、お話し合いの結果、そういうことではなっているのであればあれですけれども、そういうことではご理解を願っているということですか。

総務課長(高橋正文君) 職員の方の考えということではありますが、そもそも人事院勧告は、民間企業との比較で公務員との高いか、安いかという比較になりますから、今回は民間に比べて公務員が0.1月分ぐらい高いという人事院勧告でございますので、職員の皆様もそういう社会情勢等をよく理解しておりますので、職員からは県に準拠して勧告を行うことについては、何も意見、異論というか、そういうものはなかったと承知しております。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第23、閉会中の継続調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第23、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書の

とおりの、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第24、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。両委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、両委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第25、議員派遣の件

議長(佐藤一郎君) 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(佐藤一郎君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第8回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時28分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月17日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘